

平成 27 年 第 3 回知名町議会定例会

第 1 日

平成 27 年 9 月 8 日

平成27年第3回知名町議会定例会議事日程
平成27年9月8日（火曜日）午前10時00分開議

1. 議事日程（第1号）

- 開会の宣告
- 開議の宣告
- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
(議長)
- 日程第4 行政報告
(町長・教育長)
- 日程第5 報告第3号、報告第4号、報告第5号
- 日程第6 一般質問
 - ①松元 道芳君
 - ②名間 武忠君
 - ③山崎 賢治君
 - ④奥山 直武君
- 散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	田中 富行 君	2番	今井 宏毅 君
3番	名間 武忠 君	5番	森山 進 君
6番	山崎 賢治 君	7番	平 秀徳 君
8番	松元 道芳 君	9番	東 善一郎 君
10番	西田 治利 君	11番	奥山 直武 君
12番	福井 源乃介 君	13番	今井 吉男 君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 迫田昭三君 議会事務局次長 東 公仁君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	平安 正盛 君	会計管理者兼会計課長	安田 輝秋 君
副町長	宗岡 与名彦 君	税務課長	山崎 實 君
教育長	豊島 実文 君	町民課長	榊 憲次 君
総務課長	榮 信一郎 君	保健福祉課長	安田 廣一郎 君
総務課長補佐	村山 裕一郎 君	老人ホーム園長	新納 哲仁 君
企画振興課長	榮 照和 君	水道課長	伊藤 末隆 君
農林課長	安田 末広 君	水道課参事	山田 悟 君
農業委員会事務局長	川野 兼一 君	教育委員会事務局長兼学校教育課長	瀬島 徳幸 君
建設課長	高風 勝一郎 君	学校教育課参事	平山 盛文 君
耕地課長	窪田 政英 君	教育委員会事務局次長兼生涯学習課長兼中央公民館長兼図書館長	大郷 一雄 君
耕地課参事	山下 清則 君	給食センター所長	徳岡 秀郷 君

△開 会 午前 10 時 00 分

○議長（今井吉男君）

議場におられる皆さん、ご起立ください。
おはようございます。お座りください。

△日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（今井吉男君）

ただいまから平成 27 年第 3 回知名町議会定例会を開会します。
これから本日の会議を開きます。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって平 秀徳君及び松元道芳君を指名します。

△日程第 2 会期の決定

○議長（今井吉男君）

日程第 2、会期の決定の件を議題にします。お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 9 月 14 日までの 7 日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 9 月 14 日までの 7 日間に決定しました。

△日程第 3 諸般の報告

○議長（今井吉男君）

日程第 3、諸般の報告を行います。報告事項はお手元に配付してあります。若干申し上げます。

7 月 19 日、赤十字奉仕団研修会が知名町老人福祉センターで開催されました。地震等の災害発生時にけが人の応急手当や炊き出し方法についての講習会がありました。

7月30日、平成27年度防衛省全国情報施設協議会総会が参議院議員会館で開催されました。北は北海道稚内分屯基地の所在地稚内市会議員中井議長、南は沖縄県宮古島分屯基地の宮古島市議会佐久本副議長を初め、全国の30情報施設の所在地市町村から総勢48名の出席がありました。今年度新たに北海道標津町議会と沖縄県与那国町議会の新規加入が承認されました。平成26年度基地交付金が知名町に764万8,000円、国有提供施設等所在市町村助成交付金として交付されました。大島郡内では、喜界町通信所に1,592万4,000円が交付され、ちなみに最高額は青森県大湊分屯基地の所在地むつ市に9,039万3,000円が交付されております。

9月4日、第53期南栄糖業株式会社定時株主総会がフローラルホテル会議室で開催されました。平成26年度は、10月に襲来した台風18号、19号の被害を受けましたが、生産量6万7,024トンで前期に比べ1万8,243トンの増産となり、当期純利益1億3,966万円となっております。役員改選があり、本部社長がご勇退され、新社長に芋高常務取締役が就任しました。

次に、閉会中に受理した陳情第6号、国に対して「安全保障関連法案」に反対する意見書をあげていただくことを求める陳情書及び陳情第7号、外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情は、文書配付とします。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果を同条第3項の規定により監査委員から報告があり、お手元に配付のとおりであります。

次に、総務文教常任委員会及び経済建設常任委員会から提出のありました所管事務調査報告書については、お手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

△日程第4 行政報告

○議長（今井吉男君）

日程第4、行政報告を行います。まず、町長の報告を求めます。

○町長（平安正盛君）

おはようございます。

それでは、閉会中の行政報告を行います。

お手元の資料、要件によっては前後したりしますけれども、よろしく願いいたします。

まず、6月19日、百合フリーズ生産出荷組合の役員会が行われ、今期の取引

関係の事前協議ということで開催したところですが、今期についても例年どおり取引期間が6月20日から7月10日までの21日間とし、取引価格も従来どおり価格の据え置きということで、地元の組合と指定商社の組合が了解をしたところであります。

特に、価格については、百合組合から箱代の値上げなどの資材の高騰により価格の見直しをし引き上げていただきたいということで要望したところではありますが、指定商社側から、近年の花卉需要の厳しさもあり据え置きの要請があり、双方とも了解し、結果的には据え置きということになったわけです。

今期については、生育状況もよく、球根の肥大化で大玉傾向が見込まれる中で取引がスタートしたところであります。

取引期間中の7月2日には、指定商社との意見交換会を開催し、席上、球根の買い上げについては、予定どおり商社は割り当ての全量の引き取りをお願いしたところであります。しかし、残念ながら、豊作というか、大玉傾向という状況があり、残念ながら最終的には割り当て数量の約97%が取引されており、大玉を中心に88ケースほど残っているかなというふうに思うところです。このことについては、後ほど一般質問もありますので、その際に詳しいご報告ができればと思います。

6月21日、22日、それから7月11日、8月3日、8月14日、8月20日、いろいろ今日課題であります地方創生関係の取り組みがあります。

今回の地方創生における、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定に当たっては、従来の総合振興計画策定などと違い、ハード・ソフト両面にわたるあらゆる角度から意見を集約し、特に人口減少に関する人口ビジョンの策定をする必要から、今日までさまざまな取り組みを行ってきたところであります。

主なものとしては、役場庁内にプロジェクトチームやワーキングチームの立ち上げ、各地の沖洲会との意見交換、それと現役の沖高校生と対象としたミーティング、さらには町内の各分野の有識者で構成する有識者会議等を初め、さらに職員の研修並びに職員からの企画、政策提案の提出をいただいているところであります。

今後もこのような取り組みを数回重ね、12月中には意見、提案を集約し、本町の総合戦略を策定いたす予定としております。また、人口ビジョンに関しては、過去の分析や現在の状況把握はほぼ終わっており、今後、総合戦略の策定していく中で、数値目標も入れたビジョンとしてまとめていく予定となっております。

6月26日、区長の交代があつて、辞令交付をしているわけですがけれども、各集落のいろいろの都合で引き継ぎの時期がずれて、さきに報告してありますが、大津勘については、4月に発令、辞令交付し、今井区長から武村進治さんにかわり、

6月26日には、新城の森田区長から大當清信さんに引き継がれており、また、7月24日に、余多の区長が今榮区長から前田安彦さんにかわって、それぞれ辞令交付を行ったところであります。

6月29日、JAC日本エアコミューターの株主総会が開催されたところですが、26年度からJACのドル箱路線であった伊丹鹿児島、伊丹宮崎線がJALに移管された関係で、その減便の分を他の路線に機材を投入したことと、奄美群島内の交付金を活用した航空運賃の低減化などにより、利用者の増加が図られ、結果的には、おおむね収益においては前年度並みの状況となっています。

営業収益として252億200万円で、当期の純利益が21億6,800万円となっているようです。そのうち8%を株主に配当するというので、その8%は総額1億7,350万8,000円ですが、JAC全体の総数の株が6,000株で、そのうち160株を本町が保有していますので、それに対する462万6,000円の配当を受けているところであります。

6月30日、沖永良部農業用廃プラスチック類適正処理推進協議会が開催されたわけですが、26年度の決算関係並びに27年度の予算関係を協議いたしております。

この協議は、両町、両JA事業本部、花卉農協、たばこ耕作組合の6団体でおのおの負担金を出し合い、運営しているものですが、26年度の処理状況は、知名町としてポリ関係が2万7,550キロ、肥料袋が4,200キロ、その他ネットやその他で850キロ、合計3万2,400キロが処理されているわけですが、沖永良部全体では6万6,420キロの処理となり、それぞれ1キロ当たり処理料は100円ですが、今申し上げた協議会で半分の50円、持ち込む農家の負担が半分の50円ということで処理しているわけですが、総額にして332万1,000円が協議会分の負担分となって、そのうち本町分は162万円ということになります。

なお、そのほかにポリ容器処理料として36万6,000円が支払われているようです。

7月13日、沖永良部農業開発組合の理事会が開催され、26年度の決算関係を審議したところです。26年度の決算は、サトウキビの生産状況からして厳しい経営が予想されたわけですが、種苗供給事業の適正化を図るなど、経営改善の取り組みや増産基金事業による堆肥販売の伸び等があり、収入で1億6,079万4,000円、支出で1億5,408万4,000円となり、当期の差し引き671万円の黒字となっております。

各部門ごとの収支状況を見ますと、まず集脱事業で1,919万6,000円の

黒字、農作業受託事業で54万3,000円の黒字、種苗供給事業で182万4,000円のマイナス、堆肥事業で1,000万5,000円の黒字、それから農業機械貸付事業で11万7,000円の黒字となっております。

7月29日と8月19日、第一航空関係が記載されておりますが、去る3月末をもって第一航空による沖永良部沖縄間の航空路線が運休することとなり、その以前あるいはその後に、両町で各航空会社（JAL、JAC、RAC）並びに国や鹿児島並びに沖縄県側に航空路線の開設をたびたび要請してまいったところでありましたが、結果的に厳しい状況だという回答で今日に至っております。

このような状況の中、沖縄選出の下地幹郎衆議院議員にもたびたび要請をしてきたところ、下地先生と第一航空側と再三協議をしていたようで、7月29日に奄振予算の陳情で上京した折、下地先生から連絡を受け、下地先生の議員会館事務所で航空局並びに第一航空を交えて協議を行い、その協議を踏まえ改めて8月19日に同じく下地先生の事務所で協議を行ったところでありました。

現段階で確定的ではありませんが、第一航空側としては、本年度新たに19人乗りのDHCの機材が沖縄県から貸与されており、粟国島及び波照間島の両路線の運行状況を勘案しながら、沖縄沖永良部線の再開も可能ではないかとの意向もあるようで、今後、下地先生のお計らいで航空局や沖縄県とも協議するとともに、沖永良部空港での地上業務についてJAC側のご理解、ご協力をいただかなければなりませんので、そのことも含めて今後協議を重ねてまいりたいというふうに思っているところです。

今申し上げたように多くの課題もありますが、今後とも継続的に協議をし、さらに、このことについては特に沖縄県の理解が得られなければならない状況でありますので、現段階では流動的ではありますが、今後できることであれば定期路線の開設であります。その路線開設自体は非常に厳しい状況です。不定期とはいえ直接沖永良部と沖縄間の航空路線が開通されることはいいことではないかなというふうに思い、定期路線化と不定期路線の両面から、さまざまな形で取り組んでまいりたいというふうに思っております。

それから、8月23日、園芸振興会の総会があったわけですが、26年度の決算関係や27年度の事業計画並びに予算案等について審議され、同時に役員改選が行われたところですが、役員改選では、10年間会長を務められた森山進さんが勇退され、新会長に久本和秀さんが選出されました。野菜を取り巻く厳しい環境の10年間だったと思いますが、この10年間、森山議員が会長としてご苦労されたと思っております。感謝と敬意を表したいと思っております。

26年度の野菜年度の主力品目であるバレイショにおいては、生育期における低温や、1、2月の干ばつなどで、芋の小玉傾向となり、出荷計画の3,100トンに対し、実績が1,648トンと大幅に下回っておるわけですが、野菜の需用が伸びたため、単価的には前年度より高値で推移しており、販売額がキロ当たり平均単価が206円で金額にして3億5,660万円となっております。また、そのほか野菜全品目では総額で4億4,769万円に達しております。なお、27年産のバレイショの出荷目標は2,800トンというようであります。

その関係もありまして、去る9月3日、北海道の種芋バレイショ産地をJAとともに訪問したところであります。9月2日に北海道に入り、2日並び3日で、JAあまみ知名事業本部並びに知名町園芸振興会のメンバーの皆さんと、北海道のJAそらち南で種バレイショの件の視察及び現地での取扱対策会議に参加をしたところです。

JA知名が扱う種バレイショの全てが栗山町を中心とするJAそらち南のバレイショを使用していますが、今期の作付状況については、視察の機会があり、参加し、それぞれの産地の種バレイショの組合員の皆さんともさまざまな角度から意見交換をしたところです。

北海道の種バレイショの状況は、雪解けも平年より早く、その関係で定植も4月下旬と早く、順調に生育していたようではありますが、6月上旬の大雨や6月下旬の干ばつ等で一時は心配されていたようでしたが、その後は順調に生育をしておるようです。

8月中旬に収量見込み調査が実施されており、規格割合は大玉傾向で、かつ、粉状そうか病や皮目肥大、亀の甲類症状などの生理障害も一部は見られており、9月3日の鹿児島県側と現地の種苗組合並びにホクレン、JAそらち南、3者の協議、目ぞろえ会があったわけですが、その点に関して十分な協議が行われ、北海道側としても可能な限り鹿児島の購入者側の意向に沿った優良な種芋を販売する旨のお話があったわけですので、それを期待すると同時に、知名町、JA知名が予定しているデジマ、ホッカイコガネ、メイクインについては、おおむね予定どおりの入荷ができるものだと思います。また、種芋の到着は、現段階では会場では11月2日から3日からごろというようなことですが、おおむね11月の初めに計画どおりいくということの返事でありました。

なお、網走地区に発見されておりますジャガイモシロシストセンチュウに関しては、現在のところ網走地区以外は確認されていないということのようです。JAそらち南地区の種芋については汚染されていないとの報告を受け、安堵をしたところ

であります。

8月26日、町の花弁振興会の総会が開催され、26年度の決算並びに27年度の予算関係が審議されております。

26年度は、花卉全体で、販売本数で前年比の83%と大幅に下回ったものの、販売金額では前年度並みの総額3億3,863万円となっています。生産量の減は、ご存じのように1、2月の干ばつが影響したものと思われております。

各品目では、主力3品目を見ますと、テッポウユリで出荷量が15万本と回復の兆しがあり、単価にしても平均で前年の6円アップとなり、やや安定している感があります。グラジオラスは、単価は前年度並みの78円でしたが、10月の台風や1、2月の干ばつにより、量、金額が前年度をそれぞれ下回っております。ソリダコですが、グラジオラスと同様、単価は前年度より10円上がったものの、台風や作付面積並びに生産者の減少で出荷量が前年度の約6割まで落ち込んでいるようであります。

なお、27年度は、花卉全体で3億5,910万円の目標としておるようです。

8月28日、29日、30日ですが、第6回の沖永良部シンポジウムが開催されたところです。

昨年4月から徳時に移住された石田秀輝東北大学名誉教授が中心となって企画したもので、8月29日、30日の2日間にわたって開催され、環境省大臣官房審議官の中井徳太郎氏を初めとする多くのゲストや島内外から多くの皆さんが参加して盛大に開催されたところであります。

シンポジウムは、昨年の5回目のシンポジウムの成果を踏まえ、「さすていなぶる・あいらんど（持続可能な島）をめざして」というテーマで開催したわけです。基調講演、それから兵庫県豊岡市でコウノトリを中心とした自然との共生活動を行っている小学校の子供たちの事例の発表など、食、自然、集い、楽しみ、仕事の5つの分野における分科会での討議が行われ、失われつつある自然を生かした暮らし方を見直すライフスタイルを目指して、参加者の皆さんが討論に参加しておったようであります。大変有意義なシンポジウムだったと思います。

近日中に石田名誉教授が今回のシンポジウムを総括した要望書をまとめ、本町並びに、以前、議会の皆さんともいろいろお話ししていたと思いますが、議会にもその要望書を提出するというような手はずになっております。

8月31日、沖永良部の死亡獣畜処理組合の総会があったわけですが、26年度中の死亡ですが、本町で成牛が19頭、子牛が5頭、胎児が45頭、合計69頭です。沖永良部全体では、成牛が54頭、子牛が25頭、胎児が141頭、合計

220頭となっており、この合計の数字は、ほぼ平年並みかなというふうに思うところですが、残念ながら220頭も年間牛が消えるというような事態です。現在の競り価格を参考にしながら、例えば1頭50万円とした場合に、本町で69頭ですので、3,450万円、全体としますと、50万円掛ける220頭ですので、1億1,000万が露に消えているという非常に残念な結果ですが、これはいろいろ死亡するに至った理由等もあるかと思いますが、関係者が一体となってやはりその減少を図る対策を講ずる必要があるのではないかなというふうに思うところです。

9月4日、先ほど議長からもありましたが、南栄糖業の第53期株主総会が開催され、決算関係や役員の変更が行われたところです。

決算を見ますと、原料のキビの処理料が6万7,024トン、それを製品化した販売量が8,135トンで、久しぶりの8,000トン台に回復したようです。それによる売上額が12億5,268万円、その結果、売上額も12億円台を回復したということになっています。当期純利益で1億3,966万7,000円、借入金総額が現段階で6億70万3,000円であります。

23年度第49期の10億9,200万円からすれば、おおむね大幅な減少というふうになり、今期が現状では9万トン以上も見込まれる状況ですので、そのまま推移すれば、借金もかなり大幅に減少し、肩が軽くなるのかなというふうに思うところがあります。

その結果、平成8年に両町、両農協が南栄糖業と交わした例の最低保証の覚書に基づく財政支援をやってきた年度もあったわけですが、それにかかわる保証額の数字が全てゼロになっております。

なお、役員改選は、先ほど議長からありましたように、本部社長から芋高新社長に、前常務の芋高さんから前田和茂さんに常務がかわっております。

なお、今期、27、28年期の操業計画については、先ほど申し上げたように大幅な増収が見込まれるということで、以前からたびたび年内の早い時期に操業していただくように要請をしてきたところですが、総会の段階では、新社長から、12月の10日開始をめどに工場の整備に入っているということで、おおむねそれが予定どおりいくものかなというふうに思っていますが、改めて会社側には、10日ということではなくて、それ以前にでも操業するようにというふうに要請をしまいたいというふうに思います。

それから、9月7日、昨日、町の交通安全対策会議が開催され、9月21日から30日までの10日間、秋の全国交通安全運動が展開されます。

特に期間中は、議員の皆さんにも街頭指導をお願いするかと思いますので、よろしくご指導いただくとともに、町内の交通事故撲滅にご尽力いただけますようお願いいたします。現在、本町は対前年同期の減少という状況ですので、その傾向が続けられるよう皆様方のご協力をお願いし、行政報告を終わります。

以上です。

○議長（今井吉男君）

これで、町長の行政報告は終わりました。

次に、教育長の報告を求めます。

○教育長（豊島実文君）

閉会中における教育行政の報告をいたします。なお、お手元の資料に基づいて、主なものについて説明をさせていただきます。

まず、6月22日月曜日です。議会委員会室において第1回知名町生徒指導主任等研修会が行われ、各学校の生徒指導上の課題等についての協議が行われましたが、本町の各学校では、生徒指導上の大きな問題行動はこれまで発生していないということでした。

次、6月25日木曜日です。各幼稚園・各学校において平成27年度学校花壇コンクールが行われ、審査の結果、最優秀賞は田皆中学校、優秀賞は田皆小学校、努力賞は上城小学校、下平川幼稚園、住吉幼稚園でした。

次、7月3日金曜日です。沖永良部高校において、平成27年度小、中、高連絡会が行われました。連絡会では、まず5校時の授業参観がありましたが、どの学年も落ちついた雰囲気の中で多くの生徒が熱心に授業に取り組んでいました。協議では、平成27年度入学学力検査の分析結果の報告がありましたが、年々合格者の平均点が上がってきており、平成24年度は県平均との差がマイナス39点であったが、本年度はマイナス6点であった。また、平成27年度国公立の合格者は16名で過去最高の合格者数であったとのことでした。

次、7月11日土曜日です。各学校において、滞りなく有意義な土曜授業が行われました。

7月12日日曜日です。中央公民館において、知名町理科教室が行われました。講師の脇田幸治先生が、理科の自由研究の仕方について、具体物を用いて詳しい説明があり、参加した小学生の親子約70名が楽しそうに理科の自由研究について学んでいました。

次、7月17日金曜日です。あしびの郷において、霧島国際音楽祭みやまふれあいコンサートインちなが行われ、クラリネット、チェロ、ピアノの各演奏者の演奏

を200名余りの観衆が鑑賞しました。

次、7月22日水曜日です。知名小学校プールにおいて、平成27年度第30回知名町小学校水泳記録会が行われ、6年男子100メートル自由形などで7つの新記録が出ました。

次、7月29日水曜日です。奄美市において、平成27年度第3回大島地区教科用図書採択協議会が行われ、平成28年度から大島地区の中学校において使用される教科用図書の採択が行われました。

次、8月21日金曜日です。下平川小学校において、両町の教職員、関係者が参加して、平成27年度両町特別支援教育研修会が行われ、名寄市立大学教授、瀬戸口祐二先生が「子供の育ちを支える」のテーマで講演を行い、その後、担当者会が行われました。

8月22日土曜日です。沖泊海浜公園において、平成27年度サマーキャンプリーダー研修が行われました。研修には10名の小学生が参加し、沖泊海浜公園付近の植物や地層、田皆岬の自然などの観察や人権学習、レクリエーションなどの活動が行われました。

次、9月1日火曜日です。各幼稚園、各小・中学校において、平成27年度第2学期の始業式が行われ、知名小学校181名、住吉小学校39名、田皆小学校39名、上城小学校28名、下平川小学校95名、知名中学校139名、田皆中学校39名の児童生徒数で2学期を滞りなくスタートすることができました。

次、9月7日月曜日です。中央公民館において、小学校の部の県作文コンクール町審査会が行われ、46点の応募があった中から、町特選19点、地区出品作品12点を選びました。

以上でございます。

○議長（今井吉男君）

これで、教育長の行政報告は終わりました。

△日程第5 報告第3号、報告第4号、報告第5号

○議長（今井吉男君）

日程第5、報告第3号及び報告第4号並びに報告第5号について、町長から提出のありました報告第3号、平成26年度健全化判断比率について及び報告第4号、平成26年度資金不足比率について並びに教育長から提出のありました報告第5号、平成26年度教育委員会活動の点検・評価報告書については、それぞれお手元に配

付のとおりです。

△日程第6 一般質問

○議長（今井吉男君）

日程第6、一般質問を行います。通告に従って順次発言を許可します。松元道芳君。

○8番（松元道芳君）

皆様、おはようございます。松元道芳が次の4点について質問いたします。

大きな1番、沖永良部～沖縄空路線再開についてでございます。

現在、沖永良部沖縄の空路は運休が続いている。平成26年度から群島民悲願の奄振による交付金で50%から65%の割引運賃で、群島民は大きな恩恵を受けている。

ことし10月26日から3月26日までの期間、JALグループの連携により、沖縄奄美、沖縄与論の路線も加わることになった。沖縄奄美はこれまでの航空運賃1万8,900円から1万5,700円に軽減になりました。沖縄与論線は1万5,900円から1万1,950円に決定をいたしました。この機会にぜひ沖永良部沖縄路線を開設すべきだと思うが、町長の所感はいかに。

大きな2番、鹿児島認定ブランド「えらぶゆり」球根の本年度の生産状況についてでございます。

鹿児島認定ブランド「えらぶゆり」球根について、次の点について伺います。

- ①球根の生産量、売上金額。
- ②球根の島外出荷の量。
- ③在庫になっている量。先ほど町長から報告がありましたけれども。
- ④町としてどういう対策を計画しているのかどうか。

大きな3番、町営住宅家賃についてでございます。

- ①家賃の算出方法。
- ②平成27年度の家賃算出は何月から何月までの時期なのか。
- ③徴収開始はいつからか。
- ④滞納状況は。
- ⑤滞納対策はどうしているのか、伺います。

大きな4番、高齢者向け健康遊具施設の設置についてでございます。健康を入れないと、ただ遊具だけではつまらないですので、健康のための遊具ですので。

今、日本は高齢化が急速に進んでいる。本町も同様であるが、さらに日本一元気な知名町の高齢者になってもらう一例として、グランドゴルフ大会が盛んに行われているが、参加できない方も多い。

そこで、高齢者向けの健康遊具施設を設置し、気力度・体力度アップにつなげられればと思うが、町としての設置の考えはないか。

以上で1回目の質問を終わります。

○町長（平安正盛君）

それでは、ただいまの松元議員のご質問にお答えいたします。

まず、大きな1番ですが、沖永良部沖縄路線については、先ほど申し上げたように、ことし3月から第一航空が運休しており、これまで沖永良部空港利用促進協議会として、県やJAC、RACのJALグループに本路線の開設についてたびたび要望を行ってきたところでありますが、採算性の面や、サブ機の後継機との調整が困難な状況にあり、JAL側としては開設が厳しい状況にあるという回答は以前からもあったとおりで、現在も何ら変わるものではありません。

今後とも本路線が開設できるよう、関係部署と協議を進めながら要請してまいりたいというふうに思います。

大きな2番です。

まず、球根の生産量については、両町で1万3,370ケースとなり、その売上金額が1億1,736万2,000円となっております。

②ですが、私も、沖永良部百合フリージア生産出荷組合とは、指定商社等の関係で、常に全てが指定商社を通じて販売しております。なお、指定商社のグループ以外にも加盟していない皆さんがいらっしゃいますが、その皆さんについては、百合組合としては、準組合員として生産関係の数字上だけカウントしておりますので、あくまでもこれから申し上げることは、指定商社関係の数値としてご理解いただきたいと思います。

したがって、先ほど申し上げた商社と生産組合との協議に基づき生産出荷されたものは、全て島外への出荷であります。

在庫の関係ですが、在庫量については、集荷責任者と取引商社には、ゆり栽培契約により、球根の割り当てがありますので、永良部百合フリージア生産出荷組合には在庫はないということになります。ただ、取引に入る前に、毎年割り当てという関係で組合と指定商社の関係で数字を合わせているんですが、あくまでやはり農産物ですので、その年度のできぐあい、あるいは球根の肥大関係でケースも変わってきますので、大玉傾向になれば当然ケースがふえるし、小玉傾向になればケースが

すくなくなるというような、その規格別のサイズ等もありますので、一概にその割り当てがイコール出荷量というような状況にはないものと、例年の状況から見て、そう言えるわけですが、今回、組合と指定商社の関係では在庫はないというようなことであります。

それから、今申し上げた97%の取引率ですが、それについては先ほど申し上げた準組合員等も入れての引き取り状況ですので、行政報告で申し上げたように若干、今確認しているところでは88ケース程度かなというふうに思っています。

その残量については、次年度の作付の母球に使ったり、切り花に使ったりしておりますので、何ら支障がないものと思うし、そのことに対する町の対応は考えておりません。

4の関係は、今申し上げたとおりですが、先ほど申し上げたように農作物ですので、気象条件、その他等々いろいろその都度変わってきますので、そこは百合生産組合とも協議をしながら進めてまいりたいというふうに思うところです。

大きな3番、家賃の決定については、国土交通省が定めた公営住宅法第16条に、公営住宅の家賃は、毎年度、入居者からの収入の申告に基づき、当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模からの経過年数その他の事項に応じ、政令で定めるところにより、事業主体が定めるとあります。家賃の算出につきましては、公営住宅法施行令第2条に算定方法が示されており、それに基づき月額の家賃を町は算出しております。

なお、参考であります。家賃の算出については、まず世帯全員の収入申告を提出していただいております。次に、月額の収入金額を計算しますが、計算方法は、入居しようとする世帯全員の所得金額の合計から、38万円掛ける扶養親族あるいは同居親族の人数を引いて、次に12月ですので12で割り、月額を算出するわけです。算出した月額は、ランク分けされた収入認定額の中から家賃基礎額が決まります。月額の家賃計算式は、家賃基礎額掛ける床面積を65平方メートルで割った規模係数掛ける経過年数係数掛ける市町村立地係数掛ける利便性係数からの算出になっております。細かいことについては、今申し上げているのは簡単ですが、算式はややこしいですので、もしよろしければ担当のほうに確認をしてください。

②ですが、27年度の家賃算出は次のとおり行っております。

まず、公営住宅に入居している方を対象に収入申告を26年10月から実施し、入居者の皆さんから所得証明書を提出していただきました。所得の証明期間は、25年1月1日から12月31日までの期間となっております。次に、新年度になっ

た4月中旬ごろに1年分の納付書を発送しております。

③ですが、入居した日から家賃は発生をし、毎月25日に納期を定めております。家賃の納入がない場合は、翌月の10日以降に督促を発送し、未納分について徴収することになります。

④滞納状況ですが、平成26年度におきまして、調定額1,789万4,791円に対し、26年度の収入額は265万4,500円となっております。

⑤ですが、現在、滞納対策としては、おおむね次の5項目について実施しております。

まず、1つ目が、毎月各戸訪問し徴収を実施しております。

2つ目に、催告を年2回以上行っております。

3つ目に、家賃を3カ月以上滞納している入居者に対し、保証人への協力依頼を行う予定としております。また、今年度からの入居者につきましては、入居保証人へは保証人である旨の通知を行うとともに、入居者が家賃滞納したときは家賃納付の協力依頼がある旨の説明をすることとしております。

4つ目に、町営住宅を退去して滞納があった入居者に対しては、滞納額の催告と同時に個別訪問を行います。

5つ目に、町営住宅を退去し転出した方へは、住所を探し納付の催告を通知しているところです。

これらのことを実施しながら、今後は収納の対策方法や実務研修等も行い、対策強化に取り組んでまいりたいと思います。

大きな4番です。

少子高齢化が進行する中、本町においては、高齢者が健康で明るく生きがいを持って生活し、要介護状態にならないように支援するため、健康体操教室、介護予防教室などを行っております。

ご指摘の高齢者向けの健康遊具施設ではありますが、近年、ストレッチや足つぼマッサージなどの高齢者が身体に負担をかけずに運動できる大人向けの遊具として、都市部の公園を中心に設置がふえているようであります。

遊具の設置につきましては、本町には設置事例がありませんので、他の設置自治体の事例も参考にしながら、設置の経費や設置後の維持管理等の問題もありますので、今後検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○8番（松元道芳君）

それでは、再質問させていただきます。

昨年度、奄美群島島民の悲願でありました航空運賃の軽減、これは皆さんご存じだと思いますが、国土交通大臣、そして地元の遠山議員のご尽力だと思っております。やはり各首長さんのところ、訪問等に同伴しましたけれども、そういう声が出ております。本当に会うたびに、今回の割引はこれまで群島民の方々の悲願でありました。知事初め市長さん、そして各島々の首長さんが、ずっと国会に行って陳情してまいりましたけれども、なかなか実らなかったんですけども、今回初めてこういう奄振で活用することができました。

これに伴い、今、運休しております路線ですけれども、奄美、沖永良部、与論島の路線が、かなり時間が遅くなって、非常に利用度も少なくなっておりますが、町長、先ほどの経過報告で沖縄に行っていますよね。沖縄の下地議員かな、その辺はどうだったんでしょうか、感触は。

○町長（平安正盛君）

沖縄へ行ったんじゃないくて、東京で下地議員の、国会議員です。先ほど行政報告で申し上げたとおりです。まだ流動的ということです。

○8番（松元道芳君）

今、もう皆さんご存じのように、バニラエアがすごい効果を出しているんですよ。関空、そして奄美空港と、毎日130人乗りのジェットが飛んでおります。ほとんど満席の状態ではありますが、この便をぜひ沖永良部島、また各島々につなぐためにも、やはり航空路線の開設が必要だと思います。

私の考えているのは、今、奄美沖縄路線、1日に1便飛んでいます。それは毎日2時10分奄美発沖縄着でございます。今回も、ご存じのように10月26日から3月26日までの限定ではありますが、この期間、安くなります。資料にありますように沖縄奄美大島、そして沖縄与論。ところが、残念なことに沖永良部沖縄の路線がないので、これにマッチしないんですけども、奄美沖縄に毎日2時10分に飛んでいますので、この路線を奄美大島・沖永良部・沖縄というふうにつないだら便利だと思いますが、町長、どうでしょうか。

○町長（平安正盛君）

今申し上げたのは、確かに利便性はいいですけども、先ほど申し上げたように、航空会社のやはりベースは採算問題があります。同時に、JACと、あるいはRACとの時間調節等、全ての路線に全部影響しますので、そういったことは、いろんな面から非常に厳しいということで、いろんな路線ルートをたびたび私どもも要請はしております。しかし、実現に至らないのが今日の状況です。

○8番（松元道芳君）

この路線がもし開設したら、バニラエアのお客さんも沖永良部に誘致できると思うんです。それは、航空会社の採算であります。まず空席が多いと運行できないというのが条件でしょうけれども、やはりチャレンジはするべきだと思います。

今、沖繩沖永良部の路線を町長がお願いしてきたようですが、いつまでか、ちょっとわからないんですよ。そして、今回、奄振で沖繩行きの航空路、これまで既存のはありましたけれども、これはやはり国会議員のご尽力であると思います。まず、これまで沖繩の補助金はもらえなかったもので、高い航空運賃でした。沖永良部沖繩、約1万8,000円ですよ。3週間前に予約すれば1万2,000円だったんですよけれども、3週間前にはわからないですよ。ほとんど沖繩路線は緊急の場合、東京、大阪で親族の方がちょっとぐあいが悪くなったときに利用している状態なんです。やはりこれは沖繩の議員と地元の遠山議員、そして自民党の議員さんが力になって、今回この補助金の実現がなったと思いますが、もう一押し、この沖永良部は谷間になっているんです、今。船で行くとちょっと時間がかかる。それも割引は今回から入りましたけれども、ぜひともこの路線を開設していただきたいと思いますが。

○町長（平安正盛君）

先ほど来、お答えしているとおりに、現実問題としては非常に厳しいということですよ。

○8番（松元道芳君）

ぜひともチャレンジしてください。私どもも、うちの党としてお願いしておりますので、町民のために、また島の活性化のために、この路線は必要だと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

ところで、今、沖永良部空港の件ですけれども、この間の内定で、「えらぶゆりの島」空港ということで大体内定しております。ここで発表するのは、またちょっと控えてくれということでありましたので、文章にはしておりません。

それです。私が26年の第1回定例議会で質問したことがあります。それは何かと申しますと、沖永良部空港をおもてなし空港へのイメージチェンジについてごさいました。空への玄関、沖永良部空港には花もなく、花の島のイメージがない、滑走路周辺と駐車場、玄関にえらぶゆりを植栽してはどうか。

そして、問題なことは、トイレにハンドタオルかジェットタオルがない。そして、ウォッシュレットは何か去年の12月に設置していただきました。実は私、きのうもお客さんが来たので、空港に見送りに行ったんです。再度トイレをチェックしました。あれから1年半なんです、全然なっていませんね。

町長の答弁では、定例議会があるので、それで提案するというので、ここにちゃんと議事録に載っておりますが、その後どうなったんでしょうか。

○町長（平安正盛君）

現在、トイレの関係について、あくまでも空港のための設備では、沖永良部空港ターミナルビル株式会社の管理のもとで、運営のもとでやっていますので、そこを協議しながら、その株主も私どもの両町、両農協、運送店でしたっけ、等々が入っていますので、そこでやっぱり協議をしながらしないとイケません。現在、浄化槽の更新等について協議をしているところです。

○8番（松元道芳君）

総務課長、たしか手荷物引き渡しカウンター、あれは何年か前に改装しましたよね。両町で助成金を出したと思いますが、本町から幾ら出したんでしょうか。助成金、議会で可決されて出しておりますが。空港の手荷物引き渡しカウンターです。

○町長（平安正盛君）

通告外の質問だと思って、準備しておりませんので、後で数字は報告します。

○8番（松元道芳君）

わかりました。

このように両町で運営している沖永良部空港であります。社長は、先ほど町長が述べられたように、ある方ではありますが、もうあれから1年半になるんです。26年度の第1回議会で私はしっかりと質問しています。この結果がまだ出ていないんですよね。ちょっと遅いと思いますが。どうなんでしょうか。

○町長（平安正盛君）

社長らとまたいろいろと協議しないとイケないわけですので、今、今日の状況だということでご理解ください。

○8番（松元道芳君）

毎年、5月に協議していると。5月か6月に空港ビル株主総会があるので、そこで提案するというので、ここに議事録に載っておりますが、あれから2回ほど役員会をやっていますが、両町の町長、そして運送会社、観光協会、多分中に入っていると思いますが、それにしてもちょっと長いと思います。今、こうのとりが宇宙ステーションに行って物資を届ける時代です。余りにもこの小さいことができていないんですよね。これだけ日本の優秀な方が宇宙ステーションに物資をアームで運んでいる時代に、いつまでもこのような状態があってはイケないと思うんですが。

○町長（平安正盛君）

ご指摘の趣旨はよくわかるんですが、あくまでも株式会社ですので、町の施設で

あれば財源等の手当てもできますが、それぞれの株主の状況もありますので、単に提案したからといって、それが全てできるわけではないですよ。そういう状況があって今日に至っているということでご理解ください。

○8番（松元道芳君）

これでは、おもてなし空港にならないですよ。日本全国に空港がありますけれども、ないのは沖永良部空港だけだと思います。本当にそれでいいのかどうか。沖永良部の第一、空港がやっぱり玄関なんですよ。それでいいのかどうかです。こういう小さい問題を、町長として何とかならないんですか。

○町長（平安正盛君）

難しいと思います。

○8番（松元道芳君）

残念ですね。

空港の名前を募集して、約100件ぐらい公募しましたけれども、その中で2つぐらいありまして、沖永良部島はやっぱり花の島ということで、「えらぶゆりの島」空港にしました。名前はいいんですけども、受け入れ態勢が全くなっていないんです。見ていたら、トイレを済まして、中には手を洗わない人もいますけれども、大体手を拭いています。きのうも行ったんですけども、トイレットペーパーがないときもあったそうです。売店まで慌てて取りにいったと。そういうことがあります。

ドアもあけたらぎいぎい鳴ります。私もちょっと音がしたんで、うちの運転手に、次の日、CRCを持って行ってかけさせました。でも、とまらない、古いから。本当にこれでいいかと思うんですよ。副町長、どうですか。

○副町長（宗岡与名彦君）

ご指名ありがとうございます。私なりの答弁にさせてください。

沖永良部空港というのは、公的な空港でありますけれども、一法人組織なんですよ。そして、我々は配当をもらっていないんです。和泊町と共通して言えるのは、町民が利用するのは間違いない。でも、和泊町は固定資産税とかいろんな面が主になるわけですよ。知名町にはないんです。だから、同じように分担して出さないと、我々としては町民を説得するのにちょっと工夫が必要なんです。

そうじゃないですか。違いますか。和泊町には収入があるんです。我々にはないんです。配当も今のところ要求していませんので、配当はありません。そういう中で、同じ比率で出せというと、つらいところがあるので、比率のお互いの話し合いの中でやらないとちょっとおかしいんじゃないかと。

法人組織なんですよ。だからそのあたりがもうちょっと緻密に話をしないと、ただ、いいですよ、いいですよとは。我々も要望はしてあります。向こうも経営が厳しいので、すぐに右左に投資ができないのもわかっているんです。もうちょっと財政的な面を検討しないと、出せ出せじゃないですよ。我々も拒否はしていないんです。相応の負担はしましょうということなんです。難しいですか。

○8番（松元道芳君）

いや、難しくない。

○副町長（宗岡与名彦君）

私の出席した感想で、そう思っているんです。

○8番（松元道芳君）

元観光協会長、ありがとうございます。

これは前回の26年3月議会にも出したんですよ。同じことを言っていますね。予算がありませんと、同じ答弁。ちゃんと議事録に載っていますので、同じことをおっしゃっていますね。あれから1カ月だったらいいんですけれども、1年半なんです。いまだにそういう答弁ですので、これはお金って幾らもかからないですよ。町長のポケットマネーでできるんです。たった3台です、ジェットタオル。男子トイレ、女子トイレ、そして今度できた待合所、向こうにもスコットタオルはないです。ほんの3台ですよ。それができない、やれないというのは、ちょっと私は理解できませんけれども、何百万もないんですよ。

○副町長（宗岡与名彦君）

ちょっと道がすれ違っていますけれども、沖永良部空港は株式会社なんです。町のものじゃないです。我々が株主であることは間違いないんですけども。私も社長に要請してあります、松元議員が言ったことを。ただ、向こうも経営が厳しいので、財政を見とってやりますと、そういう返事なんです。それで、私たちにまた協力をしてくださいとお願いが来ているんですけども、まだ煮詰まった話ができないので、今になっているんです。

空港経営もインターネットの時代になって厳しいみたいなんです。いろいろするところもありますけれども、我々ももうちょっと突っ込んで話をしたいなと思っています。みんなの要望はわかります、私も観光関連にタッチしたことがあるので。そこなんですよ。今のところはそういう考えを持っています。

○8番（松元道芳君）

厳しい厳しいと言ったって、何千万じゃないです。たったの何万ですよ。10万ぐらいですか。私にはちょっと理解できないです。

これは、株式会社の上の人がおりますけれども、私も実際に電話で相談しました。これではおもてなし空港ではないですよ。こんなスコットタオルもないトイレって日本中でここだけですよと言いましたよ。私が3台貸与しましょうかと言いました。返事は来ないです。増呈はいけませんので、私も報酬をもらっているのです、そのうちの一部を使って3台設置したいと思っていますが、設置というか貸与ですね。贈呈はちょっと大変ですので、個人で設置しようと思っています。許可をもらえますか。

○副町長（宗岡与名彦君）

何回も申しわけない。

それは沖永良部空港の社長さんと話をしてもらえませんか。役場はちょっとね。

○8番（松元道芳君）

やりました。

○副町長（宗岡与名彦君）

発言はできますけれども、します、しないと、我々も社長にお願いします。空港と直接もう……。

○8番（松元道芳君）

直接やっていますけれども、返事が来ない。だから相談しているんですよ、町のトップに。和泊町の町長にもお願いしたけれども、なかなか返事をもらえないね。即行動の私にはちょっと理解できません。

これは、もう無理だということで諦めて、私が直接社長と相談します。それでよろしいですか、町長。

○町長（平安正盛君）

それはもう個人のことですので、私どもが関知するところではありません。

○8番（松元道芳君）

ありがとうございます。やります。

それでは、2番目にいきたいと思います。

先ほどの町長の報告でありましたが、今回は97%球根を出荷したということですが、あと残り88ケース残っておりますが、これは何か計画はあるのでしょうか、農林課長。

○農林課長（安田末広君）

先ほど答弁しましたとおり、農家さんは次の生産母球として使う。また、あるいは百合の切り花用として使うというふうな計画を聞いております。

○8番（松元道芳君）

沖永良部百合組合ですので、両町一緒だと思いますが、隣町には余っていませんか、球根は。何かL球がことしは多過ぎて残っているという情報を聞いたんですが、その辺はいかがでしょうか。両町一緒なんですよね。

○農林課長（安田末広君）

議員の通告を受けまして、知名町の残のほうは聞き取りをいたしました。わかっていますけれども、ただ、状況としては両町同じ気象条件にあるわけですので、ほぼ似たようなものだというふうには思っています。

○8番（松元道芳君）

和泊町の友人議員にも今回またお願いして、一緒にこの件は出しております。やっぱり「えらぶゆりの島」として、球根が余った場合、来年度まで持ち越すことはできないのでしょうか。課長、私はちょっと畑がないのでわかりませんが。

○農林課長（安田末広君）

商社組合とは、農家さん、また、主に四国のですけれども、切り花をつくらっしゃる皆さんと契約取引ですので、来年はまたこれだけ要りますよというような数量を出して、ここの出荷組合の皆さんが農家それぞれに幾らつくってください、幾らつくってくださいというふうな、いわゆる契約栽培をいたしますので、余ったから云々ではなくて、ことしはことしの、来年は来年の切り花生産地に応じた出荷計画、また栽培計画がなされてくると思っています。

○8番（松元道芳君）

ぜひ余らせてください。私はずっと花いっぱい運動をしておりますけれども、町内の各字に球根を供給していただきたいと思います。聞くところによりますと、農林課が何か球根をつくっているそうですが、それは余らないですか。

○農林課長（安田末広君）

昨年度の議会からジョージアという品種と、それから、ひのもとという品種がありまして、主にジョージアの種を残そうということでやっています。それを育苗センターで養成して、次の養成分を残した以外は企画振興課のほうに活用いただきたいということで回してございます。

○8番（松元道芳君）

ありがとうございます。

大体3,000球ぐらいつくっているということですが、21集落ありますので、各集落150球ですか、確実に配付してください。そのためにつくっていると思いますので。足りない場合は、また百合の球根が余った場合には、ぜひとも町民の協力を得ながら花いっぱいの沖永良部島、知名町にしていきたいと思いますので、

よろしくお願いをします。

それでは、3番目にまいります。

町営住宅家賃について、先ほど答弁がありましたけれども、もう一度、課長のほうから再度お願いします。

○町長（平安正盛君）

最初の1回目の答弁で、ちょっと数字を勘違いしておりましたので、おわびをし、訂正させていただきたいと思います。

④の関係で、26年度の期末で云々の数字を申し上げていますが、これから申し上げる数字が正しい数字でありますので、ご了承ください。

まず、前年度の滞納分の調定額が2,063万9,291円で、それに対して収入済み額が274万4,500円、差し引き収入未済、要するに滞納分の未済額が1,789万4,790円という数字になりますので、ご訂正方をお願いいたします。

○建設課長（高風勝一郎君）

お答えいたします。

まず、家賃の算出につきましては、先ほど町長が答弁いたしました公営住宅法の第16条に、収入の申告に基づいて内容等々吟味して事業主体が定めるというふうになっております。

先ほど町長が家賃の算出についてお答えをいたしました。公営住宅法の施行令の第2条に算定方法が載っております。それをもとに月額の家賃を算出いたします。

○8番（松元道芳君）

算出方法は理解しましたが、徴収の時期は。徴収開始ですね、3番目ですが、先ほど10月から算出に入るという答弁でありました。ことしは27年ですけども、ことしの27年、来月から算出を始めていくわけですね、課長。その算出方法は先ほど説明がありましたけれども、徴収はいつからなんですか。算出した後の徴収は何月からですか。

○建設課長（高風勝一郎君）

徴収といいますか、家賃はもう入居した時点から徴収をします。先ほど③でお答えをいたしました入居した日から家賃は発生しますので、毎月25日を納期として設定しております。

先ほど②のほうで、収入申告の件、ことし、27年度分の家賃算出につきましては、昨年の平成26年10月に各入居者の方を対象に収入申告を提出していただい

ております。入居者の皆さんから所得証明書を提出していただいて、それをもとに10月の時点で、町のほうとしてそれを認定して、同時に家賃を定めているところでございます。

○8番（松元道芳君）

入居者の方から、こういうことがありました。

家賃の算出はすぐできていますけれども、ところが、前職場で所得がありまして、その所得割で、算出は10月からですね、それまでにちょっと底をついているという方も多々おられまして、できたらもっと早く所得に合わせた家賃の徴収をできないかという入居者の声もありました。

その算定の時期なんですけど、普通、青色申告指導は12月31日で締めますよね、その後の締めなんですけど、10月。これだと、あれから10カ月の後の算出をして来年度からになるんですかね。26年度の10月に締めて算出して、ことしは27年度ですけども、27年度の算出をして家賃を決めると。徴収は、その次の月からになっているんですか、来年になるんですか。

○建設課長（高風勝一郎君）

改めて、ご説明をさせていただきます。

収入申告の基礎となる所得証明書、それはおよそ毎年6月ごろに発行いたしております。ことし27年度の家賃が決まっておりますけれども、その家賃というのは、いわゆる去年の6月に去年の6月の所得証明書出してもらいますので、結局おととしの1月から12月までの入った所得の証明書が去年の6月に出ております。それをもとに、町は10月に認定をして、その所得証明書でことし27年度の家賃を決めているということになりますので、先ほども住宅法でもそのようなことで収入申告をして家賃を決めなさいというふうな内容になっておりますので、ごっちゃになっておるといふか、例えば2年前、働いていて収入があったんだけど、ちょっと去年、ことしは収入が少ないので、何とかしてくれないかということの内容であれば、こちらとしては、いわゆる2年前の所得証明書で家賃を去年判定して、ことし27年度の家賃を決めているということの内容ですので、その内容に即して、こちらのほうは家賃を定めて納めていただいておりますので、そのような内容で理解していただきたいというふうに思っております。

○8番（松元道芳君）

町民のほうも、入居者のほうも、いろいろ家庭的に厳しい方もおられますので、その点は相談に行ったら相談に乗ってくれたと喜んでおります。いろんな家庭がありますので、町民のために役場はありますので、ぜひとも町民の意向を聞いて親切

に対応していただきたいと思います。

けさもらいました、この滞納状況であります、まず住宅使用料、滞納額、27年度のがありましたけれども、収入未済額が100万円ほど減っていますよね。これは努力の結果だと思いたいますが、課長、どうですか。

○建設課長（高風勝一郎君）

ありがとうございます。建設課としても、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、ほぼ毎月のように訪問徴収も実施しております。また、滞納している皆さんにも、その都度といいますか、随時訪問いたして内容を確認しながら、少しでも滞納分の支払いがお互いできるような内容で進めておりますので、このような結果になっているかと思いたいます。ありがとうございます。

○8番（松元道芳君）

やはり対応、大変でしょうけれども、保証人のところに行ったり、3カ月以上滞納したらお願いに行くと。そういう努力は認めますけれども、かなり長期にわたって滞納している方がいると思うんです。ワースト5、名前は伏せなければいけませんので、個人情報で。一体どれくらいあるのか、ワースト5をちょっと紹介してください、滞納金額。

○建設課長（高風勝一郎君）

ちょっと手元のほうに細かい資料がございませんが、大きい方でうん百万単位の滞納されている方もいらっしゃるというふうに思っております。

○8番（松元道芳君）

滞納されていますけれども、出てくださいとは言えませんし、強制もできませんし、優しく対応してください。そして、敷金は要るんでしょうか、町営住宅の場合。私は町営住宅に入ったことがないので、わかりませんが。

○建設課長（高風勝一郎君）

こちらのほうは、知名町町営住宅条例の22条のほうに敷金という項目がございます。その中で、町営住宅の入居者から、入居時における3カ月分の家賃に相当する金額の範囲内において、敷金を徴収するものとするというふうになっております。

○8番（松元道芳君）

3カ月分ですね。足りない方もおられますね、差し引きしても。

あとは、保証人はおられますよね。その方が、督促した場合、普通私どもは金融機関で差し押さえされますけれども、そういうことはないんですか。

○建設課長（高風勝一郎君）

入居していただくときに、契約書の中には保証人を2名立てていただいて入居し

ていただいておりますが、先ほど町長も答弁をいたしました家賃を現在のところ3カ月以上滞納している皆様に対して、現在、保証人への協力依頼を行ったり、これから行う予定にもしております。

また、入居保証人の方も保証人であったということも忘れていたケースもありまして、今後は入居保証人につきましては保証人である旨の通知も行いながら、家賃を滞納している場合は家賃の納付の協力依頼をする説明をすることも行いたいというふうに思っております。

○8番（松元道芳君）

いろいろ対策されて100万円ほど増収になりました。経済は厳しいですけれども、ぜひとも、町の住宅ですので、余り激しいことをしないで優しく徴収をしていただきたいと思います。

この収納状況ですけれども、一般会計、町民税、固定資産税、軽自動車税、基盤整備事業、児童福祉、今の住宅、これはほとんどが収入未済額、27年度の当初よりも、9月1日のこの資料ですけれども、確実に減っていますね。滞納がふえているところはありませんので、本当に課長の皆さん、それから担当の方のこれはご尽力だと思いますので、続けてこの点をお願いをしたいと思います。

たしか来年度から、今、町営住宅は、世帯というか、結婚している方と母子家庭が入れるということですが、単身の方は入れないんですか。

○建設課長（高風勝一郎君）

入居者の条件につきましては、先ほどもおっしゃいました同居している方、また今後同居しようとすると思われる親族がある方と。ただし、60歳以上の方、あと障害者の方、生活保護受給者の方々などについては、単身の入居も可能というふうになっております。

○8番（松元道芳君）

二、三日前かな、新聞に載っていましたが、単身赴任の方もこういう住宅に入れるように緩和されるそうですので、少子高齢化で高齢者が多い中で、ぜひとも町民に優しい対策をとっていただきたいと思います。

それでは、4番目ですが、課長、再度お願いします。

○保健福祉課長（安田廣一郎君）

高齢者の健康増進という観点から、私のほうからお答えさせていただきます。

健康遊具、町長から説明がありましたとおりのものですが、現在、鹿児島市内の公園にも何カ所か設置されております。これにつきましては、私ども保健福祉課においては、遊具を使わずとも、足腰シャンシャン教室とか、いきいき教室等でスト

レッチ体操等を行っております。

また、遊具を使用した健康増進については、今後、町長が申しあげました経費、それから維持管理の方法、それから最も大事な高齢者のニーズ等について検討していかねばならないと思っておりますので、今後そのようなことを検討してまいりたいと考えております。

○ 8 番（松元道芳君）

ぜひとも、高齢者社会ですので、そういう健康遊具も設置していただきたいと思っております。まず、フローラルパーク、それから老人福祉センター、いいと思っておりますが、ぜひともこれを実現して、知名町の老人パワーをもっとアップさせるようにしていただきたいと思っております。

3日前に私どもの小米字の敬老会がありました。その中で健康寿命、日本が首位ということになります。ただ、健康ということ、介護を受けなくて健康ですね。健康寿命じゃないんです。これが日本は男女とも1番になっています。健康寿命、自立して過ごせる期間であります。これは、男性が日本は71.1歳、シンガポール70.75歳、アンドラ69.92歳。女性は、日本が75.56歳、アンドラ73.39歳であります。このようにやはり健康寿命が大事ですよ。健康で自立しているのが大事なので、介護を受けているとか、それはもうしょうがないですけども、いかに日本が健康長寿国であるかということなんです。ぜひとも、この知名町ももっともって伸ばして、日本一の健康の知名町に、課長、よろしく願いしたいんですが、どうですか。

○保健福祉課長（安田廣一郎君）

議員おっしゃるとおり、健康で長寿を全うするということは大事だと思います。そのためにも、私どもも一次予防を重点的に置かれ、また高齢者の生きがいと健康づくりの推進事業等を行っていきたいと考えております。

○ 8 番（松元道芳君）

終わりになりますが、今、地方創生であります、ご存じのように。ことしは1,000億円ありますけれども、プラス300億円、これが算出されております。この300億円を皆さんがいかにとるかですね。やる気のある自治体にはあげると。そうでないところにはあげない。これがやっぱりこれからの行政だと思います。本当に町長を初め課長の皆さん、やる気満々ですけれども、どうか、300億円ありますので、せめて1割でも分捕ってきてほしい、それは町の活性化になりますので、これは課長の皆さんの手腕の見せどころですので、ぜひ一生懸命、県庁へ行って、担当の部長、課長といろんな面で話し合っ、総務課長、航空運賃も安くなりまし

たので、半額で、ぜひとも課長の皆さんを、そして担当の皆さんを県庁に派遣して、いろいろな勉強をさせてください。

やはり、ふだん顔を出していると、3月決算で予算が余りますよね、そのときに回って来ますので。余り行かないと何もありませんので、そこで食事をしながら部長、課長と話し合っ、いろいろな情報が得られると思います。これからがやはり課長の皆さんの手腕の見せどころですので、ぜひとも頑張っていたきたいと思ひます。そして、実績を残していただきたい。退職する前に、これは私がやったんだ、予算をもらってきたんだと、そう言えるぐらいの意気込みで、これからの行政に尽力をしていただきたいと思ひます。

それでは、以上で私の一般質問を終わります。

○議長（今井吉男君）

これで、松元道芳君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

次の会議は午後1時分から再開します。

休 憩 午前 11時43分

再 開 午後 1時00分

○議長（今井吉男君）

婦人会役員の皆様、本日は議会傍聴まことにありがとうございます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

名間武忠君の発言を許可します。

○3番（名間武忠君）

本日は、大変このように婦人会の皆さんが傍聴にお越しいただきまして、ありがとうございます。どうぞこれからも議会活動によろしくお願ひをいたしたいと思ひます。

それから、先ほど婦人会長さんから反射のリストバンドをいただきました。ありがとうございます。交通安全には十二分に気をつけたいと思ひます。

議席番号3番、名間武忠が次の4点について質問をいたします。

1、書店の誘致（開店）について。

町内の書店が閉店して久しいが、ことし6月末には隣町の書店も閉店となり、島内の利用者に不便を来している状況になっている。書店の経営は島内の人口、利用状況から難しいようで、特に書店単独の経営はなお厳しいようである。町立図書館について指定管理者制度の導入を図り、図書館と書店を併設する方法はできないか

お尋ねします。

2、字公民館の整備について。

字公民館については、平成22年度までに町が事業主体とした21字の全てが終了し、本年度の田皆字からの再整備が実施される。字公民館は、従来の集会施設から新たなコミュニティー施設、災害時の避難拠点施設としての役割も求められている。一方、建設に当たっては、集落の人口減少や町財政面等をも考慮することが必要と考えられる。逐次計画される字公民館建設の基準となることから、次の点についてお尋ねします。

- ①建設面積はどのように決定するのか。
- ②付帯工事、備品等についてはどのような考えなのか。
- ③字負担についてどのような考えなのか。
- ④今後の整備計画について。

3、児童・生徒の健全育成と防犯について。

先日、大阪府寝屋川市で発生した事件は、生徒2人が犠牲となる痛ましい結果となった。この事件は、夜間（深夜）外出、保護者と子の信頼関係、地域社会の無関心等が一因だとも思われる。

将来ある児童・生徒の健全育成、防犯に関し、本町の現況、対策についてお尋ねします。

- ①児童・生徒の夜間外出について。
- ②学校と保護者の連携・情報共有について。
- ③児童・生徒を事件事故から守る地域の組織体制について。

なお、亡くなられました生徒お二人に心からご冥福をお祈りいたします。

4、平成27年度主要事業の進捗状況について。

平成27年度の各種事業が進められているが、上半期の最終月となり、現時点における主要事業の進捗状況についてお尋ねします。

資料提出をいただいております。

○町長（平安正盛君）

こんにちは。

町婦連の皆さんの議会傍聴、まことにありがとうございます。先ほど名間議員からもありましたが、これを機会にまた私どもが取り組んでおります町政のさまざまな動きにご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

ただいまの名間議員のご質問にお答えいたします。

なお、大きな3番については、教育委員会所管事項ですので、教育長でもって答

弁をいたします。

まず、1番目ですが、指定管理者制度は、民間団体のノウハウを通じ、自治体の財政負担の軽減やサービスの向上を図ることを目的に、全国各地でさまざまな分野で導入されております。平成25年度の公共図書館への導入調査結果を見ますと、全国で392の市区町村立、いわゆる公立図書館で指定管理者制度を導入しているという結果が出ております。

しかし、同制度を導入した公立の公共の図書館の中には、運営に支障が生じたことなどから直営に再度戻している状況も一部に見受けられます。そういった状況で、同制度の導入については慎重な検討が必要になるというふうに思っております。

また、図書館と書店を併設することについては、島内の人口減少、あわせてネット通販での書籍の購入、スマホあるいは電子書籍の発達などにより、多くの書店が閉店をしている現状からしても、大きな問題があるというふうに思っております。

以上のことからして、今後、私どもの図書館協議会を初め、町民の声を参考にしながら、先進事例の研究を行うなどして慎重に検討を進めてまいりたいというふうに思っています。

大きな2番です。

まず、①ですが、字公民館においては、集会施設と同時に災害時の避難施設として、機能を考慮した整備が今後は必要と考えております。具体的には、会議室、管理事務所、調理室、男女別トイレ、多目的トイレ、男女別シャワー室など、避難などの機能も含めた多機能なスペースの確保などを考慮し、それに備えた施設になるかと思えます。

建築面積並びに規模については、字の要望を尊重しつつ、先ほど申し上げました多面的な機能を有し、かつ将来人口の推移等についても勘案しながら、また字の負担もありますので、個別に協議することになるのではないかなというふうに思います。

②知名町字公民館新規建設費町費補助要綱に基づいて、字公民館の整備等も行っているところであります。ご指摘の附帯工事については補助対象外事業として行い、備品等については対象外経費として字の負担で基本的には整備をしていただくこととなります。なお、その財源の支援等については、また宝くじの還元等もございませぬので、その都度検討を進めてまいりたいと思えます。

③平成22年度竿津字公民館の整備で町内の公民館建設が一巡いたしましたので、従来の平米当たり2万円の負担を見直し、建設単価、資材等の高騰や、あるいは現在の消費税の8%、さらには今後10%に引き上げというスケジュールもあります。

ので、そうしたさまざまな状況を考慮し、字負担についても実施単価に基づいた負担に改正を検討いたしたところであり、現在整備を進めております田皆字公民館については、字の皆さんと現段階ではおおむね事業費の1割程度を負担していただきたいというようなことで協議を進めているところでもあります。その基準を踏まえながら、今後の公民館の建設に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

今後の整備計画についてですが、耐震基準等を満たしていない公民館を優先に建てかえ等の整備を進めていく計画であります。他の字公民館においても、奄美群島振興開発事業の防災拠点施設整備事業で各字公民館の改修を進めているところであり、今後、現在策定しました公共施設再整備計画等も踏まえながら、次年度以降も各字と連携をとりながら改修を進めてまいる計画であります。

4番です。

このことについては、お手元に各事業ごとに一覧を掲載した資料をお届けしておりますので、ごらんになっていただき、ご質問等があれば再質問で対応いたしたいと思っておりますが、お手元にお配りした資料は、おおむね1,000万円以上の事業を一覧として掲載しております。

概略を申し上げますと、主なソフト事業では、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度の導入事業、航路航空路運賃低減等の事業、奄美群島農林水産物輸送コスト支援事業、消費喚起プレミアム商品券発行事業、知名町総合戦略策定事業などがあり、現段階ではおおむね計画どおりに進んでいるものと思っております。なお、消費喚起プレミアム商品券発行事業の商品券は、既に完売となり、加盟店への支払いを残すのみとなっております。

次に、主なハード事業では、田皆字学習等共用施設、いわゆる田皆字の公民館でございますが、その事業、住吉小学校屋内運動場耐震補強改修事業、田皆中学校屋内運動場増改築事業については、本議会に工事請負契約案を提案いたしておりますので、よろしく願いいたします。

知名認定こども園園舎については、建設予定地の買収も終了し、登記も終えてあります。県の開発許可申請は、協議を終了し、建設予定地の地目転用の許可並びに農振地域除外についても現段階で認可待ちとなっており、おおむね10月中には今申し上げた申請の認可がおりる予定として事前協議が終わっております。そうした状況でありますので、全て法手続きが終わり次第、敷地造成の工事に着手し、それが完了後に県の指導をいただきながら本体の建物工事に入る予定であります。

以上、ソフト・ハード面についてであります。詳細については先ほど申し上げたように一覧表をごらんいただきたいというふうに思います。

終わります。

○教育長（豊島実文君）

婦人会の皆様方には、かねてより教育行政の推進充実にご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。どうぞこれからもよろしく願いいたします。

それでは、名間議員の大きな3番についてお答えします。

まず、①児童・生徒の夜間外出についてお答えします。

各学校からは、毎月の生徒指導月例報告により生徒指導上の問題行動等についての報告がありますが、それによりますと、昨年度、本年度とも児童・生徒の夜間外出の事例の報告はありません。また、年5回行われる青少年育成連絡協議会においても、児童・生徒の夜間外出等の問題行動があったとの報告はありませんでした。

②学校と保護者の連携・情報共有についてお答えします。

児童・生徒の健全育成を図るためには、学校、保護者、地域が一体となった取り組みが求められますが、本町の各学校では、毎学期に行われる学級PTAや学校便り、学級通信、家庭教育学級、生活の記録などを通して情報の共有や生徒指導に関する共通理解を図っています。

③児童・生徒を事件事故から守る地域の組織体制についてお答えします。

児童・生徒が事件事故に巻き込まれる可能性が大きいのは、休みの日や夜間などの校外で行動しているときであり、児童・生徒を事件事故から守るためには、地域の組織的な活動は欠かせないことの一つであると思います。

本町における児童・生徒の健全育成を目的とした組織は、校外生活指導連絡協議会、青少年育成連絡協議会、PTA連絡協議会、子供育成会、地域PTAなどがあり、それらの活動、取り組みを通して、児童・生徒の健全育成を目指すとともに事故防止を図っているところであります。

以上です。

○町長（平安正盛君）

先ほどの答弁で、大きな1番、私が答弁をしたところですが、勘違いをしまして私がお答えしたんですが、教育委員会所管事項でありますので、大変失礼いたしました。再質問等があれば、教育委員会、生涯学習課にお願いしたい。

ただ、考え方というんですか、基本的なことについては先ほど答弁したとおり、私もそのつもりであります。

○3番（名間武忠君）

ことしの本の話題というと、芥川賞を受賞した又吉直樹さんの「火花」だと思っております。この間200万部を超えたというような大変な数だなという思いをし

たわけなんですけれども、書店では売り切れだとか、そういうようなことで、最近、書店の話題がこれについて来たのかなという思いがいたしております。

それで、町長、教育長に伺いますが、知名町に書店が必要だと思われるのか、あるいは現在ない状況をどのように思われておるのか。改めてお聞きいたします。

○教育長（豊島実文君）

やはり、ただいま言った芥川賞の本など、そういう本を買うときに、近くに書店があれば非常に便利だなということは思っております。

しかし、先ほど第1回目の答弁でもありましたように、非常に経営が難しいというような状況で書店が閉店したような状況でありまして、何とかどなたかが書店を開設できたらなという気持ちは持っております。

それから、書店がないのにどのように対応するかということについてですけれども、児童・生徒に関しては、町立図書館で毎年新しい図書を購入しているし、また各学校でも図書購入費をいただいて、新しい図書を購入して子供たちの読書意欲を高めるために各学校で工夫をしているところであります。

一般の方々の書店のない不便さに関しましては、インターネットを活用していただくとか、または町立図書館のほうに希望図書を申し出るなりして、何とか対応していきたいと、こう考えております。

○町長（平安正盛君）

先ほど教育長の答弁とほぼ同じですが、私は、あるのにこしたことはないと思います。しかし、現実に、じゃ、誰が経営するのかとなると、そこにまた先ほどの答弁になるわけですが、非常に厳しい状況ですので、それを無理して、やはり営業することにはできないと。

であれば、議員ご指摘のように指定管理者制度でという話にもなるかと思いますが、今教育長からありましたように、私どもとしては、それぞれ学校に図書室があり、公立の公共図書館があるわけですので、そこで年間かなりの書籍が入ってきておりますので、それで対応していただきたいと思うし、それでない書籍については、図書館にリクエストの制度もあるし、固有名詞を使ったらいけないかなと思いますが、アマゾンといったネットで書籍を購入するし、もろもろデータのインターネットでもとれるわけですので、それを利用していただきたいというふうに思いますので、現状からすれば、そういった方向で対応せざるを得ないのかなというふうに思っています。

○3番（名間武忠君）

お二方も必要性については認めておると理解をいたしております。

ただ、先ほどのお話ですと、ネットあるいはスマホでの発注もできる、注文もできるということですが、なかなかそれについて、町民全員がそのような機器を使えるかということになると、大変難しいのかなというような気がいたしております。

そこでなんですが、もちろん書店の必要性は書物を購入するだけではなくて、町内外からの購入者が町に集まるわけですので、お金が町のほうに落ちてくると。あるいは、今、町がキャッチフレーズとしております教育と文化の町ということからしても、書店の必要性というのは当然評価されるものだとも思っております。

そこでなんですが、以前は、町内で買い物をしましょう、町内で何々を買いたいとかいう話、よくポスター等もあったわけなんですけれども、現在、町の予算で、書物を購入する予算ですけれども、これは27年度ですが、公民館が200万円、小・中学校7校合わせて93万9,000円、おおよそ300万円の経費が、今言ったスマホ等、あるいは別個に並べますと島外に流れていくということになるかと思っております。それから、町民の方も購入されるわけですので、これを超える金額は当然予想されるわけなんですけれども、小・中学校の教科書についてなんですが、現在、小・中学校の生徒は小中合わせて560名、それから教職員を合わせると約600名の皆さんがいらっしゃるわけなんですけれども、そういった教科書についての販売取扱店は町内なのか町外なのか。また、あわせて児童・生徒の教科書にはどのぐらいの金額がかかっているのか。もしわかっておりましたら教えてください。

○教育長（豊島実文君）

小・中学生の教科書の代金、幾らぐらいかというようなことですが、小学生、中学生とも学年によって多少違いますが、それを平均いたしますと、小学生は1人当たり3,346円です。中学校が4,830円で、したがって4月6日段階での児童・生徒数にそれを掛けますと、大体小学生が129万1,556円、中学生が86万4,570円になると思います。

〔「島外ですか、町外ですか」と呼ぶ者あり〕

○教育長（豊島実文君）

これは町内の業者さんに発注をいたしております。

○3番（名間武忠君）

そうしますと、先ほどのように教科書については町内が指定店に取り扱われているということですので、実質島外に行くのは、あるいは町外に行く金については、先ほどの300万円プラス町民が購入する金額だということになるかと思ってお

ります。

そこですが、先ほど、町長、教育長も書店の必要性は認めるんですけども、ただ経営上を含めて難しいというようなことのようにですが、町行政として、この必要な書店について何らか財政支援、あるいはその他の支援等が考えられませんか。

町長、どうですか。

○町長（平安正盛君）

今のところ考えておりません。

○教育長（豊島実文君）

先ほどの児童・生徒の教科書の代金についてなんですけれども、ご存じのように教科書については国の無償配布でございますので、本町の財源からということではございません。

○3番（名間武忠君）

無償配布となると、町で全く購入をしないと。その分については町も負担をしないということの理解でよろしいわけですか。国が全額無償配布ですので、町は購入を全くしないというようなことの捉え方でよろしいわけですか。

○教育長（豊島実文君）

町は出していません。

○3番（名間武忠君）

そうしますと、町内での書店の設置ということについては、今までのお話ですと大変厳しいと。ただ、先ほど町長が話されました指定管理者制度についても含みを持たせた発言だと思いますが、現在、指定管理者制度で、町内ではフローラルホテルがそうですので、おきえらぶフローラル株式会社ということですので、その社長である平安町長は、現在のフローラルホテルの経営等を考えて、指定管理者制度として書店等についてもこれが適用して、うまくやっけていけるのではないかというような気持ちはお持ちでないですか。

○町長（平安正盛君）

まず、フローラル株式会社は定款で業務が定められておりますので、本がお土産というふうに受け取れば使えるだろうけれども、少なくとも現段階で書籍販売は定款外の業務だと思うので、無理だと思いますし、たとえ定款変更してやったにしても、先ほど来申し上げているとおり、じゃ、それだけ歩どまりがあるのかというふうに。ご存じかと思いますが、雑誌、書籍の場合に、委託販売と買い取り販売があるわけですので、そのことによって、また当然在庫の問題あるし、また委託にしても返品等の問題、それから町民の本あるいは雑誌の好みが違うわけですよ。どの

分野の本をとるか等々いろんな問題があるので、先ほど来そういう意味で非常に書店の経営としては厳しいものだ。必要は必要だと思いますが、だからといって、じゃ、イコール開店というわけにはいかないと思います。

以前、公共図書館が書店のレンタル等の業者に委託しておったようですが、ただ、今、先ほど一部問題があったというのを聞いてみますと、やはり図書館に民間が入った場合にどういった本を仕入れてくれるか。あくまでも指定管理にしますと、それぞれ民間の営業ペースになりますので、そうしたときに、じゃ、地域住民が、いろんな各階層の皆さんが満足された、要望する本が入るかなど。結果的にそういった状況もあって直営にしているというケースも聞いていますので、私どもとしてや、やはりせっかく町の町立図書館がありますので、かなりの蔵書があるわけですので、それを活用していただければなど。リクエスト・レファレンス制度を図書館に導入していますので、それを活用していただきたいと。ネットを使い云々は、まさに図書館を大いに活用していただければなどというふうに思っています。

○3番（名間武忠君）

図書館に行くのは、それを借りる目的で行くわけなんですけれども、書店に行くのは、当然決まった本を求めて行くときと、あるいは、そうでなくて何となくふらりと行くというようなこともありますし、そういう動くことによって、それぞれ地域、あるいはまちおこしにもなっていくんじゃないかなというような気がいたしております。

それとあわせて、先ほど町長は指定管理者制度が全国で何%という話がありましたが、去年の7月の新聞、これは南日本の記事なんですけれども、これを見ると、日本で全国の自治体を含めた図書館を設置している中で指定管理者制度の導入を図っているのは12%だということです。あわせて、鹿児島県を見ますと、12自治体が指定管理者制度を導入していると。大島郡においては奄美市と徳之島町がやっていると。それぞれの指定管理者制度の状況を見ると、民間と行政のそれぞれ共生協働でいいところを持ち寄って運営上も好評だと、成果が上がっているというようなコメントがあったわけなんですけれども、改めて町長にお尋ねしますが、この指定管理者制度について検討する気持ちはございませんか。

○町長（平安正盛君）

いろいろな施設の指定管理の導入に当たって考えられるのは、今回は図書館の関係のお話ですので、その指定管理をどの団体、民間に指定をするかという方法があると思います。確かに今、議員がおっしゃったような指定管理があると思いますが、例えば地域の読書クラブとか、そういった純粹のグループあるいは団体に管理、運

営を指定する制度と、もう一方は、本当に今、議員が言われている書店とかプロの集団に指定管理としてするかによって、またその図書館の運営の仕方が違ってくると思うんです。

私は、いわゆる本を扱うプロの皆さんに対する指定管理はやはり問題があると思うので、町内にある読書グループとか、あるいはそうしたグループの皆さんに指定管理することには、検討進めてもいいと。そういう団体があれば、教育委員会を通じて話し合ってもいいとは思いますが、そうしたあらゆるケースを考えて検討すべきだというふうに思っています。

○3番（名間武忠君）

私は、そういうボランティア的な立場の人が指定管理者制度を受けるということについては、どんなものかなという感じをいたしております。それは、書店あるいは営利を目的ともするわけですので、それはそれなりの技術を持った、あるいは知識を持った人たちが、よく言われる企業を起こしてやるということのほうが成功する率が高いのかなと。このような考えを思うわけなんですけれども、先ほど申し上げました各自治体で多くの団体が指定管理者制度をやっているということで、これについてはそれぞれの成果が上がっているということも出ておりますので、どのような方法でするかは別にして、ぜひこの知名の町で、書店がないので、書店を設置するためには、この指定管理者制度しか現在のところはないような気がするわけなんです。どのような方策があって、指定管理者制度あるいは書店の設置ができるかということについて、実施している各市町村を見て検討していただきたいということで、これを要請をしておきたいと思えます。

あわせて、知名町の中央公民館の図書館につきましては、町民1人当たりの貸し出し冊数というのは大変数字が高いものがあって、毎年そういう調査があるようですけれども、常に上位にランクされているというようなことで、知名町の中央公民館の図書については高い評価をされているということを申し添えて、これでこの件は終わりたいと思えます。

公民館の建設についてですが、先ほどの建設面積についての、これはその都度検討するということでありましたが、何らかの基本がないといけないんじゃないかと思えますが、この基本はないですか。

○総務課長（榮 信一郎君）

先ほど町長の答弁にもございましたように、これまでは集会施設が主でしたが、最近では災害時の避難施設等々の機能を備えたということで、答弁にもございましたように、男女のシャワー、トイレも別々につくるというようなこと等も含めまして、

そのような施設が今後は必要だというようなことがございまして、先般といたしましたように、竿津の公民館については、それぞれの個々にトイレ等を設けたりしましたので、そのような施設を整備していくということで、今後行っていく集落の人口等を勘案しての面積の決定になろうかと思えます。

○3番（名間武忠君）

ちなみに、近いうちに入札をされるということを知っておりますが、面積規模は何平米ですか。

○総務課長（榮 信一郎君）

440平米を計画しております。

○3番（名間武忠君）

今の田皆字の集会施設の面積は277平米なんです。それが今の総務課長の説明ですと440平米、170平米って大変大きな数値の広い面積になったわけなんです。

私はそれが広い狭いかは別に申し上げませんが、先ほどから出ております災害時の避難拠点施設とか、あるいはコミュニティーの場であるとかというような提供する場であるので、これはそれ相当に使えるということに有効活用を図ってほしいわけなんですけれども、ただ、5割以上もアップするという数字なんです、270から440というふうになると。そこら付近の出し方が、これはことしだけの問題じゃないと思うんですよ。将来ずっと行くわけですから、じゃ、各地域、近い来年以降、計画する集会施設についても今のような考えでやっていると、町の財政的な面を含めて、あるいは地域の負担する金額も含めて、大きな負担増になってくるのかなという思いがするわけなんです。

もう一度町長にお聞きいたしますけれども、何らかの面積を持つ、例えば今だったら拠点施設にしる、あるいはコミュニティー施設にしる、地域の人口にしる、そういうことをいろいろ踏まえたバランスある面積決定をされるべきだと思うわけなんですけれども、この基準なくして決定したというのが、ちょっとわかりづらいんですけれども、これについての説明をお願いします。

○町長（平安正盛君）

既存の公民館の面積から恐らく今後面積がふえていくと思えますのは、先ほど来申し上げているように、まずやはり災害等の避難施設の機能を加味しなきゃいかん、あるいはプライバシー等の問題で男女のトイレを分ける。あるいは、バリアフリーの対応の中で、また多目的トイレと等々いろんなことを考えますと、やはりおのずと面積がふえていきますし、最終的な面積、例えば田皆の440というのは決して

私どもが最初からもう決めていったわけじゃないし、地域の皆さんと何度かずっと十分協議をして、これだけの面積が必要ですよって地元としてはどれだけの面積ですかと言って調整した中で、今回440を決めたわけです。当然そのようなことについては字の負担も伴うので、そのことも十分考えながら字の意見を尊重している。

今後、そのようなスタンスを持って各字の公民館に取り組むわけですが、やはり今議員がご指摘の心配等については、当然、町の財政もありますし、字の負担もありますので、そこらを考慮しながら妥当な面積を選定していくと。決して私どもがリードして面積を決めることはないというふうにご理解ください。

○3番（名間武忠君）

要望は全てかなえてあげたいというような思いはされると思います。ただ、それなり一定の節度というのは必要だと思いますので、今回、まだ細かいこと決めていないようですが、普通でしたら、いろいろなことを決めてから建築にかかる、あるいは入札に入ると思うんですけれども、ただ、そこら辺が決まっていないというようなことについては、いかがなものかなという感じをするわけなんですけれども、これはまた、この後の計画のところでお尋ねしたいと思います。

先ほどありました②なんですけれども、附帯工事、備品等について、これは全て字が負担するという考えですか。先ほど聞くと、対象外の事業であるというようなこと、これについては字負担であるよというようなこと、それから備品については字負担であるというような感じにとられましたけれども、その点はいかがですか。

○町長（平安正盛君）

現在、数々各担当があると思いますが、私は簡単に説明したので、ちょっと理解しづらかった点も説明不足の点もあるかと思いますが、何をもって附帯工事とするか。附帯工事もたくさんいろんなものがありますので、個々に、こっちの附帯工事等については事業費の中で対応できる部分、あるいはもちろん補助事業ですので、国・県の基準があって、これは対象外、対象内と振り分けられますので、そこらは当然、補助対象事業としてやるわけですが、それ以外の附帯工事もあるので、そのことについては基本的に字負担ですよということを先ほど申し上げたかったです。ちょっと説明不足だったので、そういうことをご理解いただきたいと思いますが、備品等については当然字負担でしていただきたい。

あわせて、これまで各字と連携しながら、宝くじのコミュニティー助成事業がありますので、これはあったらあったで、ないものももちろんあるわけですが、基本的にこれまでずっと過去の例を見ますと採択されていますので、そういった別

途の補助事業を利用して、地域の皆さんにその事業をとっていただくということはありますので。ただ、基本的には附帯工事の種類によって備品は対象外ですよということでご理解ください。

○3番（名間武忠君）

どちらにしても地域が使うわけですので、地域の要望することについては、ある程度応える必要はあろうと思っております。ただ、何回も申し上げておりますように、ことしの事業が21集落のトップを切るわけですので、今後の事業計画に含めて、あるいは地域が納得するような事業である、整備である、あるいは面積である、負担であるというようなことについては、ちゃんと決めておかないと、将来の計画に支障を来すのかなという思いがしております。

③の字負担ですけれども、これは、従来は先ほどのお話ですと一律1平米2万円の負担だと。今回はおおむね事業費の、これは落札額の10%だというような説明のようでしたけれども、それで認識はよろしいですか。

○町長（平安正盛君）

事業費ということは、イコール落札の結果ですので、当初上げた計画の段階と違うわけですので、もう最終の数字になるわけですよ、落札金額が。もちろん落札額が後で変更とか云々はあるわけですので、最終的な事業実績の1割程度ということで、このことについてはもう田皆の了解をいただいています。

○3番（名間武忠君）

それで地域が了解したということですので、今後の計画については、この数値が多分生かされるものだと思います。

④の今後の計画についてなんですけれども、この集会施設等の整備を見ますと、昭和47年に田皆字が先ほどから出ております最初であります。その後、48年が余多、50年が上城、そして53年が上平川、54年が住吉というような、近い年代に整備がされていっておるわけなんですけれども、そこでお尋ねしたいんですが、今後の計画について、町が進めております公共施設の長寿命化対策の事業、今そのような診断をされておるようなんですけれども、維持補修的なもので各字の集会施設等もこの計画の中に入れるのかどうか、お尋ねします。

○総務課長（榮 信一郎君）

ただいまありました公民館の改修等ではありますが、私どもがつかんでいる資料の中では、旧の耐震基準に基づいた公民館が、昭和56年6月以前の建築基準法施行令に基づいて建築された建物が5地区あります。その5地区については、今回、1地区の田皆の公民館については今年度まもなく整備いたしますので、それ以外に

については、今後、全て改修するのか、耐震補強であるのかというのは、十分に各地区の皆さんと話していく必要があるかと思えます。

○3番（名間武忠君）

どの地区も新しいものをつくりたいと。それには多くの負担が要りますよと。それは当然だと考えるわけなんですけれども、今言った56年の耐震制度ができた以降については、今の話によりますと維持費対応でしたいというようなことにとられるわけなんですけれども、ただ、それ以前の、先ほど申し上げました5集落プラス幾つかあるわけなんですけれども、そこら付近については、耐震構造でない、基準に合っていないわけですので、どうしても今言ったような建てかえ等が計画に乗るだろうというようなことが考えられるわけなんですけれども、その点については、もうすぐ近いうちに多分出てくると思うわけなんです、1年違いですから。そこら付近については今のような考えでよろしいわけですか。

○総務課長（榮 信一郎君）

先ほども申しましたが、耐震も含めまして、かつ、また地区の皆さんの強い要望等もあれば、全面改修といいたいでしょうか、改築等も考えられるかと思えます。今後、またいろんな補助制度等も活用しながら、特に先ほど申しました旧耐震の基準でもって建設された公民館等については、先ほどもお話ししました改築も含め、また耐震も含めまして、相談をしながら地区の皆さんの意向に沿った整備を行っていきたいと考えております。

○3番（名間武忠君）

来年度以降20カ所ということが出てくるわけですので、それは先ほどの総務課長の説明の耐震の問題あるいは老朽化の問題、そのようなもろもろが出てくると思いますが、ぜひ公平な、あるいはバランスのとれた整備計画を持っていただきたいなということを要請しておきたいと思えます。

それでは、3のほうに移ります。

児童・生徒の夜間外出についてということで、①なんですけれども、教育長の先ほどの答弁では、全くそういう夜間外出等あるいは問題行動等はないというような学校からの報告はあるわけなんですけれども、それと学校を帰ってからの後、夜間外出になるわけですので、学校側が認識しているのと家族あるいは地域が思っている、あるいは認識しているところのそういう違いはないですか。

○教育長（豊島実文君）

町内の小・中学校の申し合わせ事項として、帰宅放送時刻が11月から2月までは5時15分に行われております。そして、帰宅終了時刻が5時30分で、夜間と

位置づけているのが11月から2月までは午後5時30分から午前7時まで、それから3月から10月までは帰宅放送時刻が5時30分ですので、帰宅終了時刻が午後6時、したがって夜間と位置づけているのが午後6時から午前6時までを夜間としていますけれども、現実問題としてはスポーツ少年団活動とか、または中学生の部活動などで、それ以降帰宅している例などもあり、全員がこの時刻で家庭にいるというようなことでは実態としてはないと思っております。

○3番（名間武忠君）

教育長のお話の中で、実態、現実とは大分違うんだと。確かに地域の人たちも我々もそのような思いです。今5時半の放送があつて6時までというのは、まだすごく明るいわけですから、そこら付近はちょっと本来の時間と合っていないのかなという感じはするわけなんですけれども、要は学校のほうで、夜間外出をすることによって、あるいは深夜徘徊といひましようか、そのようなことを行うことによって、犯罪にも巻き込まれる率が大変高いというようなこと、今回のように最終的には大変な結果になってくるというようなこと等に、夜間外出の怖さといひましようか、そういうようなものについて学校でどのような指導をされているのか。

ただ、先ほどの話ですと、全くないということになると、指導が行き届いておるのか。あるいは、以前、いじめ、体罰で全くないということ、ずっと報告が来ておつただけけれども、最終的に調べてみたらいろいろな問題が出てきたよというようなことが過去あつたわけなんですけれども、いじめについても同じようなことがないのかということが1つは心配なんです。今まで問題行動がないということでしたら大変いいことだとは思っております。学校の先生方の指導もよかったという思いがしますので、それはそれで置きたいと思ひます。

②の学校と保護者の連携・情報共有ということですが、学校教育基本法を見ると、子供たちに教育を受けさせる義務というのは保護者が持っている。保護者が義務を負わなければいけないよとある。子供が行く義務があるということじゃないわけで、あくまでも保護者、親が持っているということです。

ただ、ここで、先ほどの事例のよう夜遅くまで帰つてこない、それから野宿するとかいうような話もあつたようですが、そのような普通なかなか考えづらいことは学校ではわからないかもしれない。家庭ではわかつておるだろうと思ひわけなんです。そこら付近が学校と保護者、家庭との連携がうまくいっていないことなのかなという気がするわけなんですけれども、ここについては、先ほど教育長は、いろいろな協議会等も含めてやっているとひようなことでしたので、学校の広報等もですね、そういうことはいいと思ひますので、本当にそのような状況になって

いるのかどうか、教育長の本音としてはいかがでしょうか。

○教育長（豊島実文君）

先ほど申しあげましたように、私たち教育委員会として子供たちの実態把握をするのには、生徒指導月例報告やら、または管理職研修会等での情報収集などを行っております。全くないのかというようなことで、私も心配になって、この前の区長会の資料を見てみますと、児童・学生等が夜間徘徊で補導されたのが何件というようなものがあつたんです。そのために警察に連絡をとって、こういう資料がありますけれども、この数字は本町の小・中学生は含まれていませんですかということを尋ねたら、係の人が、いや、小・中学生は含まれておりませんというようなことで、私たちが把握しているのと、また警察が把握しているのと一致しているので、現在のところ深夜徘徊等または飲酒喫煙などはないものと思っております。

そして、学校のほうも、何か心配になったときには、やはり警察などと、また民生委員やスクールソーシャルワーカーなどとも連携をとって、そういう実態把握に努めて、事前に事故防止に努めているところであります。

○3番（名間武忠君）

③ですけれども、児童・生徒を守るための地域の組織体制ということなんですけれども、以前でしたら、夜間徘徊とか、深夜遅くまでおると、その地域の人々が、それで何らかの指摘をして、あるいは指導をして、家に帰すとかいうようなことがあつたと思うわけなんですけれども、ここ数年といいましょうか、人は人、俺は俺とか、人の子は人の子だというようなことで、なかなかお互いの地域の一員だということが出てこないというようなことで、事故・犯罪が起きる前に何らかの行動が起こされて防止できればということを考えるわけなんです。

今回あのような事件で大変だつたと思うわけなんですけれども、ぜひいろんな組織等を使って、先ほど教育長の話の中で、教育会議やいろいろなそういう団体が活動・見回りなどをされているということでもありますので、知名町の子供たちが事件事故に遭わないように、もし遭うような可能性があるときには、お互いに指摘をして事前に防ぐというようなことは、町民一人一人が持つことだと思っております。

それがひいては子供たちの健全育成につながるものだとも思っておりますし、今、役場の庁舎3階のところに「みんなで作ろう安全・安心なまち知名町」というのが掲げてありますけれども、まさにそのとおりでと思います。地域ぐるみで知名町の子供たちの安心・安全な健全育成な社会づくりをしていければいいのかなと思っております。また全員で頑張っていくことになろうと思っております。よろしくお願ひしたいなと思っております。

これで3番を終わりました、時間がございませんので、平成27年度の主要事業の一覧表をいただきました。

これを見ますと、1番の田皆の集会施設については、今議会に議案として出されるということであります。それから、町民課のこども園については、再来年、29年2月に落成して29年4月から知名のこども園として開園されるというようなことです。

それから、農林課にお尋ねしますが、18番のコスト支援についてですけれども、これは3月に変更の決定が来るとなると、この支援はいつまで受けることができるわけですか。

○農林課長（安田末広君）

3月10日までの出荷分をその年度の支払いといたします。10日以降の分については、翌年度、ことしでいえば27年度の概算払いで払われるということになります。

○3番（名間武忠君）

そうすると、27年3月10日だったら、その年度で支払いができるよと。それ以降については、27年5月までなのか、28年3月までなのか、そこはどうか。

○農林課長（安田末広君）

この事業は、年度内に輸送費の支払いを終えた部分についてが対象となっておりますので、3月10日の時点で締めて、そして年度内に支払いを終えて、その分を26年度の対象といたします。3月10日以降の分については今回9月に概算払いでお支払いしますし、また27年度についても同じく3月10日分を切って、またお支払いをします。そういう形になります。

○3番（名間武忠君）

理解をいたしました。

あと、32番と33番、住吉小学校の附帯と田皆中学校の体育館については、11日の議案として出すということでありますので、そのときに確認をさせていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（今井吉男君）

これで、名間武忠君の一般質問を終わります。

次に、山崎賢治君の発言を許可します。

○6番（山崎賢治君）

婦人会の皆さん、ようこそお越しいただきまして、ありがとうございます。先ほど婦人会長からリストバンドをいただきましたけれども、私はてっきり靴べらかなと思いました。えらい失礼をいたしました。

それでは、議席番号6番、山崎賢治が次の3項目についてお尋ねいたします。

大きな1番、知名南西部地区基盤整備事業について。

農村整備事業の前倒し事業計画として取り組んできた「知名南西部地区基盤整備事業」も推進準備委員会を立ち上げ、受益者の意向確認同意率の向上に取り組んできたが、結果的に全体面積54.3ヘクタールに対し、導入希望面積38.1ヘクタール、同意率70.2%で終了した。当地区の事業化についてお尋ねします。

①国や県から95%以上の同意率が必要とされているが、当地区の事業化への取り組みについてはどのように考えているのか。

②区画整理後の畑地かんがい整備はどのように考えているのか。

③事業化の構想やスケジュールはどのように考えているのか。

④住吉コイン式の給水装置について、地域住民は不便を感じているが、いつまで我慢すればよいのかお尋ねします。

大きな2番、マイナンバー制度について。

この番号制度は、社会保障制度や税制のインフラ、また情報化社会の基盤ともされており、行政事務の情報管理や利用を一層効率化して国民の利便性の向上などを目指している制度だが、国民の意識調査の結果、内容の認知度が低く、周知がおくれているとの調査結果が出ている。町としてこの制度の周知徹底や情報セキュリティ強化策についてどのように考えているのかお尋ねします。

大きな3番、空き家利活用事業について。

「空き家」の有効利用については、以前から議論されている課題であるが、遅々として進んでいないのが現状である。思い切った対策はとれないのか、あわせて次の点についてお尋ねします。

①「空き家利活用事業」への補助制度についてはどうなっているのか。

②古民家が多いため、「シロアリ対策」は必要最低条件だと考えるが、その対策はどうなっているのかお尋ねします。

③公営住宅に「生活の実態のない入居者」がいるとの情報があるが、不正入居に当たらないのかお尋ねします。

以上で最初の質問を終わります。

○町長（平安正盛君）

それでは、ただいまの山崎議員のご質問にお答えいたします。

まず、大きな1番です。

ご指摘の知名南西部地区につきましては、徳時のたばこ乾燥場から住吉小学校に至る県道から海岸までの間、約54.3ヘクタールを対象に、基盤整備の推進を図ってきたところでありますが、最終的には38.1ヘクタールに同意を得たところ

です。しかしながら、同意率が70%しかないことや同意を得た38.1ヘクタールの農地の間に未同意の農地が点在していることから、このままでは事業をしても区画の形状がよくなり、農地の集団化も図られないため、当初想定していた54ヘクタール全体を対象とした基盤整備は困難だと判断しております。

このような状況を踏まえ、県とも改めて相談しながら事業構想の見直しを行ったところ、その結果、導入希望地がまとまっており、地区全体で95%以上の同意が見込まれる約34ヘクタールについては、一定地域を絞り込んで事業化を目指すこととし、先般開催した推進準備委員会においても、この案で推進していくことで了解が得られたところであります。

②の畑地かんがいにつきましては、区画整理を実施する約34ヘクタールを対象にスプリンクラー等の末端散水器具まで整備する予定をしております。

また、③の事業構想としましては、区画整理と畑地かんがい整備を一体的に実施する農地基盤整備のいわゆる畑地帯担い手育成型により、平成30年度の新規採択を目指して、県ともそのスケジュール調整を図っているところであります。そのためには、採択の条件として95%以上の同意の見込みや担い手などの集積率50%以上が必要となることからして、今後、推進準備委員会を推進委員会に格上げし、関係者の協力を得ながら事業化に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

④です。住吉のコイン式給水栓については、住吉暗川から取水しているところでありますが、500リットルをくむのに十四、五分要しており、農家の皆様には大変ご迷惑をかけているところであります。

この件につきましては、平成24年の議会でも答弁しておりますが、畑総事業正名地区で水源を地下ダムに切りかえ、安定した給水ができるように計画しているところでありますが、地下ダムから水が配水されるには、あと数年かかるものと思

います。このようなことからして、少しでも状況がよくなるか再度現場の状況を点検しましたところ、ポンプはかなりの量を揚水、ポンプアップをしているものの、配管の途中にある逆止弁が半開きの状態で動かなくなっており、その先へ水が流れに

くくなっていることが確認されたところです。このため、まずはこの老朽化した弁類の取りかえを行うよう地元と調整をしているところであり、取りかえ後の状況も確認した上で、さらなる対策が可能か検討したいと考えておりますので、もうしばらくご辛抱いただきたいと思っております。

大きな2番です。

マイナンバー制度は、質問にもありますように、社会保障、税、災害対策の分野における行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い、公平で公正な社会を実現するための社会基盤として導入されるものであります。

マイナンバー制度の周知に係る町のこれまでの対応としましては、町のホームページにおいて制度の概要を掲載しております。あわせて、制度について詳しく掲載している国の社会保障・税番号制度ホームページのご案内のほか、市民や民間事業者からの制度に関する問い合わせに対応するマイナンバーコールセンターの連絡先についても掲載しているところでもあります。また、本町として、8月25日の区長会を通じ、制度の内容が記載された冊子の全世帯への配布を行っております。今、配付いたしましたこの冊子で、各家庭に届けられていると思っております。さらに、10月から全世帯に通知カードが送付されることにあわせ、広報ちな9月号においても制度の概要や個人番号カードの申請方法について掲載しております。今後あらゆる機会を利用し、広く町民あるいは事業者の皆さんに周知を図っていきたくと考えております。

次に、セキュリティー強化策についてであります。本町においては、これまでもウイルス対策ソフトの導入や生体認証による業務情報へのアクセス制御を行うなど、複数の機能を備えて情報セキュリティーの対策を講じております。

先般の日本年金機構の個人情報漏えい事件の発生により、マイナンバー制度への影響について一部報道されているところではありますが、この個人情報漏えい事案の発生後、直ちに総務省から制度が施行される10月5日までに全市町村が至急講ずべき対策が示されており、現在、本町では鹿児島県市町村情報センターと、あるいはシステム関連企業との連携のもと、取り組んでいるところであります。

また、マイナンバー制度では、個人番号をその内容に含む個人情報、いわゆる特定個人情報の取り扱いに関するガイドラインにおいて、システムだけではなく実務における運用の両面からさまざまな安全策を講じることとなっておりますので、そのガイドラインや関係法令を遵守し、今回提案している関係条例の整備のほか、運用面における人的セキュリティーの確保についても万全を期し、円滑な制度の導入並びに開始に努めてまいりたいと考えておりますので、なにとぞご理解、ご協力を

いただきたいと思ひます。

大きな3番、①空き家利活用事業は、町が町内に所在する空き家を借り上げ、改修後に転貸することにより、本町における定住促進及び地域の活性化を推進することを目的に実施しております。

平成24年度から今年度までに6戸のリフォーム計画があり、現在5戸を既にリフォームが終了し、賃貸の準備をしています。リフォーム済みの住宅の所在地は、田皆小学校区が1戸、住吉小学校区1戸、知名小学校区2戸、下平川小学校区1戸となっています。今年度は上城小学校区に1戸リフォームを現在予定しております。

ご質問の空き家利活用事業の補助制度についてですが、所有者が空き家を改修して、その改修費用を町が助成するという事業ではなく、冒頭に申し上げましたとおり、町が所有者から空き家を借り上げ、改修を行う事業であります。したがって、所有者が改修に要する費用を負担することはありません。

②空き家利活用事業を活用し、整備した定住住宅については、町が業者に空き家の改修工事を依頼するときには住宅の現状を確認しますが、その時点でシロアリが確認されたら駆除後に改修を行っています。定住促進住宅として5戸整備しましたが、そのうち1戸についてはシロアリ駆除を実施したところです。この住宅については、改修後1年後に再びシロアリが確認され、先月、専門業者による徹底した駆除を行ったところでもあります。

③ご指摘の入居者につきましては、平成23年6月1日から公営住宅に入居しております。生活実態がないのではとのご指摘から、本人に確認したところ、諸事情があり、現在、町営住宅に住んでいないとのことでありました。町としましては、今後、条例や法律に従い、対処したいと考えております。

参考に、本町の町営住宅条例第43条に、住宅の明け渡しに関する条項がありますが、不正の行為によって入居したとき、正当な理由によらないで1カ月以上町営住宅を使用しないときに該当する場合には、住宅の明け渡しを町が請求するというような条文がございます。

以上です。

○6番（山崎賢治君）

それでは、順を追って再質問をさせていただきます。

まず、大きな1番の①についてでございますけれども、この南西部地区につきましては、地権者の皆さんからも基盤整備の早期取り組みが強く要求をされている地区でございます。その事業推進に当たりましても、私は当初からそのメンバーの一員として取り組んでまいりました。

事業推進の経緯につきましては、平成25年12月18日に推進準備委員会が発足して、平成28年度の新規採択に向けて同意率の向上に取り組みをしまいましたが、農業従事者の高齢化や、あるいは後継者不足といったような要因もございまして、ことしの6月末時点での最終確認調査時には全体面積54.3ヘクタールに対しまして希望される面積が30ヘクタール、同意率において70.2%という調査結果で終了をしております。

ところが、この数字は、国から導入希望面積の要求がございまして、国や県が要求している95%以上の同意率には、はるかに遠く及ばない結果の数字となっております。けれども、今後のこの事業化への取り組みについては、若干可能性があるなという感触を受けておりましたが、行政として今後どのように対応していくのか、その点について再度お尋ねをしたいと思います。

○耕地課長（窪田政英君）

ただいま議員のおっしゃったとおりでございまして、平成25年12月から推進を始めておまして、せんだって6月時点では70%ということもあります。その間、山崎議員には推進についてご尽力をいただきましたこと、感謝申し上げます。

ただ、中には同意がとれないというケースが多いんですが、これは相続人が不明であったり、または挙証居所不明者であったり、また先ほどありましたように高齢で後継者が不在ということもあつたりして、なかなか事業の同意が得られないなどもある事情がございまして、ただいまの結果になったところです。

それで、せんだって推進準備委員会のほうでも協議しましたけれども、地区全体で取り組むと70%ですが、中央部分に関して一部地区に限って区切りをしますと、先ほど町長のほうの答弁にもありましたように、そのおおむね90%の同意がとれそうな感じがありました。もちろん、この中にも数名はまだ同意がとれていない方がいらっしゃいます。ですが、先日の推進準備委員会の中で、委員の皆さんから、必ずこれはまたみんなで同意をとるという決意のもと、じゃ、90%を満たす地区で、形がいい整備ができるような形で区切って事業を進めようと話したところでありまして、町としてもそのように進めていきたいと考えております。

以上です。

○6番（山崎賢治君）

ただいま課長から発表があつたとおりのことでありますけれども、ちょっと気になることがありまして、実は平成26年3月の時点での同意率が45.8%でありました。さらに、同年8月時点で55%まで同意率が若干伸びたんですけれども、そのような低い調査結果を踏まえて、耕地課の見解としては、先ほど課長がおっし

やったように、同意率自体は若干ふえたんだけど、虫食いの部分や開拓ができないという地域があって、最終的な案として33.8ヘクタールの状態、結果が出たというお話ですけども、最終的に38ヘクタールの同意率70.2%に対しては約34ヘクタール、この差額の約5ヘクタールについては、この中にはどうしても基盤整備がしてもらいたいという地権者が結構いらっしゃるんです。本当に待ち望んでいる地権者がいらっしゃる。これも事実なんです。ですから、まだ地権者に対しての発表はされていないんだけど、この5ヘクタールの地権者の方々へは、どういうふうな説明なり対応を検討されているのかお尋ねします。

○耕地課長（窪田政英君）

確かに同意率がとれないということで、これはもう既に25年度から取りかかっている事業でありまして、今おっしゃるように同意をされている、希望されている皆さんをいつまでも待たすわけにもいかないということで、限られた地区で条件を満たす部分ということで、これは苦肉の策というか、全体でとりたいんですが、先ほどの事情で同意がとれないということもありまして、今考えたのが一部地区を区切ってですが、確かにそれ以外の離れたいわゆる飛び地という形で要望される受益者の皆さんがいらっしゃるのも事実でございますので、それについてはどういう形で整備ができるか、この後また詳しく調べてから検討したいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○6番（山崎賢治君）

昨年度の8月時点での同意率を見ると、我々推進委員としては、これはだめかな、断念せざるを得ないかなという、一瞬悲しい気持ちにもなったんですけども、行政の努力のおかげもあって、何とか案としては立ち上げることができたということには、地域としては大変ありがたく、これは本当に朗報でありますので、除外された5ヘクタールの方々に対しての丁寧な説明は絶対必要だというふうに思いますので、その辺のことはよく配慮していただければなということでもあります。その点は要請をしておきたいと思います。

それから、この地区につきましては、農業用水が最初からセットになっているという最大のメリットを強調して、同意率の向上に取り組みをしてきましたけれども、地下ダムの恩恵のない当地区において、かんがい用水、いわゆる水源地の確保、これが大きな課題になるかと思っておりますけれども、水源地についてはどのような構想をお持ちなのかお尋ねします。

○耕地課長（窪田政英君）

この地区につきましては、基盤整備と畑地かんがいを一体的に整備する計画にしております。かんがい用水につきましては、第1住吉池と第2住吉池を予定しております。

以上です。

○6番（山崎賢治君）

第1住吉池というのは、第1基盤整備地区の池ということですか。

○耕地課長（窪田政英君）

すみません、第1住吉池ですね。あそこは、住吉小学校から上がっていったちょうど大山のゴルフ場から交差するところの林道を300メートルほど入ったところに第1住吉池というのがございます。

○6番（山崎賢治君）

それは多分ブンキ池という名称だと思います、実質は。そこでしたら多分大丈夫だとは思いますが、まだ改良も何もされていない池の状態ですよ。多分そうだと思います。それはまた後日調査してもらったらわかりますけれども、その池でもシカバーし切れない場合、水の能力が足りない場合は、どういうふうに検討されていますか。ため池の貯水能力が足りない場合、どういうふうに考えていますか。

○耕地課参事（山下清則君）

今、課長のほうから申しましたように、水源としては第1住吉池、それと第2住吉池、これはつながっているという話なんですけれども、まだ足りるか足りないかという議論があるんですが、まず、今、基盤整備を縮小して約34ヘクタールで計画を立てようとしている段階です。それに対しまして、畑地かんがいを同面積その地域に引こうという考えでおります。

水源が実際に足りるか足りないかというのは、まだ来年度以降、その計画を実際につくりますので、その際に必要な水がめの容量として足りるのか、足りないのかというのは、ちょっと計算をしないと今の段階では何とも言えないんですが、計算はしてありませんが、大体的見込みとしまして、隣の畑総の住吉地区、今、議員は第1住吉池からとっているんじゃないかと、ちょっと違う池ですけども、おっしゃいましたけれども、住吉地区が大体30ヘクタールの受益に対しまして、第1住吉地区の水がめが約1万2,000トンぐらいの池を使って畑かんをしておりますので、今回計画していますのが約34ヘクタール程度ありますけれども、第1住吉池の容量と第2住吉池の容量を合計しますと約1万1,000トン程度になります。単純に差し引きしますと1,000トン足りませんが、そこら辺はまた、ため池の能力といいまして、水を使ってもすぐ入ってくる池であれば小さな池でももちます

し、逆に流域といいまして、ため池に流れ込む地域のエリアが小さい場合は、なかなか水を一回減らしてしまうと回復しないというような池、それぞれの特性がございいますので、そこにつきましては再度きちんとした計算をしないと何とも言えないという状況でございます。

もし仮に足りないということになれば、足りない分だけの水手当てを当然考えていくということになってくるかと思えます。

○6番（山崎賢治君）

わかりました。

それから、対象地区内に屋古江地区というエリアがあります。この屋古江地区につきましては、もう既に給水設備というのが完備をされておりまして、現在も水利組合によって、その水が運用されているという状況にあるんですけども、この設備の再利用、非常にもったいないですよ。水脈はあるということがはっきりしていますから、これをひとつ再利用するような方法は何か考えられないのか。その点についての考えはいかがでしょうか。

○耕地課参事（山下清則君）

今、議員おっしゃったように、中に今使われている畑かん施設がございいますので、まだちょっと畑かんの能力ですとか、どれぐらいエリアでまける実際の能力があるのかというのを調査しておりませんので、できるだけ使えるものは当然使いたい。先ほど答弁しましたように、水源としては今の既存の水源だけではちょっと厳しいのかなという考えもありますので、そこら辺は今後調査をしまして、使えるものであれば使いたいというふうに考えております。

○6番（山崎賢治君）

非常に貴重な水脈は通っているということは事実ですから、その辺の施設を利用するという方法も検討の一つじゃないかなというふうに考えます。

次に、今後のスケジュールについてであります。先ほど町長の答弁にもございましたけれども、30年の開始で35年の終了予定という大まかなスケジュールはあるんですけども、地域としてどのような協力をしていっていいのか。課長、この事業に対して地域としてどう取り組んでいけばいいのかお尋ねします。

○耕地課長（窪田政英君）

この事業につきましては、全て受益地の皆さんの同意形成がもとになって、おおむね4年、5年かけての採択に向けていくわけです。長く皆さんには同意の取得についても協力をいただいておりますし、これからまた事業が始まる時にも、先ほどありましたように基盤整備とその後の畑かんの整備もあわせての事業でございま

すので、やはり畑かんの整備まで受益者の皆さんに説明していただいて、同意をとっていただいて、基盤整備と畑かんがきちっとできたそういう事業完成を望むところですので、ぜひ受益者の皆さんの協力と同意をいただくようお願いしたいと思います。

○耕地課参事（山下清則君）

具体的なスケジュールを申しますと、町長に答弁いただきましたように30年度の事業化ということで、逆算をいたしますけれども、大体2年前にいわゆる計画書というものをつくります。2年前ですと、来年度、28年度につくるということで、先日、推進事業準備委員会で、縮小した案ですけれども、推進をしていこうという方向が確認できましたので、来年度の計画書作成の費用を今、補助金で補助事業の中でできるということがありますので、県とそういうものを相談をしておるところです。

実際に予算がつきますと計画をすることになりますので、平成28年度に、今、議員からありました反対者へのお断りというところとあれですが、きちんとした説明をもとに、あと事業に取り組む地域の方への説明、準備委員会ですね。要件となりますのが、同意が95%以上でありますとか、地区のいわゆる担い手さんへの集積率が50%ないと事業として採択されませんので、その辺を28年度いっぱい詰めるという形になってきます。

それと同時に、29年度に計画につきまして国の審査がございますので、審査が通りましたら、いよいよ事業が30年度に向けて動き出すということになりますので、29年度に本同意といいますか、事業を実施するための同意を徴収するという業務が回ってきますので、今後30年まで向けて、いろいろ推進委員会を初めとしまして地元の方とより連携をとりながら、何とか事業が着工できますように耕地課としても取り組んでまいりたいと思っております。

○6番（山崎賢治君）

大いに期待をしておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

次に、4番に移ります。

④のコイン式の給水装置、コイン式の装置につきましては、この2年間、先ほど町長の答弁にございました、あれから2年間、夏場の干ばつ時や、あるいはことしの冬場の干ばつ時には、地域の皆さんは大変な不便を強いられました。

この給水設備につきましては、現在はちよろちよろという状態で水が出るんですけども、町長の答弁にありました十四、五分かかるんですよ。隣の正名字へ行きますと、実に4分ぐらいで500リッタータンクが満タンになる。これでは住吉地

区のエリアの農家の皆さんは時間をもったいない、そういうのが実態であります。

町長の当時の答弁は、地下ダムの運用の平成30年を見越した答弁だと思いますけれども、その30年まで、さらに2年間地域は我慢をせないかんのかという状態にあるんです。ですから、もう地域住民は既に我慢の限界に達しているんですよ、現実。そういった意味では、その部分について何らかの対応はできないものか、措置ができないのかということなんです。それについてお尋ねをいたします。

○耕地課長（窪田政英君）

ただいまの住吉のコイン式給水栓につきましては、確かに十四、五分の時間を要するところで、迷惑をかけているところです。

せんだって、この水は住吉の暗川から取水しているということで、暗川のほうへ行って、ポンプの状況、それからパイプラインの状況を確認しました。二十数年前に整備したポンプらしいんですが、動いております。動いて取水はしているんですが、途中にあるつなぎのところの逆止弁から先がどうも水の行きが悪いのではないかと。地区の区長さんなど役員の皆さんにも集まっていたいで確認しましたところ、その逆止弁のところの、先ほど町長の答弁にありましたように、弁がきちっと開いていないんじゃないかという疑いがありましたので、早速業者さんに見積もりを出して、それで近いうちにそこを取りかえる予定にしております。

もちろん地区の区長さんや、今、水土里サークルの支援隊長、またその役員の皆さんにも相談をして、できる限り早目に改善できるように調整しているところであります。

以上です。

○6番（山崎賢治君）

今、課長の答弁がございましたけれども、新しく就任されて、この問題に真摯に取り組まされているということで、非常に感謝もしているし、また、そういう面では期待もしておりますので、早目にこの装置についての対応はよろしくお願いたいと、それを要請しておきます。

次に移ります。

次、マイナンバー制度に移りますけれども、このマイナンバー制度につきましては、最近、テレビ、新聞等のマスコミにおいて、よく話題になっておりますけれども、これは国民一人一人に割り振られる12桁の番号で、10月から国民全員への番号の配付があって、来年の1月から実施される予定であるということで、まずは税金や社会保険料の支払いなどの行政手続を効率化して簡素化するの狙いであるということで、要は税金が絡むところに基本的にマイナンバーが必要になってくる

と、このような制度のようでありますけれども、さて、住民にとってはどのような実務上のメリットがあるのか、その点についてお尋ねをいたします。

○総務課長（榮 信一郎君）

カードにつきましては、先般7月に県のほうで説明会がございまして、総務課の担当、それから戸籍の担当、それから保健福祉の担当、税務の担当がそれぞれ出席して、マイナンバー制度について聞いております。

マイナンバーの利用の分野については、先ほどもございましたが、社会保障の分野、年金等です。それから、税の分野等ということでありましたが、税の分野、それから災害対策で被災者の台帳の整備等に関する事務についてマイナンバーを使用していこうということ等とございまして、3つの分野をうまくマイナンバー制度を生かしながら住民の安心・安全な生活につなげていこうという制度でございます。

税分野のみ云々ということだけでなく、先ほどからありますように、社会分野、災害の対策分野にも使用できます。税分野で、このナンバー制度は、確定申告書や各種の届け書、調書等に記載され、内部事務等に利用されるというようなことが説明をされております。

○6番（山崎賢治君）

聞いておったら住民に余りメリットのないような制度という感じもしますけれども、おいおいこの制度が運用されていけば、そのよさがわかるのかなという、そういうアバウトな部分としてしか理解できない状態でありますけれども。

それと、この番号は原則として一生変わらないということですが、万一紛失や失踪をした場合、この番号の取り扱いはどうなるのか。その辺についてどうなんでしょう。

○総務課長（榮 信一郎君）

失踪等につきましては、当然、番号は生きていますかと思いますが、20歳以上については10年目の誕生日でまた有効期限を設けて、それから20歳未満の方々は5年ということで、これは容姿の変化等を考慮して5年というようなこと等がございまして、先ほどの行方がわからない方々については、この制度は生きておりますが、10年ということで更新の手続等については、まだ詳細がわかりませんが、おおむね20歳以上の方は発行の日から10回目の誕生日まで、20歳未満の方は容姿の変化を考慮して発行の日から5回目の誕生日までというようなこと等となっておりますので、有効期限が切れたカード等については、またそれなりの情報がそのカードに入って使って使用されなくなるかと思っております。

また、カードの詳細、設計については、詳しい説明等はございませんので、多分、

国のカードでございますので、そのようなセキュリティーといいたいでしょうか、10年以上なれば使用が困難になるようなシステムになっているかと思えます。

○6番（山崎賢治君）

わかりました。

現状においてですけれども、住民基本台帳や税や社会保障などといったような基幹系のシステムと、それから情報系のシステムの端末がつながった状態で現在庁舎内で使われているというふうに思いますが、ご承知のように日本年金機構の情報漏えい問題、これが話題になっておりますけれども、そういった意味で、このマイナンバー制度においてもサイバー攻撃などに遭って、そういう情報漏れがあるんじゃないかというおそれが新聞紙上等で大々的に言われているんですけれども、知名町において、先ほど町長がおっしゃいましたけれども、本当に対策がとれるのかどうか、その辺についてはどうなんですか。

○総務課長（榮 信一郎君）

情報の流出等が年金等でいろいろ問題になっておりまして、個人の情報をいかに守るかというようなこと等がございまして、今回のマイナンバー制度においては、一元管理はいたさないというようなことで、分散管理ということで、市町村やハローワークや独立行政法人とか健康組合とか税務署とか、それぞれが分散で管理しまして、共通のデータベースに情報を集めて、そこからとるということではなくて、それぞれが持っていて、それぞれでまた情報を提供、照会をするというようなことでありますので、1カ所にまとまって、それを全部から入れていくようなシステムじゃないということ等で説明はございました。

○6番（山崎賢治君）

マイナンバー制度というのには、マイナンバーカードにはICチップというのが搭載されておりまして、マイナンバーが必要な手続に使うほかに、将来的には社員証であるとか、それからキャッシュカードとしても利用できるように想定をしているというようであります。

保健福祉課長へちょっとお尋ねしますけれども、我々の身近な問題として、将来的にこのカードが国民健康保険証にかわるカードだよというのが決定したというニュースが流れておりましたけれども、それはどのようにかわっていくのか、その点についてお尋ねします。

○保健福祉課長（安田廣一郎君）

これは情報でございますが、将来的な利用の方法として、例えば今現在、保険証を持ってお医者様に行くと、まず問診がございまして、そこで問診を受けて、それか

ら診察という形になりますが、そのカードが医療に使われますと、カードを差し出しただけで、それまでの医療記録が閲覧できる。問診が要らないというのと、正確な情報がその時点でお医者様に伝わると。そういう利便性もあるということは聞いております。

○6番（山崎賢治君）

それはいつから実施予定なんですか。

○保健福祉課長（安田廣一郎君）

今回は、まず住民基本台帳の情報とか税情報をその都度とらないで済むようなシステムだと私は認識しております。医療機関と保険証発行機関、市町村とですね、そういうものの情報の共有等については、このカードのシステムが順調に進んだ後の取り組みだと聞いております。

○6番（山崎賢治君）

承知しました。

この制度につきましては、情報が非常に先走りをして、マスコミ関係からどんどん耳や目に入ってくるというのが実態でありまして、なかなか制度の部分の中身がわかりにくいというのが、この制度の実態じゃないかなと、国民はそう思っているんです。ですから、そういった意味では、行政のほうとしましても町民に対して丁寧に中身の認知度を高めていただくような作業が必要かというふうに思いますので、その辺はよろしくお願ひしたいと要請をしておきたいと思ひます。

次に、大きな3番に移ります。

空き家の利活用事業についてであります、3の①であります。

知名町においても空き家というのは各地区に数多く見受けられますけれども、貸し手がなかなか見つからないといったのが現状であります。もし見つかったとしても、築数十年が経過しておりまして、増改築が必要となつて、そのためにもかなり相当な経費が必要だというふうに考えておりまして、借り主と貸し家がお互いがそれ以上踏み込めないというふうになっているのが実態じゃないかなというふうに考えます。

町としてもこのような物件に対して補助金の増額を推進するなどの思い切った対策をとる必要があるのではないかと、それが人口問題の解決にもつながるだろうというふうに考えますけれども、この事業について金額の増額とかそういう思い切った対策は考えていないのかどうか、その辺について、課長。

○企画振興課長（榮 照和君）

現在この空き家利活用事業は、空き家を貸したいという方がいましたら、町のほうで現地に行って確認をして、十分改修に耐えて、そして12年間借りますので、

その12年間に耐えられるか、そういうのを全て調査して、そして費用の上限がありますので、その上限の範囲内で最低限度住むだけの改修ができるのか等を勘案して決定しますので、現在の改修に当たる上限というのは350万円です。今のところ、この350万円の上限を上げる予定はございません。

○6番（山崎賢治君）

その判断は、何か資格を持っておる方が物件を見てされるわけですか。

○企画振興課長（榮 照和君）

そうですね。まず、申し込みがあったら、担当職員が行きまして、まず家の中に入って全て見て、目で目視します。そして、とにかくもうシロアリが入っていたりとか、改修に確かにこれは素人判断でも相当かかるよねとか、そういうふうな感覚があれば、最初からお断りするんですけども、貸せそうであれば、あと業者さんのほうに意見もいただきながら決定します。

○6番（山崎賢治君）

6軒あって、1軒がまだそういう改造に至っていないという答弁でしたよね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○6番（山崎賢治君）

そうですね。これはもっとふやすという方法は何か考えていますか、そういう物件を。

○企画振興課長（榮 照和君）

現在、27年度に新城のほうで1軒改修をして、Iターン者、Uターン者にお貸しする予定ですけども、28年度以降は未定です。

○6番（山崎賢治君）

それは知名町のホームページ等で募集をかけているわけですね、実際の活動としては。

○企画振興課長（榮 照和君）

はい。広報等、またいろんなもので広報はしていますけれども、ホームページで主にやっているのは空き家バンク事業です。

ここでちょっとご説明いたしますけれども、空き家バンク事業と空き家利活用事業がありまして、今、議員質問の件は、空き家利活用事業ですけども、空き家バンク事業というのは、もう既に家主が住める状態にして貸したいということを町に言ってくれば、町のホームページにアップします。それを町民及び全国民が見て住みたいと。町はその情報をホームページに載せる。住みたい人と貸したい人がもう直接交渉です。家の構造等を写真で載せます。それから金額も載せます。大体今の

空き家バンクの知名町のホームページに載っている相場が4万5,000円から5万円ぐらいの相場であります。ホームページにアップしたら、反響が多くて、十日ぐらいでは何件か申し込みがあって、1カ月以内にはほとんど借り主が決まります。

○6番（山崎賢治君）

いや、空き家バンクはよく理解はしているつもりですけども、空き家のそういう物件の宝物探してみたいな状態でしょう。空き家はいっぱいあるんですけども、貸し手がなかなか見つからない。その物件はどのように募集されているんですかという質問ですよ、今は。

○企画振興課長（榮 照和君）

空き家利活用につきましては、もう27年度でその改修を終了する予定ですので、現在は、もう28年度以降は募集広告を行っておりません。

○6番（山崎賢治君）

じゃ、今後は募集をしないという解釈でいいんですか。

○企画振興課長（榮 照和君）

現在のところ27年度でこの事業を終了する予定ですので、28年度に関しては募集はいたしませんけれども、空き家バンクとか、またその他要望があれば、町と検討をしたいと思います。

○6番（山崎賢治君）

次に移ります。

シロアリ対策についてであります。

ほとんどの現状の空き家において、シロアリ被害が発生していると思いますけれども、最近、住吉地区においてシロアリによるトラブルが発生しているようですけれども、なぜあのような事態に至ったのか、その経緯についてお尋ねいたします。

○企画振興課長（榮 照和君）

住吉の利活用住宅につきましては、当初シロアリが入っているのが確認できました。それでシロアリ駆除を行いました。1回の駆除でしたので、その後1年たって、先月、シロアリが再発生していましたので、今後は、1年ではすぐやはり再発する可能性がありますので、駆除をしまして3カ月、6カ月、1年点検、そして5年間保証のあるシロアリ駆除を行いたいと思います。

○6番（山崎賢治君）

貸し手のほうからいいますと、事前打ち合わせの不手際があったのではないかと

いう指摘もあるんですけども、それについてどうなんでしょう。

○企画振興課長（榮 照和君）

それはなかったと思います。シロアリが確かに発生はしていましたけれども、ちゃんと駆除をしてやったんですけども、さっき申しましたとおり、やっぱり3カ月点検、6カ月点検、1年点検をしなかったのが、結局再発をしていたのを見過ごしてしまったということです。

○6番（山崎賢治君）

わかりました。

このようなことが頻繁に起こったら困りますので、よく事前の打ち合わせをしていただくよう要請をしておきます。

次に、③の公営住宅の件であります。

これは、プライバシー保護の関係で名前や住宅名は明かせませんけれども、このAさんは月々の家賃はしっかりと支払っているということでもありますけれども、その住宅に生活の実態がなく、セカンドハウスとして使っているんじゃないかと。そういうような情報が地域住民から入ってきておりますけれども、この場合は、先ほど町長が申されましたけれども、第43条の条項にまさに当てはまるんじゃないかなというふうに私どもは考えるんですけども、町としての見解はどうなんでしょう。

○建設課長（高風勝一郎君）

この件に関しまして、生活実態がないという情報をいただきまして、電話ではございますけれども、ご本人と連絡がとれまして、実際、現在のところ生活はしていないということでありました。ご本人には、町の条例、あと法律に基づいて、明け渡しをというふうなお話もしましたが、諸事情もあるということで、現在のところ、ちょっと現在の状態を続けたいということでした。ただ、それではこちらも条例や法律にのっとなって対処しなきゃいけないところですので、今のところ町村会の顧問弁護士も含めてどう対応するべきか。初めてのケースというか、公営住宅を借りて生活実態がないということがまず想定できなかったものですから、そのあたりも含めて、あと条例と法律に基づいて、いま一度、今度は弁護士とも相談をしながら対応を進めたいというふうに思っております。

○6番（山崎賢治君）

Aさんは、この住宅に、まさにおっしゃるとおり不在がちなために、字の地域の奉仕活動や、それと字の賦課金について、全く協力がいいようなんですよね。これらの地域の奉仕活動や字の賦課金については、極力協力をするというのが住民の自

然のスタイルじゃないかなと、そういうように思うんです。そういった意味で、この住宅条例には字の奉仕活動やら賦課金やらについてはうたわれていないようでありませけれども、今後、公営住宅にこういう方たちがふえた場合には、地域としては非常に困るわけですよ。それで、住宅条例にそういった意味で何らかの文言で明記する必要があるのではないかと、そういうふうに考えませけれども、行政としてどういうふうにお考えでしょう。

○町長（平安正盛君）

議員ご指摘の事例が発生したので、担当課とも協議をしてきたところですが、ただ、担当としては、家賃の滞納がなかったものですから、そこに生活実態があるものだろうという推測ですと今日まで来て、ご指摘があつて確認したところ、先ほど課長から答弁があつたとおりです。

公営住宅の趣旨からすれば、先ほど冒頭に申し上げたような住宅条例の第43条の出動も視野に入れないといけないと思いますが、ただ、今回の場合のケースは、さまざまな事情が絡んでいますので、そこに、じゃ、私どもが踏み込んでいってやっつていいのかどうか。今、課長から言つたように町村会の顧問弁護士とも協議をして、これはこれとして何らかの形で道筋をつけないといけないんですけれども、議員のご指摘のように今後の事例も予期されるわけですよ。今後については、今回の事案を踏まえながら十分検討して、住む側の皆さんの居住権、そして私どもの財産を管理する側の立場等々を含めて整理をしていきたいなというふうに思いますので、今しばらく時間をください。

○6番（山崎賢治君）

わかりました。

そういうことが頻繁に起こるということは、まずあり得ないとは思ひませけれども、実例として実際発生しているということですから、ひとつその辺は前向きに検討していただくことを要請して、私の質問を終わります。

○議長（今井吉男君）

これで、山崎賢治君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

次の会議は午後3時20分から再開します。

休 憩 午後 3時02分

再 開 午後 3時20分

○議長（今井吉男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

奥山直武君の発言を許可します。

○ 1 1 番（奥山直武君）

皆さん、こんにちは。

〔「こんにちは」と呼ぶ者あり〕

○ 1 1 番（奥山直武君）

元氣いいね。議席 1 1 番、奥山直武が次の 3 点について質問いたします。

大きな 1 番、消防関連について

①知名町消防団 1 3 分団で大型車の配置は何台か。

②大型車が配置されている分団で運転ができない団員がおられると聞くが、把握をしているのか。

③ 20 歳以上、普通免許取得後 2 年間は中型免許を取得できないが、今後どのような対策をとっていくのか。

④ドクターヘリの発着場をフローラルパークの現在使用されていないゴーカート場にできないか。

大きな 2、教育関連について

①熱中症の話題が全国的に報道されているが、我が町内の小・中学校での発生人数は。

②今後、熱中症に対しての対策は。

③グラウンドの入り口にミストシャワーの設置はできないか。

大きな 3、学童保育について。これは放課後児童クラブのことです。

①町内 2 カ所に学童保育の施設があるが、家賃等の助成は。

② 2 施設の責任者が平成 28 年 3 月で辞任すると聞くが、今後の対策は。

③学童保育関連の事業等を教育委員会に移すと聞くがなぜか。

以上で壇上からの質問を終わります。

○町長（平安正盛君）

ただいまの奥山議員のご質問にお答えいたします。

まず、①ですが、その前に、大きな 2 番目は教育委員会所管事項ですので、教育長をもって答弁いたします。

大きな 1 番で、消防団は地域の最も身近な防災機関であり、消防活動を初め各種の予防警戒活動並びに防災指導や施設の装備等の管理も行っているところであります。

ご質問は、大型車となる水槽付ポンプ車の配備は中央分団、住吉分団、正名分団、

田皆分団、上城分団、芦清良分団、瀬利覚分団の7分団にそれぞれ1台配備しております。

参考のために、ポンプ車は知名、上平川の2台、小型ポンプ積載車は屋子母、大徳、竿津、余多、瀬利覚に5台を配備し、合計14台の消防車両となっております。

②です。水槽付ポンプ車については、総重量が5トン以上となり、普通免許では運転できません。したがって、消防水槽付ポンプ車を配備している7分団、68名の消防団員がおりますが、そのうち8名が免許の関係で運転できないこととなります。

③水槽付ポンプ車を配備している分団で普通免許のみを保有している消防団員がふえますと、緊急時の出動の際、中型免許を保有している団員が分団車庫に来るまで出動できなくなり、消防活動に影響が出ることからして、全団員が中型免許を保有することが望まれます。今後、入団していただける若い消防団員には、中型免許を持たないことが予想されますが、今のところ消防団活動に影響が少ないことから、しばらくは現状を注視してまいりたいと思います。同時に、各分団の集落にも有資格者の団員を確保していただくよう要請してまいりたいと思います。

④です。ドクターヘリの発着場につきましては、当初、大山総合グラウンドを使用していましたが、梅雨時期の霧による視界不良や夏場の干ばつによる砂ぼこりなどで着陸できないこともあり、病院側から相談もあり、病院から近くで構造物などの障害物が少ない、しかも道路が整備されている場所の要望があり、現在、フローラルパークを平成25年11月から使用し、駐車場や芝生の場所を発着ポイントとしています。

フローラルパークは、遊具で遊ぶ子供やグラウンドゴルフを楽しむ皆さんがいますが、ドクターヘリの発着時には施設の利用を一時中断し、利用者には不便を来しておりますが、人命尊重の観点からご理解をいただいております。

ご指摘のゴーカート場の改修によるヘリポートの利用ということですが、ご承知のとおり、ゴーカート場周辺には管理棟、テニスコート等が隣接していることからして、風向きによっては障害物となることも考えられるとともに、補助事業で設置したゴーカートの変更が可能かななどの問題がありますので、今後、専門家等の意見も踏まえながら検討していきたいというふうに思っております。

大きな3番、放課後児童クラブの実施施設の家賃助成につきましては、本年度から補助制度が創設されたことに伴い、賃貸施設の年間家賃分を委託料に増額計上した補正予算を本議会に提案してありますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

②辞任の件については、私どもとしては情報は聞いていませんが、本町の学童保育の先駆者であり、施設経営のノウハウをお持ちの方々ですので、今後とも児童クラブの運営に携わっていただきたいと思うところであります。

③本町における学童保育関連事業は、教育部門ではありませんので、保健福祉課の所管事項としておるところです。

以上です。

○教育長（豊島実文君）

大きな2番のまず①にお答えします。

現在のところ、町内の小・中学校で熱中症による救急車で搬送があったとの報告は受けておりません。

参考までに、鹿児島県全体のデータでは、ことし4月27日から8月2日までに熱中症のため救急車で病院などに搬送された総数は528件で、そのうち小・中学生は9%程度であります。

夏季休業が終わり、これから特に運動会、体育大会などの学校行事や部活動等の練習等においては、熱中症予防に努めなければならないとの認識をしています。

次に、②についてお答えします。

熱中症は、気温、湿度などの環境条件に配慮した運動の実践や、小まめに水分や塩分を補給し休憩をとること、そして健康管理を徹底することなどによって防止できると思います。

本年度、熱中症予防に関しては、5月、6月、7月、9月に通知を出して、熱中症予防に関する指導を各学校にしたところであります。

予防策として、ア、長時間にわたる運動や作業をさせないこと、イ、小まめな水分補給や休憩の時間を設けること、ウ、健康観察を十分に行うこと、エ、応急手当の研修や緊急搬送などの連絡体制を整えることなど、7項目を提示し、周知を図っているところであります。

また、各学校においては、日本スポーツ振興センターの教材カードや環境省熱中症対策普及啓発資料を参考資料として活用することなどでも指導効果の高揚を図っています。

なお、熱中症対策については、地区や町の管理職研修会等でも具体的な指導が行われ、各学校における指導の徹底を図っています。

③についてお答えします。

ミストシャワーの設置に対する予算措置は、現在のところ考えていませんが、本県においても導入している学校もあり、効果も期待できるとのことなので、設置に

については学校予算で対応することも可能であり、各学校の要望などを把握した上で検討したいと考えております。

以上です。

○ 1 1 番（奥山直武君）

大きな1番から順を追って2回目の質問をしていきたいと思います。

大型車の配置なんですけれども、7分団の水槽付ポンプ車は、これはみんな大型カーになるんですか。

○ 総務課長（榮 信一郎君）

資格の段階で大型車ということで、水槽付ポンプ自動車ということで7分団に配備してあるのが、それに該当するというで聞いております。

○ 1 1 番（奥山直武君）

今、7分団の水槽付ポンプ車の中で、大型カー、普通免許で運転できないポンプ車は、中央分団と田皆分団、それは1トン半の水槽から2トンになったおかげで、これは中型免許が必要になります。それで今回の質問をしたんですけれども、知っていますか。

○ 総務課長（榮 信一郎君）

ここに中央分団の車検証の写しを持ってきております。中央分団に配備してある車については、構造上は、乗車定員が6名、1人55キロで計算するそうで、330キロ、最大の積載量、水が2トン、車両が5トン580ということで落とされていますので、7.9トンでありまして8トンじゃありませんので、中型で可能だということで、消防のほうもメーカーのほうも免許に沿ったといいましょうか、基準に沿った整備を行っているということでありまして、中型で可能だということです。

○ 1 1 番（奥山直武君）

わかりました。

とにかく人数を落としてトン数を落としておるといことですね。

〔「車体の重さを落としている」と呼ぶ者あり〕

○ 1 1 番（奥山直武君）

わかりました。

今、大型免許を持っていない団員、ひいては田皆分団9名でしょう。9名のうち3名が普通免許、もしかしたら10名になったら免許持っていない方が4名になる可能性もある。中央分団1人、全町で8名とおっしゃいましたね。後でまた再度質問しますけれども、今後は若い方たちが上がってきた場合の対処はどうするんです

か。

○総務課長（榮 信一郎君）

ただいまの件は、道路交通法の改正に伴う中型免許の保有についてということでございまして、平成19年以降でしたか、若い皆さんの普通免許については乗れないというような状況が今後出てくるかと思えます。これは、全国の消防団はもちろんですが、各消防署、ひいてはほかの緊急車両を持っている団体にも共通なことと言えますが、まず郡内の総務課長会が近々開かれますので、その中で、ほかの団体がどのように対応しているかというのを調査させていただきたいと。また、その中でこれを話題にして、皆さんのご意見を聞いて、また今後に生かしたいと考えております。

○11番（奥山直武君）

これは、常に田皆分団をもとにお話しするんですけども、9名中3名が運転できない。10名になったとして4名が運転できない方が出るかもわからない。そうした場合、残り6名。そういうときに、緊急時に出動できない場合が出てくるんですよね。要するに6名の運転できる皆さんがおるが、火災とか緊急時に運転できないときがある。そのような事態に対し、どのような指導や体制をつくっていくのか。今の説明はちょっとわかりにくかったから、もう一度、総務課長。

○総務課長（榮 信一郎君）

これは先ほども申しましたが、全国の消防団、消防署、あるいはまた緊急車両を使用している団体においては、非常に喫緊な課題だということでもあります。消防署のほうからもお話がございました。

そのようなことから、防災・消防に関するいろんな集まり、会議等がございますので、その中で、今後どのように緊急車両を運転する団員、人員を確保していくかというのが課題に出てくるかと思えますので、その中で十分にお互いで勉強をして善後策を考えていきたいということ考えております。

○11番（奥山直武君）

わかりました。

それと、もう一つ、先月、警察署に問い合わせし、緊急時に出動する消防車は特定車両に入りますので、運転免許は別に要らないでしょうと尋ねたら、交通法規を守りなさいと言われました。

もし中型免許を保持しなくて、近くに火災が起きた場合に、団員が勇み足で運転し、災害現場に行くまでに二次災害を起こした場合、そういうときには、本人はもっともだけれども、町の責任になるか、分団の責任になるか、そこをちょっと聞き

たい。

○総務課長（榮 信一郎君）

それは、私は法的にどこの問題責任になるかというのはちょっと判断しかねますので、その辺も含めまして、今後いろんな課題が出てくると思います。その中で課題のあったことについても議題といたしましょうか、意見として、こちらから検討事項として出していきたいと思います。法律的には非常に厳しい解釈になろうかと思えます。

○11番（奥山直武君）

次にいきます。

③20歳以上の普通免許取得後2年間、これは平成19年6月2日より現行の免許制度になっており、現在、昭和62年から63年生まれの27、28歳ですか、その方々までが中型免許の対象になっております。平成19年から先月までは、島内では免許は受けることができません。大島本島か鹿児島まで渡航費用、宿賃を持って行っておった状態です。

また、今月9月から島内の沖永良部自動車学校で受けられると思うんですけども、しかし、受けるには合格するまでに仮免、路上検査を入れて22万円。今27歳以下の子供らがもし団員になったときに、それだけの費用がかかります。その費用がかかるがために免許を受験しない。普通免許で入ってきた若い団員が入団した場合に、何らかの助成制度はできないか。丸々全額というわけにはいかないけれども、何%かの助成はできないか。どうですか。

○総務課長（榮 信一郎君）

運転免許は個人の資格でありますので、一生その方の資格になろうかと思えますが、今ご指摘の緊急車両が運転できない、消火活動ができないというような事態も出てくるんじゃないかということもありましたので、これも含めまして、ほかの自治体、たしかにおっしゃいましたように9月から本町の自動車学校でも受験ができる、資格が取れるということでもありますので、渡航費等が非常に助かりますので、それも含めて、今、奄美地区、徳之島地区は、島内それぞれの島にある自動車学校で、この免許が取れておりましたので、両地区の消防署、それから消防団、それぞれのどのような方策をとってきたかというものにつきまして、ちょっと研究をさせていただきたいと思えます。

○11番（奥山直武君）

総務課長が今お話しされましたように、今月から沖永良部自動車学校で中型免許を取得できる状態になりましたので、広報ちなみにでも、チラシでもいいから、町民

に知らせるようお願いできませんか。

○総務課長（榮 信一郎君）

その件につきましては、8月でしたでしょうか、自動車学校の校長が町長室に見えて、このように県の公安委員会の認可がおりたということで、今後、運転免許の試験のあるときに正式な文書は県のほうから持ってくるということで、このときに交付を受けるということ等を校長から町長に報告がございまして、町長は、その場で広報担当、企画振興課のほうに電話して、島内の自動車学校でも資格が取れるということに掲載するようということ、町長のほうから指示をしております。

○11番（奥山直武君）

ありがとうございます。お願いします。

次に、ドクターヘリ。

7月に私の強いて言えば身内がドクターヘリをお願いすることになり、フローラルパークから沖縄のほうに搬送されました。

会場では、たくさんの方々がグラウンドゴルフをしておりました。また、役場職員やフローラルパークの職員が、ヘリが到着をするまで駐車場の車を移動し、ヘリを着陸させましたが、毎回このようなことをしているんですか。

○総務課長（榮 信一郎君）

当然、利用している方がいらっしゃれば、安全確保のために、もちろんうちの総務課からも行きますし、シルバー人材センターの職員の応援もかりて、安全対策をとっているわけですが、当然、利用者があれば、お互いでその安全対策は十分にとる必要があると考えております。

○11番（奥山直武君）

いやいや、毎回駐車場の車を職員が移動させておるわけですか。グラウンドでグラウンドゴルフを楽しんでおる方々をそのまま置いとって移動させないで、毎回車を移動し、そこに誘導しておるんですか。

○総務課長（榮 信一郎君）

毎回かどうか、私が行った範囲内では、奥の芝のグラウンドゴルフのコートにヘリポートがおりたり、また舗装面の駐車場におりたりいたしておりました。そのときは、車は利用者がいなかったからかもしれませんが、利用者がいる場合には、緊急時にはありますので、お互いで連携をとりながら、利用者の皆さんにも上のほうの駐車場に移動していただくとか、そういうことでやっております。

砂じん、ほこりが飛ばないために、奥の芝のコートをなるべく利用したりしているということで、そういうことでなるべく移動がないようにというようなこともし

ております。

○11番（奥山直武君）

もう一つ、この着陸場所、駐車場、7月のドクターヘリをお願いしたときに注視しておりましたら、山に行って山から旋回して着陸体勢に入るんですよね。そして、駐車場の近くで見えていましたら、小田線に電線が通っておるんですよね。だから、私たちから見たら、この電線は曇りとか夕暮れになったらちょっと危ないなど思うけれども、そう思っているんなら消防署の方に聞いたら、海上のほうから入って海上に出たほうが、消防署の言い方ですよ、ヘリコプターも出やすいんじゃないか、入りやすいんじゃないかと思うけれども、その点見たことありますか。

○総務課長（榮 信一郎君）

先ほども申しましたが、私も何度か現場で交通の誘導等も行いましたが、沖縄県のほうから防災・ドクターヘリを運営している浦添の中央病院から要望があったのは、吹き流しをつけてくれと。吹き流しの風の向きを見てパイロットがどこからおりてくるということで判断をするということで、吹き流しをつけてあります。ですから、私が行ったときには、私はプロではございませんので、どこからどうおりてくるかということとはわかりませんでした。私が確認に行った数回のうちでは、海岸側からおりました。

ですから、吹き流しをつけてございますので、それはプロのパイロットが判断しますので、吹き流しの風の状況とか、また気象の情報等については、沖縄の本部から、運用のセンターから来ていると思いますので、そのようなものを総合的に判断して、どこからおりてくるかというような判断をしていると思います。そのために安全に着陸できるようにということで吹き流しをつけてありますので、それに従ってといたしましょうか、現場の風向きを参考にしながら着陸の進入態勢を図っているんじゃないかと思っております。

○11番（奥山直武君）

それと、もう一つ、ゴーカート場、これは現在まるっきり使われておりません。本当に宝の持ち腐れ。

この補助事業は何年まで任期ですか。フローラルパークをつくったときの補助事業、何年で終わりますかね、任期は。

○総務課長（榮 信一郎君）

補助要綱云々ということもございますが、裏の財源を過疎債を借りてございます。過疎債ということで、過疎債の償還は短いんでありますが、その施設の形態、アスファルト舗装が何年、向こうは倉庫もございます。倉庫の建物が、これは私どもは

減価償却の年数を参考にしておりますので、その年数がそれぞれございますので、その辺を含めて、もしほかの施設に変える場合でしたら、またそのような財務事務所等々の打ち合わせが必要じゃないかなと思っております。

ただ、財務事務所がどのような判断を、償還はもう終わっているからというような判断をするかもしれませんが、減価償却率等、私どもが耐用年数の参考にしているのは、税務課の税のほうの減価償却資産の耐用年数表というのございますので、それをもとにおおよそ何年だということにしております。

また、ゴーカート場についても、いろんな使い方があろうかと思っておりますので、その辺はまた指定管理をしているシルバー人材センター等々も含めて検討はする必要があろうかと思っております。

○総務課長（榮 信一郎君）

わかりました。

しかし、今、ゴーカート場は耐用年数も多分過ぎておると思う。現在見ても、もう何も使い道がない。そういう場所に、どっちみち知名町にヘリポート場所をつくらなければならない事態が来ておりますよ。

最近、ドクターヘリの使用回数がふえておる状態でもあるし、だから前向きにゴーカート場に、海側のほうにヘリポートをつくるように、国と委託しているシルバー、町と話し合って、なるべく早急に前向きに検討していかなければならない。これは要望です。

次にいきます。

大きな2、教育長が、熱中症で搬送された生徒は一人もいないということで、これは学校からの報告ですか。

○教育長（豊島実文君）

そうです、学校からの報告です。

○11番（奥山直武君）

じゃ、緊急搬送された生徒だけじゃなくて、熱中症で保健室で休まれた生徒とかはおりませんでしたか。

○教育長（豊島実文君）

熱中症と診断を受けて保健室で休んだ子供という話は聞いておりませんが、例えば運動会の練習とか、また、ほかの活動をしていて、気分不良で保健室に行って休むというような子供はいるようであります。

○11番（奥山直武君）

熱中症と判断された場合は病院へ行っておるでしょう。熱中症はいろんなあれが

あるんですよ。熱中症になりかけ、それも一応熱中症の前触れ。だから、それもみんな含めて報告を受けてもらわんと、教育委員会は。それがどういう状態になっていくかもわからん。だから、そういう保健室に休んでおられる生徒は、気分がよくなれば、教室に、運動に帰る。

今、小学校、中学校を見ても、入学式、卒業式を見ても、保健室に駆け込む生徒が二、三名必ずおりますよね。だから、そういうものも一々教育委員会は拾い上げて、その学校に対処してもらわなければ。

どうですか。その対処のやり方、今、教育長の1回目の答弁で対処をしておると聞いておりますけれども、今後、いろんな方面を考えて、この熱中症の卵、要するに保健室で休憩、休みをとられる生徒の報告を受けて、学校に指導されているかいかか。

○教育長（豊島実文君）

保健室を利用する子供は、いろんな症状等で保健室を利用するわけですが、その一つ一つのことに關しては、学校では保健日誌に記録をして統計をとっているわけですが、その統計全部を教育委員会が現在のところは把握していません。

そして、熱中症予防に關しての指導については、学校に出した通知文によって、こういうときにはこういう対処をしてほしいとか、対処法についても細かく文書等、また資料等で示していますので、学校ではそのように対応しているものと思っております。

○11番（奥山直武君）

わかりました。

それと、もう一つ、小学校の場合は各児童に手持ちの水筒を学校のほうに持参させておりますけれども、中学校の生徒の皆さんにはそういうあれはないんですか。各家庭からの水筒を持参するような学校からの要望とかはないんですか。

○教育長（豊島実文君）

水筒を持参することについては、必ず持ってきなさいというような指導というのは、中学校の場合にはやっていないのではないかと思いますけれども、水分補給はどのような形態で行っているのか確認をして、適切な指導を行いたいと思います。

○11番（奥山直武君）

学校のほうと協力いたしまして、小まめに水分をとるように、また水筒持参等いろいろな方法がありますので、その点お願いいたします。

次に、③グラウンドの入り口にミストシャワーの設置はできないかという質問でありますけれども、教育長、ミストシャワーの効果、わかりますか。

○教育長（豊島実文君）

私自身、ミストシャワーを浴びたことはございませんけれども、いろいろ情報を集めてみますと、確かに効果は期待できるというような話も聞いております。

○11番（奥山直武君）

ミストシャワーの効果は、水を微細なミストの状態にして噴霧し、水が蒸発する際に気化熱を吸収する効果を利用して、その空間の気温を下げると。要するに、手を上げてもぬれない状態になるんですよね、微量の水が噴射して。これは、鹿児島県では学校関係じゃなくて鹿屋市が公園などで設置しております。また、沖縄の国際通りに行けば、各ビルからそういうシャワーを発しております。その下を通るときには物すごい涼しい。日本全国では、一番温度の高くなった四国、群馬、東京、鳥取、もう各学校でミストシャワーの設置をしております。

もうことしは無理かもしれないけれども、将来的、来年に向けて、設置の考えはあるんですか。

○教育長（豊島実文君）

参考までに、教育長会議のときに、全部には聞いてないんですけども、隣とかに聞いてみたら、設置している学校は本当に少ないというか、大島地区内では設置している学校はないのではないかと。というのが、教育委員会の予算でじゃなくて、設置する場合でも7,000円ぐらいで設置できるということなので、学校の費用またはPTA会の費用で設置している学校があるかもしれませんけれども、市町村の予算で設置したという市町村は現在聞いておりません。

例えば知名町の場合、学校によってはガジュマルの木陰がすぐ近くにあって涼しい場所があるというようなことなどもあって、体育の授業とかちょっとして暑くなったときに、場合によってはそこを利用するというようなことなども考えているみたいで、学校の要望も把握してと申しあげましたのは、個人的に学校の校長何人かに聞いてみたんです。そしたら、あったほうがいいなというような校長もおれば、そこまで永良部ではというような、先ほど言ったようなガジュマルなども利用できるのではというような答えもありましたので、さっき申しあげましたようにそんなに予算のかかることではないので、学校の要望等を聞いた上で検討してみたいと、こう思っております。

○11番（奥山直武君）

教育長が今お話しされましたように、永良部の場合はグラウンドの横にガジュマルの木陰があります。ただ、一つ言えるのは、小学校、中学校、体育館があるでしょう。体育館の入り口などには必要だと思うんです。体育館は風がないし、体調が

おかしいなと思ったら、入り口に来て、それを浴びる。ぜひ前向きに検討していただきたい。

ただ、教育長がお話しされましたように、簡単ですよ。グラウンドの入り口でしたら、テントの上の骨組みにホースを縛りつけて下に流せば、全国そういう形でやっておりますので、どうか校長先生、皆さんと話し合われて前向きに設置するように要望しておきます。

次に、大きな3、学童保育、要するに放課後児童クラブについてなんですけれども、まず初めに、課長、前の課長からあなたに引き継ぎがなされたの、それをまず最初に聞きたい。

○保健福祉課長（安田廣一郎君）

業務全般についての引き継ぎは、当然文書で行われております。放課後児童クラブのどのような引き継ぎかについては、またご質問いただければお答えしたいと思います。

○11番（奥山直武君）

3月定例会に質問しておるんですよ、総括で、その点について。要するに助成関係もいろいろと。それで一応検討するということで、前課長が、検討しておるんですけども、①の場合はどうなんですか。

○保健福祉課長（安田廣一郎君）

国のほうの子ども・子育て支援制度が27年度に新たな制度になったことにより、量的な向上を図るということで、本来は国としては学校の空き教室を利用してやりなさいということなんですが、空き教室を確保できない場合は、民間、それから他の公共施設等を利用しても可だと。その場合について家賃を補助しましょうというのが27年度の制度改革にありまして、今回、町長の答弁にありましたように、両施設の家賃、賃借料分を補正予算で計上させていただいております。

○11番（奥山直武君）

補正予算計上、丸々1カ月ですか。半額じゃなくて。

○保健福祉課長（安田廣一郎君）

これは運営費とは別に賃借料を補助できるということですので、1カ月掛ける12カ月分全額です。

○11番（奥山直武君）

はなしぐあか、あれ家賃5万円ですけれども、その5万円丸々助成できるということですね。

○保健福祉課長（安田廣一郎君）

2カ所ありますが、1カ所については民家を借りておりますので、月5万円掛ける12で60万円。あと1カ所は町の施設を月1,000円で借りておりますので、1万2,000円計上してございます。

○11番（奥山直武君）

わかりました。

②にいきます。去年の3月の答弁でありましたけれども、一応その責任者が、要するにでっかい子、1年間はできるでしょうということで、その1年の間に町とてでっかい子の代表者、責任者と保護者を集めて話し合いすると。そう返答があるんですけども、どうですか。この前、課長に聞いたら、聞いてないと言われましたけれども、それから後、調べましたか。

○保健福祉課長（安田廣一郎君）

1年間の期間がちょっと私はわからないんですが、いつからいつまでか。確かに指導員が運営と事務のほうを兼ねているということで、苦勞されている、大変だということは伺っております。

○11番（奥山直武君）

じゃ、これはどうするんですか。本人はやめますと。どうしますか。要するに本人に口頭で前課長に伝えろと。前課長は、じゃ、1年間話し合いましょうと、3月ですよ。ということは、4月から28年の3月まで。じゃ、口頭で言うてもだめでしたら、文書で提出しないとだめですかね。

○保健福祉課長（安田廣一郎君）

町長の答弁にもございましたとおり、この2施設の指導員の方々については、ノウハウもご存じでありまして、先駆的な事業をされておりますので、ぜひ私どもとしては続けていただきたいと。その中で、これから28年3月まで時間もございませぬので、問題点等、解決できる箇所はお互いに話し合って解決して、ぜひこの2つの学童クラブは継続していただきたいと、私としては考えております。

○11番（奥山直武君）

すばらしい考え、本当に課長ありがとうございます。

児童クラブというのは、子供たちが通所し、安心して放課後の生活をできるように、そして親が安心して仕事もできる。そこで子供たちの生活の場になっておるんですよね。そこで勉強したりして、また放課後のクラブ、スポーツクラブに参加できたりする場所なのでね。

とにかく、今、課長、いろいろと残さないといけないとお話しされましたけれども、ただ、問題は、この2人が辞任すると。それをどう引きとめるか。また、どう

いうふうにかわりを探るか。それを聞きたいんですよ、本当は。かわりを探すのやったら、もう今のうちに探さないと間に合いませんよ。その点ひとつどういう考えをお持ちですか。

○保健福祉課長（安田廣一郎君）

放課後児童クラブの要綱にもありますとおり、社会福祉法人に運営を委託もできますので、社協とも運営面で協力できないかどうか話したり、また実際に子供を預けている保護者の皆さんとも話し合っ、また保護者の中から協力できる方々がないかどうか、そのあたりを確認しながら、ぜひ存続に努力したいと考えております。

○11番（奥山直武君）

今さっき話がありましたけれども、社会福祉協議会、これがその責任者の皆さんにやってもいいよと、そういう話をされましたけれども、それは聞いていますか。

○保健福祉課長（安田廣一郎君）

正式な場ではないんですけれども、さりげなく、こういう仕事もまた委託したいんだけどという話はしたんですが、まだ相手方から正式な答えはいただいておりません。

○11番（奥山直武君）

正式に話し合ってみて、それとその2施設の責任者と話して、今後の行く先、要するに経営とかいろいろな方面を考えて話し合ってもらわないと、もう何カ月しかないですからね。要するに放課後児童クラブの生徒を路頭に迷わすことのないようにお願いしておきます。

それと、3番目は、これも教育委員会から社会福祉に移ったばかりやのに何でまた教育委員会に返すかなと。聞いたら、町長もなし、課長もなし。

ということで、終わります。

○議長（今井吉男君）

これで、奥山直武君の一般質問を終わります。

本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

あす9日は、午前10時から会議を開きます。

お疲れさまでした。

散 会 午後 4時11分

平成 27 年 第 3 回知名町議会定例会

第 2 日

平成 27 年 9 月 9 日

平成27年第3回知名町議会定例会議事日程
平成27年9月9日（水曜日）午前10時00分開議

1. 議事日程（第2号）

○開議の宣告

○日程第1 一般質問

①福井源乃介君

○日程第2 議案第47号 平成26年度知名町水道事業会計剰余金の処分について

○日程第3 決算審査特別委員会の設置

決算審査特別委員会に認定第1号～認定第11号までの11件付託

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	田中 富行 君	2番	今井 宏毅 君
3番	名間 武忠 君	5番	森山 進 君
6番	山崎 賢治 君	7番	平 秀徳 君
8番	松元 道芳 君	9番	東 善一郎 君
10番	西田 治利 君	11番	奥山 直武 君
12番	福井 源乃介 君	13番	今井 吉男 君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 迫田昭三 君 議会事務局次長 東 公仁 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	平安 正盛 君	会計管理者 兼会計課長	安田 輝秋 君
副町長	宗岡 与名彦 君	税務課長	山崎 實 君
教育長	豊島 実文 君	町民課長	榊 憲次 君
総務課長	榮 信一郎 君	保健福祉課長	安田 廣一郎 君
総務課長補佐	村山 裕一郎 君	老人ホーム園長	新納 哲仁 君
企画振興課長	榮 照和 君	水道課長	伊藤 末隆 君
農林課長	安田 末広 君	水道課参事	山田 悟 君
農業委員会事務局長	川野 兼一 君	教育委員会事務局長 兼学校教育課長	瀬島 徳幸 君
建設課長	高風 勝一郎 君	学校教育課参事	平山 盛文 君
耕地課長	窪田 政英 君	教育委員会 事務局次長 兼生涯学習課長 兼中央公民館長 兼図書館長	大郷 一雄 君
耕地課参事	山下 清則 君	給食センター所長	徳岡 秀郷 君

△開 会 午前１０時００分

○議長（今井吉男君）

議場におられる皆さん、ご起立ください。

おはようございます。

お座りください。

これから本日の会議を開きます。

昨日、奥山議員の一般質問の教育関連で、教育長から答弁があります。

○教育長（豊島実文君）

熱中症予防のために各学校とも水筒持参を指導しているかというご質問がございましたけれども、確認した結果、全小学校、中学校とも水筒持参を指導しているということでありますので、ご報告いたします。

△日程第１ 一般質問

○議長（今井吉男君）

日程第１、一般質問を行います。福井源乃介君の発言を許可します。

○１２番（福井源乃介君）

おはようございます。傍聴していただき、ありがとうございます。

それでは、議席１２番、福井源乃介が一般質問を行います。

まず、１点目は、サトウキビの振興対策についてであります。

生産農家の高齢化や担い手不足が進んでおります。調苗作業、植えつけ作業、収穫作業等については、組織化が図られ、システム化も確立をしておりますが、管理作業については、今後の大きな課題であります。沖永良部農業開発組合を核とした受託組織の育成、システム化を図る必要があります。

そこで、①中耕作業、倍土作業等を受託するブルトラ隊を結成すべきではないか。

②病虫害防除作業や除草作業等を受託するブームスプレーヤ隊を結成すべきではないか。

③製糖工場内にある精脱機の利用料金がトン当たり７００円と奄美群島内でも突出した価格になっております。南栄糖業株式会社や関係機関が協議をし、糖業振興、生産農家の負担軽減を図るために値下げをすべきではないか。

同等規模であります喜界島のトン当たり４７０円を基準とし、２００円から２５０円の改定を求めるものであります。

2、道路行政について。

①現在、正名地区において、危険な急カーブ、急勾配を解消するために県道の改良工事が行われております。一日も早く危険除去のために田皆側と正名側を接続し、安心して通行できるようにすべきではないか。

②知名正名海岸線、通称小田線については、今年度中に屋子母海岸入り口まで完了し、残りの区間については次期計画で整備をするということではありますが、大津勘橋を含めた整備計画はどうなっているのか伺います。

③知名古里線の知名ヨコハマタイヤさんからニシムタさんの先にかけての道路は、非常に劣化が激しく、早期の改良改修を求める声が上がっております。交通量も多い基幹道でありますので、早急に対処すべきではないか。

以上のことについて、町長、各担当課長の前向きで建設的な答弁を求めます。

○町長（平安正盛君）

おはようございます。

それでは、ただいまの福井議員のご質問にお答えいたします。

まず、大きな1番ですが、①、②については関連がありますので、一括してお答えいたします。

近年、生産農家の高齢化や担い手不足に伴い、収穫後の管理作業が適期にされず、単収低下へつながっているものと思われま。また、比較的経営規模の大きいハーベスター組合の一部においては、製糖期間中、収穫作業に追われ、株ぞろえや根切りなどの収穫後の早期に行わなきゃならない管理作業が行えず、単収低下を招いている事例も見受けられているところであります。

作業受委託を進めるに当たって、現状の調査では、大型機械を保有する農業者の中には、農作業受託に意欲はあるものの、農家個々による小規模な依頼や受託料金、実施時期等の取り決めが明確でないことに伴い、作業効率の低下や金銭のやりとり等でちゅうちょしている状況下にあると思ひます。

一方、委託をしたいと考えている農家においても、現状では地縁血縁に基づく委託が主であり、依頼するタイミングや受委託についての細かな設定がないため、依頼しづらいというような雰囲気もあると思ひております。

そこで、開発組合では、作業の受託者と委託者のマッチングを図るため、いわゆる交通整理のつなぎ役を担い、サトウキビの適期管理による単収向上を目指すため、本年度より受委託システムの構築について、現在、検討を進めているところであります。

ただ、現状においては、進めていく方向性を確認した段階であり、今後、受委託

双方の詳しい意向調査や大型農機具、管理用機械の所有者や台数の調査、委託農家の規模や範囲などを調査の上、受委託システムの構築に向け、両町関係機関で検討を重ねながら、それに取り組んでまいりたいというふうに思っております。

③工場内の精脱機関係ですが、精脱葉機の利用料金が沖永良部において高いとのご指摘であります。精脱施設が整備されている郡内の利用料金を見ますと、生産農家が負担している料金は喜界町で400円。先ほど470円ということでしたが、私どもが把握しているのは400円です。奄美大島では500円、徳之島で125円となっております。さらに、実際の脱葉経費については、それぞれ製糖会社やハーベスター組合からの助成金を考慮しますと、喜界町で671円、奄美大島で650円となっております。他方、徳之島においても、農家負担125円とハーベスター組合負担125円の250円の料金のみでは運営が困難なため、あまみ農業協同組合徳之島事業本部並びに天城事業本部での積立金からの繰り入れにより運営され、料金の値上げを検討したい意向もあるとの情報も入っており、各島々とも実質の脱葉経費自体に大きな差はないものと認識しております。

さらに、種子島、沖永良部以外では、精脱葉施設の運営事務局は製糖会社からの出向職員により賄われていることも加えますと、沖永良部開発組合の脱葉に係る運営、単価についても、現段階では適正の範囲ではないかなというふうに認識しています。

そうした場合、次に農家負担の軽減についてであります。結局はどこが負担するかとの協議に入ってくるわけであり。ハーベスター組合において経営状況の悪化から昨年料金を改定したばかりでありますし、製糖会社の運営についても借入金早期返済の大きな命題もございます。また、開発組合に通常以上の経費削減、さらなる効率化を求めることも現実的とは言えません。仮に、精脱葉を開発組合が行わないようになれば、ハーベスター組合の任意組合で脱葉施設を導入し、管理運営しなきゃならないことになり、本島のサトウキビ産業全体にとって混乱を招くおそれも予想されます。

沖永良部のサトウキビ産業が、これまでともに歩んできた現実とその対処によって培ったシステムを今しばらく継続し、今後予想されるさらなる大規模化や担い手不足対策、土壌条件の改善による単収向上対策などを図り、沖永良部サトウキビ産業全体の安定が確立された上で、それぞれの課題に対し関係機関でより深い話し合いとそれぞれの関係機関の連携、さらにその分担を十分に発揮できるよう構築を検討してまいりたいというふうに思っています。

大きな2番です。

ご指摘の事業は正名田皆間の急勾配、急カーブ区間の改良を行い、車両の安全通行の確保と歩道を設置することにより歩行者の安全な歩行区間を確保する目的で、現在、延長766メートルについて改良舗装工事を行っております。

その区間は、平成25年度から事業がスタートし、26年度にバイパス部分の用地買収と一部工事の着手、本年度、27年度はバイパス部分の改良工事と現道への取り付け工事を予定しております。お尋ねのバイパス部の開通につきましては、28年度にバイパス部分の舗装工事後、供用開始する予定となっております。

なお、今申し上げた前後の区間については、今後、県にも要望を続け、早期の整備が図られるよう県にも働きかけていきたいというふうに思っております。

②です。

当該路線は、知名正名海岸線・大津勘工区として、計画延長約600メートルの事業とし、事業期間は27年度から31年度までの5カ年計画を予定しており、社会資本整備総合交付金において事業を実施する予定としております。

施工区間につきましては、大津勘橋から西側へ、要するに田皆側へ170メートル、東側、屋子母側に430メートルを予定しております。

大津勘橋につきましては、平成26年度に大津勘橋の工法検討も含めた当該路線の概略設計の委託を行い、その結果、大津勘橋を取り壊した後、現在の橋脚構造じゃなくて、谷間の部分を盛り土して行う予定としております。また、谷部の雨水排水対策としては、横断暗渠のボックスカルバートで設置をする予定としております。

27年度は、測量設計委託を行い、実施設計図面を作成し、28年度以降、用地買収及び橋の取り壊しに着手する予定であります。

③です。

平成27年6月議会、さきの6月議会でも同路線についての要望とご指摘があったわけですが、現段階では、おおむねさきの回答と同じようですが、その後、私どもとしていろいろ検討した結果の回答となるわけですが、ご指摘の路線は、平成元年に緊急地方道路整備事業において舗装工事を行っており、既に26年が経過しております。

経年劣化により、路肩や道路の車道部分が下がっている箇所や路面に穴があくなど老朽化の進行が著しく、雨天時には水たまりができるなど、通行する皆さんに大変ご迷惑をかけているかと思えます。

ご指摘の箇所については、平成28年度、来年度の防災・安全交付金事業において舗装工事の要望を行っており、現在のところ確定はしておりませんが、計画として全体を年次的に数工区に分け実施する予定で、先ほどの防災・安全交付金事業で

ご指摘の区間約1キロを28年度に舗装する計画で、現在、県と協議を進めているところです。残りの区間についても、先ほど申し上げたとおり年次的に舗装の整備をするというように、現在、私どもとして作業をしているところであります。

以上です。

○12番（福井源乃介君）

それでは、順を追って再質問を行いますが、まず、農家の高齢化あるいは担い手不足というのは、サトウキビに限らず同様の課題であるというふうに思っておりますが、農林課長、ブルトラ部隊あるいはブームスプレーヤ部隊という発想については非常におもしろいと思いますが、どういう感想をお持ちでしょうか。

○農林課長（安田末広君）

先ほど来ありますように担い手不足というか、いわゆる人手不足で適期に適正な管理ができていない状況にあるというのは、非常に認識しております。

我々のほうといたしましても、昨年行いました地域農業を語る会、その中でもいろいろ種はまいたつもりであります。ですから、さきの糖業振興会の総会でもまたそういうご意見をいただきました。答弁の中にも開発組合を準備していますというような話もあったんですけども、我々が行っています字での農業を語る会、そこの中から、また地域で地域に合ったニーズを捉えて、先行型でやっていってもいいのではないかというふうに思っています。その後、また開発組合の準備、広範囲なシステムができた段階で、そこに乗りかえていただいてもいいかなというふうな感触を持っております。

○12番（福井源乃介君）

この高齢化対策の必要性、それから管理作業に関する受託組織の育成については、先ほどありました7月に行われた知名町糖業振興会の総会の席上で提案をさせていただきました。

総会後の大島支庁沖永良部事務所農業普及課の児玉課長の講演の中にも、高齢化対策の必要性、それからシステム化という話、さらには暴風対策等々について講演もありました。

さらには、知名町認定農業者の総会がありまして、その総会後の講演の中で、先進地であります種子島農業公社の取り組み事例が発表されました。非常に時宜を得た講演をしてもらったというふうに感謝をするとともに、評価をしたいというふうに思っておりますし、こういった発想のきっかけにもなっているわけですね。ですから、全体的な動きとして、いち早く取り組んでいただきたいと思っております。

今の答弁で、集落営農的な考えをお持ちですが、正名地区においては既に取り組

みを始めました、数年前から。しかしながら、やはり答弁にもありました生産という部分、どうしても委託、そして受託、作業指示、そして集金、ここが非常にノウハウがないというようなことで今休止をしているような状況にあります。開発組合さんに農機具を全部買ってそろえて投資をして作業組織を育成という形ではなくて、地域にある資源を生かした組織体系ができればという考えですが、その点どうですか。

○農林課長（安田末広君）

先ほどの町長の答弁にもありましたように受託者、委託者、受けている方、お願いしたい方、それぞれやりたい気持ちは持っているようですので、その中で、いわゆる金銭のやりとりの問題、時期の問題、そういったものを交通整理したいというふうに思っております。

開発組合が核となったほうが、その辺の個人間のやりとりが少なくなりますので、そこら辺も期待はしております。

○12番（福井源乃介君）

その部分が一番の課題であります。糖業振興会の総会の中で、ある生産者からこういう声がありました。製糖期間中にトン当たり500円でも農家に積み立てをしてもらって、それを原資として管理作業費の受け払いに利用できないかというような提案もありました。それはなぜかという、ハーベスターは現在沖永良部に四十七、八台あります。その中で、営農集団、営農組合が40以上はあると思いますが、それぞれが努力をして、地縁血縁ももちろんあるし、請け負いをして作業をしておりますが、最終の生産というところでやはり苦勞をしているという現状がありますので、ぜひ開発組合を中心に育成に努めていただきたいし、検討して対応したいという答弁でありましたので、その辺の流れをくんでいただいて早急に育成をしていただきたいと思います。

特に町が機械銀行を設置するんであれば問題ないんですが、そういう構想もありませんので、やはり開発組合を核として両町糖業振興を図るべきだというふうに考えておりますが、理事長、その辺はどうですか。

○町長（平安正盛君）

先ほど来、課長が答弁しているとおりであり、また経済、農林サイドと常に話しているのは、課長からもあったように現在の機材、資材をどちらの農家も持っているので、それを何とか活用する方法。特に大規模の皆さんはそれなりの機材をそろえているので、じゃ、中小規模の皆さんにそこをレンタルする形のマッチングを、今つなぎ役をいろいろ協議しているんですけども、それ以上話が進ま

ないのは、どうしても機械を保有する側と借りたい側とがどうやってもマッチングするんですね。同じ時期に、作物が違えばいいんですけども、同じ作物、同じ管理作業をしないといかんので、そこでのやりとりがどうしてもうまくいかない。であれば、今、議員ご指摘のように開発組合という話になって、ある種の機械銀行みたいな役を担う開発組合というふうに言われて、以前からも細々とやってきたんですけども、いかんせん経営状況が非常に厳しいので、なかなか実現できなかったんですけども、今期については、昨日の行政報告等でもそれなりの黒字経営に至っています。

ましてや、精脱の事業、それから機械の貸し付け等について、それなりの黒を出していますので、さらに本年度のサトウキビの生育状況から見れば、かなりの部分が出てくるのではないかと。そういったものを今、どういう形で基金造成していくかは別として、そこらの財源を確保して、今ある機械の農家からの借り上げと、あるいは新規に開発組合独自の機械の保有等々の考えもありますので、そこはまた、今後、開発組合の理事会の中で協議をしていきたいというふうに思います。

○ 1 2 番（福井源乃介君）

私が委員であれば会議に出て提案もできるんですが、運営委員の皆様にお任せをするしかないのかなという部分も一部ありますので、ぜひ運営委員会あるいは理事会等で、将来的な課題でありますので、育成と、そして仕組みづくり、システム化、種子島農業公社を目指すような、いい部分は取り入れて、ぜひ育成をしていただきたいと思いますし、小型の20馬力以下のトラクターって結構入っているんじゃないですか。台数がどののじゃなく、かなり各集落で五、六台はあるのではないかなという感じがするんですが。

○ 農林課長（安田末広君）

先日、8・1調査とあわせて、我々も字に入ってそういう調査もいたしております。まだ台数の集計のほうは上がってきておりませんが、そういった資料をもとに、また開発組合のほうで話してみたいと思いますし、種子島に視察に行ったのもそういう意図があつてですので、そこはこれから深くまた調査をしていきたいと思ひます。

○ 1 2 番（福井源乃介君）

ブームスプレーヤについても、これはバレイショ農家からの提案なんですよ、サトウキビ農家じゃなくて。バレイショ農家の皆さんも二十数台あると。それから、サトウキビの生産農家についても今、ことしも4台入っているというような形で台数がふえてきております。一番メリットとしては、先ほど言った開発組合が事業を

するにしても機械購入に投資の必要がない。それから、同じように生産農家にとっても、非常に高額な農機具になりますので、個人で取得しなくてもいいというところ。あとは、持ち手とそれから借り手のマッチングということが先ほどから言われておりますので、その辺を図りながら、特にメイチュウ対策、それから除草ですね。ぜひ種子島に見に行ってもらいたいと思いますが、雑草が一本もありません、畑に。種子島のキビ農家の皆さんの畑に行きますと、種子島は草も生えないのかというぐらい雑草が一本もありません。やはりそういった先進事例に学びながら、ある資源を生かした組織の構築に努力をしていただきたいと思います、最後、もう一回。

○農林課長（安田末広君）

おっしゃるように機械もそれぞれふえてきているようです。ですから、やはりルールづくりが明確であればいいのかなというふうに思っています。

例えば、地縁血縁による株ぞろえをお願いしても、きょう2単、3日後にまた誰かのものが2単とか、そうじゃなくて、やはり請け負って、1日でずっとそれができるような作業体系になればというふうな体制を整えたいというふうに思っています。除草、ブームスプレーヤにしてもしかりでございますので、明確なルール等をつくっていけば、まんざらできないことでもないというふうに思っております。

○12番（福井源乃介君）

ぜひお願いします。大規模農家も利用しやすいし、それから兼業農家の皆さんも利用しやすいし、特に適期管理によって単収向上を目指していただきたいと思いますというふうに思いますので、仕組みづくりについては、ぜひ検討していただいて、集落営農の格上げ的部分でもいいですし、確立を早急にして将来に備えていただきたいと思いますということを要請したいと思います。

それから、③精脱機ですが、農林課長、精脱機とデトラッシャーは違うんですね。

○農林課長（安田末広君）

機能的にどう違うというのはちょっと言えませんが、デトラッシャーの場合は、ご存じのとおり人が並んで、梢頭部を入れないよう、とにかく手で抜き取り作業ですね。うちの場合は風圧でというふうな作業の違いかと思います。

○12番（福井源乃介君）

私も勘違いしております、精脱機とデトラッシャー、同じかなと思ったんですが、沖永良部についてはコンベヤーで流すだけです。ただ、ほかの離島については、四、五人作業員がついて、ベルトコンベヤーで流れてきた梢頭部、トップの部分で

すね、それを全部拾っているんです。だから人件費も要るし、非常にトラッシュ除去ということを入れたてやっています。ですから、まず、流しっぱなしで700円、三、四人、五人で拾って500円、「あれ」という疑問があるわけですが、その辺は。

○農林課長（安田末広君）

確かに開発組合についての脱葉施設においては利益が出ております。ただ、開発組合が負っているのは、調苗であったり、また作業受委託であったり、堆肥のもろもろであります。前年の総決算で600万円という黒字は出たわけですがけれども、やはり両町からの支援をいただいているプラスの600万円だということになっていますし、現状として作業内容からいくとそういうことかもしれませんけれども、我々の関係機関どちらかがその作業をしなきゃいけないわけですので、そのことに対して今の中ではそういうような採算性でなっているということは、またご理解いただきたいと思います。

○12番（福井源乃介君）

十分に理解はしているつもりですし、開発組合の重要性も認識をしております。また、経営についても配慮する部分もありますが、群島内で一番料金が安いのが徳之島ですね。250円、トン当たり。それから、大島本島、笠利町、龍郷町を含めて500円。喜界島が私の資料では470円になっています。若干70円の差があるんですが、視点は農家の負担軽減というところにあります。

サトウキビの増産基金事業のおかげで、27年、28年、今期の製糖見込みが8万5,000トンに近い。このまま順調に行けば9万トンということで、本当に台風は来ても雨だけ持ってきてくれれば9万トン超えというような情報も流れてきております。

町長の行政報告の中で、12月10日操業ということ念頭に準備を進めているということでありますので、開発組合も経営がよくなってきているし、また量もある。それから、ハーベスターの収穫率が95%、確実に精脱に流せるわけですので、そういった面で今後の議論をするきっかけにいただければ、私はありがたいなと思います。

○農林課長（安田末広君）

確かに今期については非常にいいような状況で見えていますけれども、言われるように農家さんの単収が上がって、パイが大きくなれば、全ての関係機関でパイが大きくなって、いい循環ができると思います。ですから、今現状において脱葉賃についての問題は真摯に受けとめておりますけれども、各機関がやはり安定的な経営、

操業できるように、また単収の向上、そこからやっていって、その次のステップがまた農家さんに返せるようなシステムに持っていきたいというふうに考えていますので、そこら辺はまたご理解とご協力までお願いいたします。

○12番（福井源乃介君）

重々わかっているつもりではありますが、その辺はまた先ほどお願いしたように、運営委員ではありませんので、私は。ぜひ酌んでもらって、あとは町長、課長が頑張るしかないのかなというふうに思っておりますので、その辺ぜひ検討していただきたいと思います。

それから、精脱機については、平成21年に導入されて、大まかに償還等も進んでいるのではないのかなという気がしますが、その辺は。

○農林課長（安田末広君）

記憶ですけれども、今年度で終了かといふふうに記憶しています。

○12番（福井源乃介君）

そういったこともありますので、ぜひ検討して議論していただきたい。

それから、通告書の中に、南栄糖業株式会社を初め関係機関でと。同じことなんですけど、関係機関には。やはり200円から250円という部分、この辺の負担についても議論が進められればなということで、あえて南栄糖業株式会社と入れてあるんですが。

○町長（平安正盛君）

先般の株主総会の決算の関係について、昨日の行政報告で申し上げたとおり、かなりこれまでずっと累積の負債、借り入れを持っておったんですけれども、今期末で5億円まで縮減、圧縮されているということで、場合によっては、また12月末に再度返済をやるというような状況で、かつ先ほど来お話がありますとおり、今期のキビの9万あるいは10万トンという話の中で、じゃ、その結果、来季の売り上げというのを決算がどのような状況になるか等々勘案しますと、最終的には大きな数字が出るとは思いますが。

しかし、いかんせんいろんな機関の支援でまだ現状は維持されているような会社ですので、完全に独立できるような状況であれば幾らのいろんな支援もあるんでしょうけれども、今、大株主さんのなんかとお話ししますと、やはり支援をしながらの操業ですので、そこまで、じゃ、余裕があるのかというような話もちらほら聞きますので、ある程度やはりもう少し様子を見ないといけないのかなと。そのことは、今、議員のご指摘のことについては、確かに経営は好転していますので、そこらのことも含めながら、お願いはしてみたいというふうに思います。

○ 12番（福井源乃介君）

わかりました。ぜひいろんな形で協議をしていただいて、100円でも200円でも何とか軽減が図ればというふうに思っておりますので、よろしく願いをしたいと思います。

それと、1点言い忘れたのが、基金事業、本当にありがたい事業でありました。この中で生産回復が図られてきたということは、本当に事業に対してありがたいというふうに申し上げたいと思います。

ただ、これが終わってしまって、今、非常に肥料、農薬が高どまりをしたままで推移をしております、プリンスペイト、もうちょっと安くならないのかとか、いろんな声も聞かれています。もちろん、町としては15%の助成をしていただいている。大変ありがたいというふうに思っておりますが、農協に対しても1割程度の助成要請をしていただければありがたいなというふうに思っております。町を通して、ぜひ要請をしていただければというふうに思っております。今後ともまた糖業振興に取り組んでいきたいというふうに思いますので、ご協力をお願いして、要請して、次にいきたいと思います。

正名の県道改良については、先ほどありました766メートル、平成30年度末完了ということで、これについても危険な急カーブ、急勾配の道路の改良ということで、ありがたいというふうに思っております。

第1期工事が終わりました、バイパスの真ん中の部分だけできて、全然、今、次の段階を待っている状況であります。今年度、田皆側と正名側を接続して、また、さらに28年度に舗装して一部供用開始ということですが、やはり危険除去という目的であれば、県の予算の関係もありますが、1年でも舗装という部分は前倒ししていただいて、一部安心して通れるような方向に持っていただきたいということですが。

○建設課長（高風勝一郎君）

通告がありまして、沖永良部事務所建設課のほうに現在の進捗状況を含めた年度計画をお尋ねいたしました。先ほどおっしゃられたとおり、昨年、26年にバイパス部の用地買収と工事に着手しております、ことし、27年度にバイパス部の田皆側、正名側、全て接続する工事を入れて、あわせて取りつけ工事を行うというふうに聞いております。

発注につきましては、近いうちに27年度分工事発注をするというふうに伺っております。来年、28年度に、そのバイパス部、取りつけ部を含めた舗装を行って供用開始を行うということと、あと田皆側、正名側には、現道拡幅につきましては、

用地の進捗を見ながら行いたいというふうなことであります。

こちらのほうからも少しでも早く、危険箇所という部分でありますので、早目に舗装工事を、バイパス部を行って供用開始ができないかというふうな一応要望は出してあります。県のほうとしても、なるべく早目に供用開始をしたいというふうな返事でもございましたので、そのような形で今後進むと思っております。

○12番（福井源乃介君）

ぜひ、その部分については、できれば今年度中に舗装まで終わっていただいて、一部早急な供用開始を希望したいと思っておりますので、引き続き働きかけをしていただきたいと思っております。

それから、あと字内の改良、田皆からも出ております。田皆の字内の改良等々についても引き続き要望はしていただきたいと思っておりますが。

○建設課長（高風勝一郎君）

まず、現在行っている正名地区、今後の現道拡幅をあわせて一応計画は平成30年度完成ということで、その用地の進捗状況を見ながら工事を行っていくという返事でありましたが、現在の用地の進捗状況を聞きましたら、現在バイパス部から田皆方向に交渉に入っていて、何名とは言いませんでしたが、数名を残して、ほぼ用地交渉がスムーズにいつているというふうな返事でありました。今後、正名方向の交渉に入っていきたいというふうな返事でありました。

それから、提案が出ました、今後、正名の集落内、あと、あわせて田皆の集落内の要望も出ておまして、あわせて下平川地区も含めて、各地域からそのような安全確保に対しての道路改良要望が出ておりますので、それも当建設課の補佐と先日、県の建設課、課長のところに行きまして、町としても地域から要望が上がっていて、町からも要望を出しておりますということで、ぜひ忘れないでいただきたいということを含めて、正名、田皆、下平川地区あわせて、ぜひ今後とも早期に対応していただけるようお願いいたしますというふうな要望は行ったところでございます。

○12番（福井源乃介君）

ぜひ県のほうとも引き続き要請、要望していただいて、多くの予算が確保できますようお願いをしたいと思います。

次に、小田線、大津勘橋の改良については、屋子母海岸入り口まで完了した後に最優先でやるというような答弁をいただいておりますし、実際に28年度ですか、取りかかるというようなことでよろしいのでしょうか。

○建設課長（高風勝一郎君）

先ほど町長の答弁でも、ことし27年度は測量設計委託を入れまして、来年度

28年度は一部用地買収と、あと大津勘橋の取り壊しということになるかと思えます。大津勘橋を取り壊しましたら、もちろん小田線が通れませんが、その周辺の道路を活用した迂回路等も来年度検討しながら進めていきたいと思えます。

ですので、大津勘橋という橋はなくなるわけですが、その部分の工事に関しては、現在のところ29年度工事に着手したいというふうに思っております。

○12番（福井源乃介君）

わかりました。

それから、昨日の山崎議員の基盤整備の関係、結局、屋子母海岸から大津勘橋までの区間と、それから住吉の海岸、墓地に行く部分から大津勘橋までの区間が今残っているわけですね。昨日の基盤整備で一部34ヘクタールですか、それと小田線の改良とは絡みがあると思うんですが、その辺、住吉までの部分は今後どういふような形になるのか。

○建設課長（高風勝一郎君）

今回の計画に関しましては、ことし平成27年度から平成31年の5カ年計画で、その距離約600メートルを改良する予定にしております。その後、おっしゃられた今回の改良が終わった区間から屋子母海岸に行く区間が残っておりますので、その区間と住吉方向に延ばしていく計画になるかと思えますけれども、現在のところ、先ほどおっしゃられた知名南西部地区基盤整備事業に関しては、進行状況も含めてですけれども、今後、事業の管轄である耕地課と調整をしながら、この知名新城海岸線の改良計画についても進めていきたいというふうに思っております。

○12番（福井源乃介君）

耕地課長、一部その受益地区に入っている部分があると思うんですが、全体ではないですね。どれくらい面積に含まれているのか。

○耕地課長（窪田政英君）

おっしゃっている地区につきましては、一部確かに知名南西部地区に入っておりますが、どの程度と言われますと、これは非常に難しいので、一応道路の延長上の約4分の1程度は入っておりますが、いずれにしてもこれは計画、設計の段階で調整をしていきたいと考えております。

○12番（福井源乃介君）

5カ年計画であります。屋子母側が終わり、大津勘橋の改修、それから屋子母方面を完了して、西のほうにという流れになるかと思えますので、ぜひ連携をとってお願いをしたいと思います。

大型車はほとんど通りません。キビ運搬車も大津勘橋を避けております。それか

ら、建設の重機を積んだりした工事関係の大型車両も、ほとんど県道に迂回するか、西に回るかをしているのが現状なんですよね。その辺の把握はされていますか。

○建設課長（高風勝一郎君）

おっしゃられるとおり、大津勘橋、走行する皆様も、危険というか、確かに大型車が通りますと振動等もあって、そのあたりを感じられていることもあってか、キビ運搬車、大型車は大津勘橋を通らずに、ほとんど県道のほうに上がられて通行しているというふうに聞いております。

○12番（福井源乃介君）

ぜひ早期の改修を、高低差がありますので、工法としては暗渠を通して、埋め立ててフラットな道路にさせていただきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、3番目の知名古里線については、もちろん同僚議員からもありましたし、答弁の中で平成28年度の防災・安全交付金事業を今要望しているということですが、その道路から海岸線の部分に、今、非常に商業施設なり、あるいは建物等ができております。今後もまたふえるものだと思っております。どうしても基盤整備をした山側の部分には建物は建ちませんので、海岸に沿ってニシムタさんの方向にどんどん建物がふえていくのではないかなという気がしておりますし、それにあわせて、できれば1年待つのではなくて早急にできないかということですが、その辺は。

○建設課長（高風勝一郎君）

6月の議会でも松元議員からありまして、答弁をさせていただきました。

先ほど町長の答弁も、内容としては同じような内容で答弁をいたしておりましたが、具体的にというか、町長、あと財政の持つ総務課長とも相談して、あと県の道路維持課とも国費等の調整もしながら協議した結果、先ほど町長が答弁しましたヨコハマタイヤの前からニシムタのほうへ約1キロは、ほぼ確実にできるんじゃないかというふうに思っております。

あと、まだはっきりしていないのが、もしかするとまだ延ばせる可能性もあるんじゃないかなというふうには思っておりますけれども、もしそうしたら、ウジジ浜から余多方向といいますか、あちらの方向もかなりでこぼこな部分がありますので、そのあたりも加味しながら、予算の状況、あと設計書等、少しでも延ばせるような形ができるのであれば、そのような形で要望には応えていきたいなというふうに思っております。

○12番（福井源乃介君）

いずれにしても、この1キロの区間、ぜひスピード感を持って、できれば、非常に交通量も多いし、県道並みの基幹道路であると思います。商業施設への通行、それから空港や港への通行とか、非常に往来、台数が多い、極めて重要道でありますので、28年度の事業でほぼできるということではありますが、一日も早く早急に対処していただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

この区間については、先ほど言いましたように商業施設等あるいは住家屋が建っていくものだというように思いますが、水道課長、この区間の上水道整備の関係はどうなっているんですか。

○水道課長（伊藤末隆君）

今、福井議員から言われましたこの地区においては、水道管の布設はなされておりません。しかし、最近、建物ができてきており、また将来、家を建てたいという声が出ておりますので、将来的に水の需要が見込まれるために、建設課が行います舗装工事にあわせて布設工事を計画しております。

○12番（福井源乃介君）

ぜひ道路の改良とあわせて、本管が通って水道利用ができるような配慮もお願いをしたいと思います。

それから、環境センターが近くにありますが、下水道の関係は申し込みがあつてからなのか、それとも並行してできるんでしょうか。

○建設課長（高風勝一郎君）

現在のところ下水道管、本管工事の整備は公共下水道100%ということにはなっておりますけれども、今後、宅地等が建っていけば、そちらのほうに例えば公共下水道で引くべきなのか、もしそうであれば本管の工事が入っていきます。そうではなくて合併浄化槽で対応できるのか等々も含めて、調整をしながら今後そのような形で進めますので、つなげない、いわゆる下水の処理はしないというふうなことはございません。

○12番（福井源乃介君）

上下水道についても、道路が完成して、また継ぎはぎで切ったりとかということがないような形で連携をとって上下水道、特に水道のほうもやるということですので、要望がなければ下水道接続というのはできませんけれども、ぜひそういった配慮もしながら、建物ができていくと思いますので、どうかその辺も考慮していただきたいということで、一般質問のほうは終わります。

○議長（今井吉男君）

これで福井源乃介君の一般質問を終わります。

以上で通告による一般質問は全部終了しました。

これで一般質問を終わります。

執行部当局におかれましては、これらの質問や要請事項等を真摯に受けとめ、適切なる対処をお願いいたします。昨日の4名、本日の1名、計5名の議員の皆さん、ご苦労さまでした。

△日程第2 議案第47号 平成26年度知名町水道事業会計剰余金の処分について

○議長（今井吉男君）

日程第2、議案第47号、平成26年度知名町水道事業会計剰余金の処分についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第47号は、平成26年度知名町水道事業会計剰余金の処分案についての案件でございます。

当年度未処分利益剰余金は1億2,267万9,427円となっております。建設改良積立金取り崩し額3,153万9,800円を組み入れ資本金に繰り入れし、翌年度繰越利益剰余金を9,113万9,627円とするものであります。よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第47号、平成26年度知名町水道事業会計剰余金の処分についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第47号、平成26年度知名町水道事業会計剰余金の処分については原案のとおり可決されました。

△日程第3 決算審査特別委員会の設置

○議長（今井吉男君）

日程第3、認定第1号、平成26年度知名町一般会計歳入歳出決算認定の件から認定第11号、平成26年度知名町水道事業会計歳入歳出決算認定の件までの11件は、一括議題とします。

ただいま一括議題となっています認定第1号から認定第11号までの11件は、議長及び監査委員の西田治利議員を除く10名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第11号までの11件は、議長及び監査委員の西田治利議員を除く10名で構成する決算審査特別委員会に付託することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次の会議は、あす10日に開きます。

引き続き、決算審査特別委員会が開かれます。決算審査特別委員会は午前11時25分からの予定です。しばらくお待ちください。

散 会 午前11時03分

平成 27 年 第 3 回知名町議会定例会

第 3 日

平成 27 年 9 月 10 日

平成27年第3回知名町議会定例会議事日程
平成27年9月10日（木曜日）午前10時55分開議

1. 議事日程（第3号）

○開議の宣告

○日程第1 平成26年度 各会計決算の認定（決算審査特別委員会委員長報告）

○日程第2 議案第48号 知名町手数料条例の一部を改正する条例について

○日程第3 議案第49号 平成27年度知名町一般会計補正予算（第2号）

○日程第4 議案第50号 平成27年度知名町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○日程第5 議案第51号 平成27年度知名町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○日程第6 議案第52号 平成27年度知名町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○日程第7 議案第53号 平成27年度知名町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

○日程第8 議案第54号 平成27年度知名町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）

○日程第9 議案第55号 平成27年度知名町土地改良事業換地清算特別会計補正予算（第1号）

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	田中 富行 君	2番	今井 宏毅 君
3番	名間 武忠 君	5番	森山 進 君
6番	山崎 賢治 君	7番	平 秀徳 君
8番	松元 道芳 君	9番	東 善一郎 君
10番	西田 治利 君	11番	奥山 直武 君
12番	福井 源乃介 君	13番	今井 吉男 君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 迫田昭三 君 議会事務局次長 東 公仁 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	平安 正盛 君	会計管理者兼会計課長	安田 輝秋 君
副町長	宗岡 与名彦 君	税務課長	山崎 實 君
教育長	豊島 実文 君	町民課長	榊 憲次 君
総務課長	榮 信一郎 君	保健福祉課長	安田 廣一郎 君
総務課長補佐	村山 裕一郎 君	老人ホーム園長	新納 哲仁 君
企画振興課長	榮 照和 君	水道課長	伊藤 末隆 君
農林課長	安田 末広 君	水道課参事	山田 悟 君
農業委員会事務局長	川野 兼一 君	教育委員会事務局長兼学校教育課長	瀬島 徳幸 君
建設課長	高風 勝一郎 君	学校教育課参事	平山 盛文 君
耕地課長	窪田 政英 君	教育委員会事務局次長兼生涯学習課長兼中央公民館長兼図書館長	大郷 一雄 君
耕地課参事	山下 清則 君	給食センター所長	徳岡 秀郷 君

△開 会 午前 10 時 55 分

○議長（今井吉男君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第 1 平成 26 年度各会計決算の認定（決算審査特別委員会委員長報告）

○議長（今井吉男君）

日程第 1、各会計歳入歳出決算認定の件を一括議題とします。

本件について決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、山崎賢治君。

○ 6 番（山崎賢治君）

平成 27 年 9 月 10 日、知名町議会議長、今井吉男殿、知名町議会決算審査特別委員会委員長、山崎賢治。委員会報告。

第 3 回知名町議会定例会で、当委員会に付託されました事件について、審査の結果、下記のとおり決定しましたので、報告いたします。

記

1. 委員会名称、決算審査特別委員会。
2. 設置年月日、平成 27 年 9 月 9 日。
3. 審査期間、平成 27 年 9 月 9 日から平成 27 年 9 月 10 日。
4. 付託事件、認定第 1 号、平成 26 年度知名町一般会計歳入歳出決算。
認定第 2 号、平成 26 年度知名町国民健康保険特別会計歳入歳出決算。
認定第 3 号、平成 26 年度知名町介護保険特別会計歳入歳出決算。
認定第 4 号、平成 26 年度知名町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算。
認定第 5 号、平成 26 年度知名町奨学資金特別会計歳入歳出決算。
認定第 6 号、平成 26 年度知名町国民宿舎特別会計歳入歳出決算。
認定第 7 号、平成 26 年度知名町下水道事業特別会計歳入歳出決算。
認定第 8 号、平成 26 年度知名町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算。
認定第 9 号、平成 26 年度知名町合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算。
認定第 10 号、平成 26 年度知名町土地改良事業換地清算特別会計歳入歳出決算。
認定第 11 号、平成 26 年度知名町水道事業会計歳入歳出決算。
5. 審査結果、付託事件全てを認定すべきものと決定。

6. 附帯意見、特になし。

○議長（今井吉男君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

認定第1号、平成26年度知名町一般会計歳入歳出決算認定から認定第11号、平成26年度知名町水道事業会計歳入歳出決算認定まで、11件を一括して採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、11件とも認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔「起立多数」〕

○議長（今井吉男君）

起立多数です。

したがって、認定第1号から認定第11号までの11会計の歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

△日程第2 議案第48号 知名町手数料条例の一部を改正する条例 について

○議長（今井吉男君）

日程第2、議案第48号、知名町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

先ほど26年度の決算の審査特別委員会で議員の皆さんのご理解をいただきまして認定し、さらに先ほど本会議で認定をいただきました。厚くお礼申し上げます。委員会でいろいろご指摘、要望いただいた件については、先ほど議長からもありま

したが、私も真摯に受けとめながら、27年度も新たな気持ちで、また諸般の事業の進捗に真摯に取り組んでまいりたいというふうに思いますので、引き続きよろしくをお願いします。どうも認定ありがとうございます。

それでは、提案理由の説明をいたします。

ただいまご提案いたしました議案第48号は、知名町手数料条例の一部を改正する条例についての案件であります。

マイナンバー制度の導入に際し、国民一人一人に12桁のマイナンバーを通知する通知カードと、身分証明書の一つである個人番号カードについては、初回に交付する経費は国庫補助の対象となりますが、再交付に係る経費については、本人の責めによらない場合を除き、国庫補助の対象にならないことから、通知カード及び個人番号カードの再交付に要する手数料を徴収するため、所要の改正を行うものであります。

若干説明しますと、第1条が、通知カードの交付が始まる本年、平成27年10月5日から通知カードの再交付に要する手数料について規定するものであります。

第2条が、個人番号カードの交付が始まる平成28年1月1日から個人番号カードの再交付に要する手数料についての規定の追加、及び個人番号カードの交付により従来の住民基本台帳カードの交付は行われなくなることからして、住民基本台帳カードの交付・再交付手数料の規定をあわせて削るものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで総括的質疑を終わり、次に改正事項による質疑を行います。

1ページ、第1条。

○11番（奥山直武君）

この条例改正は、知名町単独の条例改正ですか。

それともう一つ、この金額は安過ぎるんじゃないですか。今、預金通帳を再交付するにも1,500円は要る。だから、年齢別に学生と敬老70以上、そういう一般人と二通りに分けることはできませんか。

○総務課長（榮 信一郎君）

ここに示してある金額については、国から示されている手数料ということでご理

解をいただきたいと思います。

なお、実際の運用に入ってきますと、二十までは5年間のカード、それ以上は10年間ということで、5年か10年の更新があるということです。

○議長（今井吉男君）

よろしいですか。

第1条。

第2条。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで改正事項による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第48号、知名町手数料条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第48号、知名町手数料条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

△日程第3 議案第49号 平成27年度知名町一般会計補正予算 (第2号)

○議長（今井吉男君）

日程第3、議案第49号、平成27年度知名町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第49号は、平成27年度知名町一般会計補正予算（第2号）に関する案件であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億6,336万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ56億1,498万1,000円と決めました。

主な補正内容は、歳入については、交付決定及び事業量の増減などにより地方交付税、町債を増減し、平成26年度決算の確定に伴い繰越金を増額計上、繰入金を減額計上しました。また、地方創生先行型上乘せ交付金広域連携事業費補助金を新規計上しました。

歳出については、法定積立分等による財政調整基金費、知名認定こども園園舎新築に係る用地購入及び土地造成費用、社会保障・税番号制度への対応費用などの増額計上、また長寿園スプリンクラー設置費用、台風で被災した光ブロードバンドサービス施設復旧に係る費用などを新規に計上いたしました。

債務負担行為は、公会計総務省方式改訂モデル作成業務委託、公有財産台帳作成業務委託を追加しました。

地方債は、長寿園スプリンクラー設置事業費債、光ブロードバンドサービス施設災害復旧費債を追加し、その他、事業の増減に合わせて変更しました。

詳細については、お手元の予算説明書をごらんください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから総括的質疑を行います。

第1表、歳入歳出予算補正、1ページ。

2ページ。

3ページ。

○10番（西田治利君）

3ページの老人福祉費の中に、先ほどもありましたけれども、スプリンクラーの設置というふうになっているようで、工事費として4,600万円余りなっているようですけれども、老朽化した老人ホームのスプリンクラーの設置については、天井裏を張りめぐらすような配管になるんじゃないと思われるんですけれども、コンクリートの剝離とか天井の破損とか、そういったことが考えられないかどうか。

○老人ホーム園長（新納哲仁君）

ただいま西田議員からご質問のありました件につきましては、築45年余りがた

っておりますけれども、これまで台風の後の電気の故障とか、いろんな工事をしてもらうんですけれども、コンクリートの剝離はもう既にご承知かと思えます。電気の配線をするために、ちょっとドリルではつりした場合も、もう既にコンクリートが上から落ちてくる状況です。

そういった件でありますけれども、今回のスプリンクラーの設置につきましては、平成29年度、平成30年3月31日までには設置しなければならないという消防法がございます。それで、今回補正でスプリンクラーの設置をお願いしているところです。

○10番（西田治利君）

今回は4,600万円で組まれていますけれども、この額でおさまるのかどうか。ひょっとすれば2次補正も組まなくちゃならないような難しさが出てくるのではないとか、そういった心配もあるんですけれども、もちろん設置後については使用されてはならない条件でありますけれども、そういったことも考えられないかどうか。

○老人ホーム園長（新納哲仁君）

これにつきましては、この補正の見積もりに至るまでは、一応、今、先輩でございます林先輩にお願いして、林さんもこれはちょっと自分には手に負えないということで、林さんの知人であります鹿児島設計事務所に見積もりを依頼しているところで、今回の設計と工事の請負費でこの金額になっております。

現況につきましては、補正通過後、また林さん初め見積もりをいただいた設計事務所等で今後の検討をしていきたいと思えます。

○10番（西田治利君）

事故があってはならないことですので、しっかりした設置をお願いして、万全を期していただきたいというふうに要望いたします。

○議長（今井吉男君）

4ページ。

第2表、債務負担行為補正、5ページ。

第3表、地方債補正、6ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで総括的質疑を終わり、次に事項別明細書による質疑を行います。

歳入、9ページから。

10ページ。

11 ページ。

○6 番（山崎賢治君）

光ブロードバンドのサービス施設の復旧費についてですが、この施設というのはどこにあるのでしょうか。

○企画振興課長（榮 照和君）

これはインターネット回線のことです。台風災害等で切断したら、その復旧費に充てる分です。

○6 番（山崎賢治君）

台風が来るたびごとに費用計上、経費の計上をしているんですけども、そのたびにそういうふうに復旧工事をせざるを得ないという状態ですか。

○企画振興課長（榮 照和君）

電柱に張ってある線なものですから、どうしても台風の強弱によって被害が出る場合は毎年修理を行っております。

○6 番（山崎賢治君）

そういうものは、保険とかいう部分はないんですか。それと、群島みんなこういう状態にあるのでしょうか。

○企画振興課長（榮 照和君）

費用の2分の1は保険が出ます。そして、その2分の1は補助金で賄われます。そして、2分の1が町の持ち出しとなります。

○6 番（山崎賢治君）

町の持ち出しですか。

○企画振興課長（榮 照和君）

費用の半分が保険から出まして、その半分の半分の補助金が出まして、そして4分の1は町の持ち出しとなります。

○6 番（山崎賢治君）

わかりました。

○議長（今井吉男君）

歳出、12 ページから。

13 ページ。

14 ページ。

15 ページ。

○12 番（福井源乃介君）

田皆認定こども園の関係で、送迎用のスクールバスの購入ということであります

が、住吉幼稚園、上城幼稚園の閉園に伴うものだと思いますが。

その運用は、どういう形で運用されていくのか、お尋ねします。

○町民課長（榑 憲次君）

今ご質問のあった件につきましては、民生費のほうに予算を組んでございますけれども、また補助金申請等の関係については、教育委員会のほうでしていただいております。まだ詰めはしてございません。

ただ、将来的に委託を来年以降考えておまして、現在どちらに委託するかということはまだ決めてございませんけれども、町内のようなバス企業団とか、それからタクシー会社等、送迎をできるところがございますので、今後そちらと検討していかなければいけないということで、とりあえずこの事業がありまして、ここに予算計上がされているということでございます。

○12番（福井源乃介君）

では、購入だけで、運用はまだこれから計画を詰めていくということで理解してよろしいのでしょうか。

○町民課長（榑 憲次君）

はい、そうでございます。

また、知名認定こども園が29年4月に開園予定でございますけれども、そのときにはまた一体的な運用をしなければいけませんので、それを見越して今後協議をしていかなければいけないと思っております。

○議長（今井吉男君）

進めます。16ページ。

17ページ。

18ページ。

○10番（西田治利君）

すみません、16ページに戻ってですけれども、知名認定こども園の減額が674万6,000円というのは、どういう理由なのか。

○町民課長（榑 憲次君）

知名認定こども園につきましては、西田議員、予定地をご存じだと思うんですけれども、かなり上がっておりまして、それを切り下げするんですけれども、そのときに1万立米ほど残土が出ます。当初の設計では、それを全部搬出してやるという予定でございましたけれども、隣の谷になっているところがございますけれども、地主の方とも相談ができておまして、そちらにその土を入れるということで、搬出の経費が2,000万円ほどかかるということであったんですけれども、そちら

辺が軽減するというので、そして、そちらに伴う工事費を減額して、埋め立てをするところの用地を購入して、工事の効率化を図るということで、今回の予算計上となったわけでございます。

○議長（今井吉男君）

よろしいですか。

○10番（西田治利君）

いいです。

○議長（今井吉男君）

進めます。18ページ。

19ページ。

○6番（山崎賢治君）

港湾管理の項目で、住吉港の臨港道路の補修とありますけれども、港内のどの部分が補修対象になっておるんでしょう。

○建設課長（高風勝一郎君）

申しわけございません、確認ですが、港湾管理費のその他修繕料の件でしょうか。そうではなく。

○6番（山崎賢治君）

住吉港の説明の中に道路補修とあるんですよね。その質問です。

○建設課長（高風勝一郎君）

はい、失礼しました。

住吉港の道路の部分というふうに出ておりますが、補正予算の中では11節需用費のその他修繕料81万円の部分でありまして、先般の台風12号によりまして、住吉港の臨港道路から岸壁におりていく、おり切ったところの一部がコンクリートが被害を受けまして、その部分の補修に充てるということでの内容でございます。

○6番（山崎賢治君）

あの入り口部分ですと、砂利運搬の大型車による影響での傷みが原因じゃないかなと想像できますけれども、どうなんですか。その辺ちょっと疑問点があるんですけどね。

○建設課長（高風勝一郎君）

申しわけございません、入り口部分といいますと……。

○6番（山崎賢治君）

施設のほうから海岸におりていく部分でしょう。

○建設課長（高風勝一郎君）

施設のほうから入って行った部分の箇所ではございませんで、もう道路をおり切った岸壁のほうに行った部分の内容でございます。

○ 6 番（山崎賢治君）

今の入り口部分は、大型の砂利運搬車、あれはダンプカーによる被害で、ああいふ状況になっていると思うんです。その場合は、町が全額補助をするというのは、ちょっといかなものかなという感じはするんです。一定の業者が搬入搬出しているわけでしょう、あの港の場合は、あの利権として。ですから、その辺はちょっと話し合う必要があるんじゃないか。それはもう要請をしておきたいと思います。

それから、ごめんなさい。関連部門の質問で、漁船がいっぱい係留されているんです。いっぱいというか、何十隻か知らんけど、住吉港の周囲に。あれは町が許可を出してやっておるんですか。釣り船の係留の件です。

○ 建設課長（高風勝一郎君）

漁船の接岸に関しましては、個々の漁船を持っていらっしゃる皆さんの管理だというふうに思っておりますが、またその部分、こちらでも確認をしながら指導していきたいというふうに思っております。

○ 議長（今井吉男君）

進めます。19ページ。

20ページ。

○ 10 番（西田治利君）

大堂線のことですけれども、建設課長、この補正とか、いまだまだ黒貫側の工事にかかわる件でしょうか。

○ 建設課長（高風勝一郎君）

そうでございます。近々ことし27年度分の工事発注をいたしますけれども、その部分で浄化槽のほうで建設の中に一部かかるということで、その部分の再設置に関する分の補償費ということで今回計上しております。

○ 10 番（西田治利君）

早いうちに大堂線黒貫側を完成させてもらって、田水団地から上がってきたところから瀬利覚寄りのほうへの計画はどういうふうになっているんですか。

○ 建設課長（高風勝一郎君）

現在行っております黒貫大堂線、一応黒貫側といいますか、来年度が最終年度というふうなことで現在計画を進めております。また、その後に関しましては、進捗状況というか、内容等をいまいち把握しておりませんので、内容を確認しながら瀬利覚側をそのように進めていきたいというふうに思っております。

○10番（西田治利君）

ぜひ早い時期に瀬利覚側のほうへも計画を進めていただきたい。その区間においても、道幅が狭くて、多分交差ができないぐらいの道幅なので、将来において、知名認定こども園などがかわってくるようになると、当然その道については、迂回路と申しましょか、回り道を利用する車の量が多分多くなってくることだろうと予想されます。交差ができないんですよね、あの幅では。だから、そういうこともありますので、ぜひ瀬利覚寄りのほうへの計画も進めていただきたいというふうに要望します。

○議長（今井吉男君）

21ページ。

○3番（名間武忠君）

6目の幼稚園総務費の中で、委託料が出ておりますが、なぜ今なのか。

それと、知名幼稚園の前と後ろに2棟あるわけなんですけれども、そのうちのどこなのか。

同じような状況にある下平川幼稚園のほうはどうされるのか。

その3点について。

○学校教育課参事（平山盛文君）

今のご質問にお答えします。

今回、知名こども園の改築工事に関して、学校施設課の文部科学省の予算の中で、園舎の建てかえに対する補助が、まだ計画は上げてないんですけれども、今回の補正で上げて、11月の計画に一応計上して、それで認められればというか、その予定で一応文科省の補助を受けるために、危険改築のためには耐力度調査をしないとイケないと。その分の。

あと、下平川幼稚園に関しては、一応既存の建物を残すということで計画しておりますので、知名幼稚園の海側のほうの園舎と山側の園舎2棟を今回の耐力度調査で調査して、基準点以下になれば取り壊しという形で計画を今進めて、その分を今度、知名こども園の改築の面積に加算というか、対象に見合うだけの面積を補助できないかということで今回計上してあります。

○3番（名間武忠君）

そうしますと、知名幼稚園は今回のこども園の補助対象の可能性があるとというようなことで、前と後ろ、北と南の両方の耐力度調査を行うと。補助対象となる築何年からというようなことが決められておるとお思いますけれども、なぜ下平川はならないということですか。

○学校教育課参事（平山盛文君）

耐力度の判断基準というか、20年以上経過していれば、20年をめどに大規模改造を導入できる事業で、20年を超えている建物は耐力度なり大規模改造なりで事業はできるんですけども、下平川に関しては、今回いろいろ上のほうと相談した結果、地区の放課後クラブとか、そういう施設が今、学校内ではとれないので、その幼稚園施設を利用しようかという計画が一応上がっております。

○3番（名間武忠君）

そうしますと、知名幼稚園については補助対象の可能性はあると。ただ、下平川については、その可能性がないというようなことの理解でいいですか。

それと、29年の4月からはこども園が開園するわけなんですけれども、それと同時に、下平川幼稚園については第三者が使用する可能性があるというような今の説明ですけども、知名幼稚園については解体を前提としたことで何らか別途の利用は考えていないというような認識でよろしいですか。

○学校教育課参事（平山盛文君）

下平川に関しては、一応既存の建物を残すということで、取り壊すことを前提としてならば、耐力度調査を入れて、また下平川の面積の分を知名幼稚園の分と加算して面積申請は可能だと思います。ただ、今現在では、一応下平川幼稚園に関しては今後施設を再利用しようかなということで計画をしております。

そして、建物的には下平川幼稚園と知名幼稚園を比べると、老朽度の頻度的には知名幼稚園はもうかなり老朽化が激しくて、下平川幼稚園に関しては、まだ建物自体、老朽化自体はそんなに進んでおりませんので、下平川幼稚園の分に関しては、そのまま施設を利用しようかなということで今計画をしております。

以上です。

○3番（名間武忠君）

幼稚園は知名、下平川もこのような方法でやるということはわかりました。同じように保育園、知名保育園と、それから下平川保育園、これについては、知名保育園については、先ほどの話ですと築20年を過ぎているわけですので、これも対象になるのかどうか。それでは下平川はどうされるのか。今4つの施設で1つのこども園ができるわけですので、保育所の2カ所について、改めてどのような考えをお持ちなのか伺います。

○町長（平安正盛君）

先ほどの参事の答弁の補足も含めて、全体の流れですが、説明しておきたいと思えます。

2 幼稚園、2 保育所を（仮称）知名認定こども園にまとめるわけですので、当然、今ある既存の4つの建物をどうするかということです。

知名の幼稚園については、先ほど説明があったとおり、老朽化が非常に危険な状態ですので、取り壊します。取り壊すんですが、先ほどあったように作業を進めていく中で、県といろいろやった結果、場合によっては補助金の対象になると。知名の幼稚園の分は、取り壊す分の面積分は、認定こども園の4歳、5歳、6歳の児童の分の面積の相当分は可能性があるということで、今、両方かけて、要するに二股をして、とりあえず知名の幼稚園は、取り壊すためには事前に耐力度調査をしないと取り壊しできないので、今回計上しました。

ただ、もし補助金が対象にならないということであれば、何も取り壊すのに耐力度はいらぬわけですので、補助金を受けるがための手続ですので、補助金がもし認められない場合は、別途知名の幼稚園については耐力度調査をしないで用途廃止、解体するという事です。ただ、補助金の関係で耐力度調査をしないとイケないということで、仮に予算計上をしたところです。

知名の幼稚園の南側の海側の遊戯室については、さほど他の教室、保育室みたいなものではないので、再利用、再活用したいということで、遊戯室の棟は残す予定にしています。

それから、知名の保育所については、当然そのまま再利用すると。いろんな今後の制度、子育ての新しいシステムの中で、有効に活用する方法を模索するという事です。

下平川の幼稚園については、まだ使えますので、先ほどあった学童クラブ等々の今後の子育てのための施設として再利用しますので、取り壊すことないわけですので、今後の耐力度とかそういうものは関係ないので計上していません。下平川の保育所については、同じように再利用をしたいということでしております。

そういうことで、両方、今ちょっと国の採択待ちということですので、採択されれば、今予算計上した耐力度調査を実施して取り壊す。でなければ、また改めて取り壊しだけの作業に入るということです。

○議長（今井吉男君）

進めます。22ページ。

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

○総務課長（榮 信一郎君）

1点、先ほど奥山議員から、個人番号カードの有効期限ということで、20歳以

上は10年、20歳未満は5年という説明をいたしました。発行の日から10回目の誕生日が20歳以上ですね。発行の日から5回目の誕生日ということで、20歳未満の方は顔、形が変わってきますのでということでありますので、発行の日から誕生日の10回目と5回目ということでご理解いただければと思います。

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます

これから議案第49号、平成27年度知名町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第49号、平成27年度知名町一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

しばらくお待ちください。

△日程第4 議案第50号 平成27年度知名町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（今井吉男君）

日程第4、議案第50号、平成27年度知名町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第50号は、平成27年度知名町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に関する案件であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ896万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を12億4,434万9,000円と定めました。

主な補正ですが、歳入では療養給付費交付金、繰入金、繰越金を増額計上し、歳出については、総務費、保険給付費、後期高齢者支援金など、前期高齢者納付金など、予備費の増額であります。

詳細については、お手元の予算説明書をごらんください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから総括的質疑を行います。

第1表、歳入歳出予算補正、1ページ。

○10番（西田治利君）

総括ですけれども、今、町内においては眼科が少なく、非常に患者にとっては不便を来している状況にあると思うんです。治療に行くためには、沖縄へ行ったり、あるいは鹿児島へ上って治療をさせているような現状でありますけれども、今、既存の眼科が1軒ありますけれども、なぜか検査を済ませて、今度は診察をして、そしてから治療があるということなんですけれども、先々1カ月か2カ月ぐらい待たされているような状況のようでもありますけれども、町長、ぜひ新しい眼科医を要請して新設できないものかどうか。和泊町は1軒医院が新設して治療を行っているという話を聞いておりますけれども、知名町にもぜひもう1軒ぐらい眼科医を要請することはできないものかどうか。

○町長（平安正盛君）

ご指摘の件は、よく十分理解しているので、現在、徳洲会病院で日にちを決めて巡回健診をしている。そのことによって、今ご指摘のように期間がかかるんじゃないかなということもあります。

一方、和泊町で朝戸医院が出張を週に1回か2回やる。いずれにしても、今の医療体制で不自由をするのが、眼科を含めて幾つかの診療科目があるわけですが、そのことを含めながら、医師会にもお願いしたいと思いますし、徳洲会病院の建てかえ等も入っているようですので、そのことも含めて、病院側に要請をしてまいりたいと思っております。

○10番（西田治利君）

よろしく。

○議長（今井吉男君）

よろしいですか。

進めます。2ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで総括的質疑を終わり、次に事項別明細書による質疑を行います。

歳入、5ページ。

歳出、6ページ。

7 ページ。

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第 50 号、平成 27 年度知名町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 50 号、平成 27 年度知名町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は原案のとおり可決されました。

△日程第 5 議案第 51 号 平成 27 年度知名町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（今井吉男君）

日程第 5、議案第 51 号、平成 27 年度知名町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第 51 号は、平成 27 年度知名町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）に関する案件であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 2,715 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 8 億 3,064 万 8,000 円と決めました。

主な補正は、歳入では 26 年度決算の確定に伴う繰越金を増額計上し、歳出については、介護給付費準備基金に積み立てるための介護給付費準備基金費の増額及び保険給付費や地域支援事業費の平成 26 年度実績精算に伴い、国、県、社会保険診療報酬支払基金へ国庫支出金等過年度分を返還するため、諸支出金を増額計上いたしました。

詳細については、お手元の予算説明書をごらんください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから総括的質疑を行います。

第1表、歳入歳出予算補正、1ページ。

2ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで総括的質疑を終わり、次に事項別明細書による質疑を行います。

歳入、5ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

歳出、6ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

○10番（西田治利君）

これは僕一人の空想かもしれませんが、今、地方創生でいろいろ意見が出ております。都市部から地方へ高齢者を移住させる方法があるということで話が出ておりますけれども、その方たちが知名町なら知名町へ入ってこられて、後々には要介護者も出てくるんじゃないかというふうにも思われますよね。そうしますと、やはり介護給付費が膨らんでくるということになりかねないと思うんですけれども、それによって、また介護保険料の個人負担も当然のことながら増額になってくる可能性があると思うんですけれども、そういう思いは僕一人の考えでしょうか、どうでしょうか。

○保健福祉課長（安田廣一郎君）

介護保険料につきましては、介護保険を受けられる65歳以上の方と、あと40歳から64歳までの方で、合わせてサービスの費用の2分の1を持つことになっておりますので、当然、65歳以上の方がふえて介護の需要がふえれば、保険料もふえてくるということになるかと思えます。

現役をリタイアした皆さんを呼び込むという費用対効果については、私のほうではちょっとお答えしかねます。

○議長（今井吉男君）

よろしいですか。

○10番（西田治利君）

そういうことによって、もしも負担料が増額になってくるといことになれば、国からの助成とか補助とか、そういったものは考えられるんじゃないでしょうか。

○保健福祉課長（安田廣一郎君）

現在の制度では、先ほど申したとおり、2分の1は、実際に介護を受ける65歳以上の方、それから40から64歳の知名町に住んでいる方で賄うことになっておりますので、この制度が変わらない限りは、国の助成等があるかどうかということ、ちょっとここでは言えません。

○議長（今井吉男君）

よろしいですね。

○10番（西田治利君）

はい。

○議長（今井吉男君）

討論ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第51号、平成27年度知名町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第51号、平成27年度知名町介護保険特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

午後1時から再開します。

休 憩 午前 11時48分

再 開 午後 1時00分

○議長（今井吉男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第6 議案第52号 平成27年度知名町下水道事業特別会計
補正予算（第2号）

○議長（今井吉男君）

日程第6、議案第52号、平成27年度知名町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

それでは、ただいまご提案いたしました議案第52号は、平成27年度知名町下水道事業特別会計補正予算（第2号）に関する案件であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5,189万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,218万6,000円と決めました。

主な補正内容は、歳入では下水道使用料督促手数料9万6,000円を新規計上しました。また、公債費償還のため、一般会計からの繰入金5,115万5,000円を増額計上しました。繰越金については、平成26年度決算の確定に伴い64万3,000円を増額計上しました。

歳出では、公共下水道担当職員の給与費など30万4,000円を増額計上し、また公債費は、償還元金及び利子合わせて5,159万円を計上いたしました。

詳細につきましては、お手元の予算説明書をごらんください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから総括的質疑を行います。

第1表、歳入歳出予算補正、1ページ。

○3番（名間武忠君）

総務課長にお聞きしたいと思いますが、今回、補正予算の下水道、農業集落排水、合併処理事業に1億1,000万円相当の繰り出しが予算化されていますけれども、まだ繰り出しをしなければならないような財源があるのかどうか、他会計を含めて。

○総務課長（榮 信一郎君）

詳細はこちらに持ってきておりませんが、特別会計、特に公債費の償還に伴うものについては、今回見てございますので、ほぼ公債に関する繰り出しは終わってい

るかと思えます。

予算の計上については、開発組合等の云々に関するものが今後の補正の中で必要になってくるかと思えます。

○3番（名間武忠君）

そうしますと、これから新たな繰り出しをしなきゃならないというようなものはないというような認識でよろしいわけですか。

○総務課長（榮 信一郎君）

詳細は手元にまだ持っておりませんが、特別会計の下水道事業、農業集落排水事業等の公債費に関する部分についての繰り出しは、しばらくとめてございましたが、今回の償還と年度末の償還の確認はしますが、これらに関する部分については、ほぼクリアできているものと思えますが、先ほど申しました開発組合に関する分については、今後また12月で行うのか、3月で行うのかを調整しながら計上いたしたいと思えます。

○議長（今井吉男君）

よろしいですか。

進めます。2ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで総括的質疑を終わり、次に事項別明細書による質疑を行います。

歳入、5ページ。

歳出、6ページ。

○10番（西田治利君）

この督促料の9万6,000円というのは、960件を見込んでのことだということですがけれども、下水使用料がもらえる時点で100円結局加算されてもらえるわけですね。そうしますと、年間を通してだったら、まだこれよりも960件以上に発行されているということにはならないんですか。年間を通して一体どのくらい督促の発行をされているのか。

○建設課長（高風勝一郎君）

ことし4月、5月、6月の件数と合わせて月平均大体80件ということで、年間を通して960件で、督促状を発行した場合の1通につき100円の手数料ということで9万6,000円を計上いたしております。

○10番（西田治利君）

いや、だからその100円をもらうのには、下水使用料がもらえる時点で

100円は加算されてもらえるということでしょうか。そうじゃないわけですか。

○建設課長（高風勝一郎君）

これは督促を出した場合の手数料ですので、下水道の使用料の中には入っていないということでございます。

○議長（今井吉男君）

よろしいですか。

○10番（西田治利君）

わからんけど、いい。

○議長（今井吉男君）

進めます。歳出、6ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第52号、平成27年度知名町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第52号、平成27年度知名町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

△日程第7 議案第53号 平成27年度知名町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（今井吉男君）

日程第7、議案第53号、平成27年度知名町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第53号は、平成27年度知名町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）に関する案件であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5,056万6,000円増額計上し、歳入歳出予算の総額を1億8,142万4,000円と決めました。

主な補正内容は、歳入では督促手数料を6万6,000円新規計上し、一般会計繰入金を4,999万9,000円、平成26年度決算の確定に伴う繰越金50万1,000円をそれぞれ増額計上しました。

また、歳出については、人件費を305万円減額計上し、環境センター維持管理費の通信運搬費を4万円、定期償還元金を3,961万3,000円、定期償還利息を1,072万円、予備費を324万3,000円それぞれ増額計上しました。

詳細については、お手元の予算説明書をごらんください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから総括的質疑を行います。

第1表、歳入歳出予算補正、1ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

2ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで総括的質疑を終わり、次に事項別明細書による質疑を行います。

歳入、5ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

6ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第53号、平成27年度知名町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第53号、平成27年度知名町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

△日程第8 議案第54号 平成27年度知名町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（今井吉男君）

日程第8、議案第54号、平成27年度知名町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第54号は、平成27年度知名町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）に関する案件であります。

今回の補正は、歳入歳出をそれぞれ6,000円増額計上し、歳入歳出予算の総額を2,328万5,000円と決めました。

主な補正は、歳入については、督促手数料を6,000円新規計上し、他会計繰入金を30万4,000円減額計上し、平成26年度決算の確定に伴う繰越金を30万4,000円増額計上しました。

また、予備費を6,000円増額計上してあります。

詳細については、お手元の予算説明書をごらんください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから総括的質疑を行います。

第1表、歳入歳出予算補正、1ページ。

2ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで総括的質疑を終わり、次に事項別明細書による質疑を行います。

歳入、5 ページ。

歳出、6 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第54号、平成27年度知名町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第54号、平成27年度知名町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

△日程第9 議案第55号 平成27年度知名町土地改良事業換地清算特別会計補正予算（第1号）

○議長（今井吉男君）

日程第9、議案第55号、平成27年度知名町土地改良事業換地清算特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第55号は、平成27年度知名町土地改良事業換地清算特別会計補正予算（第1号）に関する案件であります。

今回の補正は、歳入歳出をそれぞれ1,312万9,000円増額計上し、歳入

歳出予算の総額を2,987万6,000円と決めました。

主な補正は、歳入では平成26年度滞納清算金額が確定したことに伴い、滞納清算金を1,222万4,000円増額計上し、繰越金を90万5,000円増額計上しました。

歳出では、平成26年度の未払清算金の確定に伴い、過年度地区清算費を1,312万9,000円増額計上しました。

詳細については、お手元の予算説明書をごらんください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから総括的質疑を行います。

第1表、歳入歳出予算補正、1ページ。

これで総括的質疑を終わり、次に事項別明細書による質疑を行います。

歳入歳出、3ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第55号、平成27年度知名町土地改良事業換地清算特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第55号、平成27年度知名町土地改良事業換地清算特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

○総務課長（榮 信一郎君）

先ほどの名間議員の当初予算等で未計上部分の予算の計上は怎么样了という質問がございまして、下水道と農業集落特別会計へのそれぞれ公債費の償還に関する部分は、確認しましたら、今回の補正で公債費の償還分については計上済み

だということではありますが、開発組合については先ほど申しましたように12月か3月の補正で対応したいと思います。

あと、広域の消防の関係で、若干負担金の見直し等が、この間の与論町での運営会議で示されておりますので、その辺の調整が少し、約370万円生じるのかなというのと、あと国保特別会計の法定外繰り出しがありますが、これは運営の状況を鑑みながらということでもありますので、3件ほどありますが、確定しているのが開発組合と消防の少しの負担金で、あと国保については今後の運営の状況によって法定外の繰り出しをどうするかというのが残っております。

○議長（今井吉男君）

本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次の会議は、あす午前10時から会議を開きます。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 1時19分

平成 27 年 第 3 回知名町議会定例会

第 4 日

平成 27 年 9 月 11 日

平成27年第3回知名町議会定例会議事日程
平成27年9月11日（金曜日）午前10時00分開議

1. 議事日程（第4号）

○開議の宣告

○日程第1 議案第56号 町長等の給与の特例に関する条例の全部を改正する
条例について

○日程第2 議案第57号 知名町個人情報保護条例の一部を改正する条例につ
いて

○日程第3 議案第58号 工事請負契約の締結について（平成27年度田皆中
学校屋内運動場新增改築工事）

○日程第4 議案第59号 工事請負契約の締結について（平成27年度住吉小
学校屋内運動場耐震補強改修工事）

○日程第5 議案第60号 工事請負契約の締結について（田皆コミュニティー
建設工事）

○日程第6 同意第4号 知名町教育委員会教育長の任命に付き同意を求め
ることについて（豊島実文）

○日程第7 同意第5号 知名町教育委員会委員の任命に付き同意を求め
ることについて（富田克彦）

○日程第8 同意第6号 知名町固定資産評価審査委員会委員の選任に付き
同意を求めることについて（今榮義典）

○日程第9 決定第5号 閉会中の継続調査の申し出について

○閉会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	田中富行君	2番	今井宏毅君
3番	名間武忠君	5番	森山進君
6番	山崎賢治君	7番	平秀徳君
8番	松元道芳君	9番	東善一郎君
10番	西田治利君	11番	奥山直武君
12番	福井源乃介君	13番	今井吉男君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 迫田昭三君 議会事務局次長 東公仁君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	平安正盛君	会計管理者兼会計課長	安田輝秋君
副町長	宗岡与名彦君	税務課長	山崎實君
教育長	豊島実文君	町民課長	榊憲次君
総務課長	榮信一郎君	保健福祉課長	安田廣一郎君
総務課長補佐	村山裕一郎君	老人ホーム園長	新納哲仁君
企画振興課長	榮照和君	水道課長	伊藤末隆君
農林課長	安田末広君	水道課参事	山田悟君
農業委員会事務局長	川野兼一君	教育委員会事務局長兼学校教育課長	瀬島徳幸君
建設課長	高風勝一郎君	学校教育課参事	平山盛文君
耕地課長	窪田政英君	教育委員会事務局次長兼生涯学習課長兼中央公民館長兼図書館長	大郷一雄君
耕地課参事	山下清則君	給食センター所長	徳岡秀郷君

△開 会 午前 10 時 00 分

○議長（今井吉男君）

議場におられる皆さん、ご起立ください。

おはようございます。お座りください。

△日程第 1 議案第 56 号 町長等の給与の特例に関する条例の全部
を改正する条例について

○議長（今井吉男君）

日程第 1、議案第 56 号、町長等の給与の特例に関する条例の全部を改正する条例についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

おはようございます。

それでは、ただいまご提案いたしました議案第 56 号は、町長等の給与の特例に関する条例の全部を改正する条例についての案件であります。

町長、副町長及び教育長の給与は、特例期間で減額をしているところでありますが、知名町教育長の給与等に関する条例の廃止に伴い、全部改正するものであります。

なお、申し添えておきますけれども、金額等については何ら変わるものではありません。

以上、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで総括的質疑を終わり、次に逐条ごとによる質疑を行います。

1 ページ、条文、附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで逐条ごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第56号、町長等の給与の特例に関する条例の全部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第56号、町長等の給与の特例に関する条例の全部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△日程第2 議案第57号 知名町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

○議長（今井吉男君）

日程第2、議案第57号、知名町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第57号は、知名町個人情報保護条例の一部を改正する条例についての案件であります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、本町が保有する特定個人情報について、適正な取り扱いを確保し、並びに開示、訂正及び利用停止を実施するための規定の改正その他所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで総括的質疑を終わり、次にページごとによる質疑を行います。

- 1 ページ、第 1 条から。
- 2 ページ。
- 3 ページ。
- 4 ページ。
- 5 ページ。
- 6 ページ。
- 7 ページ。
- 8 ページ。
- 9 ページ。
- 10 ページ。
- 11 ページ。
- 12 ページの附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで逐条ごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第 57 号、知名町個人情報保護条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 57 号、知名町個人情報保護条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△日程第 3 議案第 58 号 工事請負契約の締結について（平成 27 年度田皆中学校屋内運動場新增改築工事）

○議長（今井吉男君）

日程第3、議案第58号、工事請負契約の締結について（平成27年度田皆中学校屋内運動場新增改築工事）を議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第58号は、平成27年度田皆中学校屋内運動場新增改築工事請負契約の締結についての案件であります。

今回の田皆中学校屋内運動場新增改築工事は、9月7日に株式会社久保建設、株式会社宗岡組、株式会社親和建設、株式会社坂井建設の4社で入札執行し、工事請負金額4億7,250万円で株式会社久保建設が落札し、工事請負仮契約を結んでおります。

建物の概要としては、鉄筋コンクリート造の平家建て、延べ床面積1,045平方メートルとなります。アリーナの部分では、6人制バレーボールコート2面またはサブバスケットボールコート2面がとれる広さであり、ステージ、放送室、控室の2室、男女更衣室、器具庫3室、体育準備室などの諸室を設けてあるほか、多目的トイレ、内外部から利用できるトイレも計画しております。

事業年度は、本年度27年度と来年度28年度の2カ年間で、工期はおおむね13カ月間を予定し、28年の9月末の完成を予定しております。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから質疑を行います。

○5番（森山 進君）

この入札自体は余り気にしていないんですけれども、これから第58号、第59号、第60号までですか、この入札についての基準というんですか、結局建築であれば1級でなければいけないとか、どういう基準でこういう入札のあれをされておるのか、その辺ちょっとお尋ねしたいなと思っております。

○副町長（宗岡与名彦君）

入札の指名に関しては、建築業者は、従来はA・Bに分けていたんですけれども、Bのほうは2社になりまして、査定する段階で。2社ではどうも競争入札するにはふさわしくないということで、ランク分けをしないようにしたんですけれども、ただ、このような大きなA級クラスの事業になりますと、どうしても過去の実績等を見て、Aクラスだった皆さんを招集して入札したんです。

4社にしたのは、本来ならAクラスなんです。そのような業者を集めて、特に地元業者を集めて入札した結果がこのようになったわけです。他意はありません。

以上です。

○5番（森山 進君）

例えば、私は、この建設、請負業者、今回の業者は別にしてですけれども、こういう入札なんかで、工事に4億であれば、大体従業員が何名ぐらいおって、年間大体幾らぐらいの仕事もしている。従業員がいなければ仕事はできないわけですから、従業員に対しても、いなければだめとか、そういう基準があるのかなと思いましたんですけれども、従業員については別ということですか。

○副町長（宗岡与名彦君）

そのような考え方もありますけれども、一応町としてではランクづけをしてあるんです。従業員がいる、いないは経営の問題ですので、我々はそのままで立ち入ることはできませんが、過去の実績を見ますと、とりあえずそれなりの設計図どおりというんですか、そのようなことをしていますので、仕事の結果については、そう大きな問題はない。

ただ、建築業者は今、職人不足で、あっちこっちから手配をしているんです。そのようなルートを持って我々の希望する工事をしていただければ、それほど問い合わせるようなご時世じゃないと我々は判断しております。

○5番（森山 進君）

心配したのは、もし従業員がいなくて、二、三名とかいない業者が入札して工期がおくれたとかになったときに大変かなと思ったんですけれども、先ほど副町長のほうから、いろんな手だてはするということで、どこからでも職人は連れてきて工期には間に合やすということです、はい、わかりました。

○議長（今井吉男君）

よろしいですか。

○2番（今井宏毅君）

残念ですが、先ほど副町長が言われましたが、それでは小さい業者は全然成り立っていきませんし、育っていかないですよ、地元は。やはりそこらも考慮していくべきじゃないかなと思っております。

大手4社、これは何十年もずっとやってきておりますが、やはり見直して、小さい業者も育てていく。そのような姿勢がもちろん大事だと思っております。要請しておきます。

それと、これは入札単価ですので、これの設計単価の公表をお願いします。

○学校教育課参事（平山盛文君）

今回の設計単価というか、工事費としては—————です。

*建設課参事から、設計単価の公表がありました。町長から設計単価の議事録からの削除要請があり削除しました。

○2番（今井宏毅君）

何%に当たるわけですか。

○学校教育課参事（平山盛文君）

落札率は99.7%です。

○議長（今井吉男君）

よろしいですか。

○2番（今井宏毅君）

わかりました。

○3番（名間武忠君）

ただいまに関連してですけれども、予定価格とは思わないんですけれども、設計単価の事後公表あるいは事前公表等について、町は行っていないというような理解をしておるわけなんですけれども、今、先ほどの参事の話では数字が出てきましたが、これは何ら問題ないですか。

○議長（今井吉男君）

しばらく休憩します。

休 憩 午前10時15分

再 開 午前10時21分

○議長（今井吉男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○町長（平安正盛君）

先ほど担当のほうから数字の報告がありましたけれども、適正ではないと思いますので、議事録から削除を要請したいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（今井吉男君）

よろしいですね。

議事録から削除ということで。

○2番（今井宏毅君）

何を削除するんですか。

○町長（平安正盛君）

先ほど申し上げた設計額の数字を削除させていただきたいということです。

○議長（今井吉男君）

よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（今井吉男君）

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（今井吉男君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第58号、工事請負契約の締結について（平成27年度田皆中学校屋内運動場新增改築工事）を採決します。

本案は可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第58号、工事請負契約の締結について（平成27年度田皆中学校屋内運動場新增改築工事）は、可決されました。

△日程第4 議案第59号 工事請負契約の締結について（平成27年度住吉小学校屋内運動場耐震補強改修工事）

○議長（今井吉男君）

日程第4、議案第59号、工事請負契約の締結について（平成27年度住吉小学校屋内運動場耐震補強改修工事）を議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第59号は、平成27年度住吉小学校屋内運動場耐震補強改修工事請負契約の締結についての案件であります。

今回の住吉小学校屋内運動場耐震補強改修工事は、9月7日に株式会社親和建設、株式会社坂井建設、株式会社宗岡組、株式会社久保建設の4社で入札を執行し、工

事請負金額 8, 100 万円で株式会社親和建设との工事請負仮契約結んだところであります。

昭和 48 年 3 月に旧耐震基準で住吉小学校については建設しておりますので、平成 22 年度に耐震二次診断の調査を行った結果、I s 値、すなわち構造耐震指標が 0. 56 を下回ったため、耐震力不足と判定されたのに伴い、今回の耐震補強工事と築 42 年が経過した老朽化している屋内運動場の大規模改修事業を実施するものであります。

内容としましては、耐震補強部分では、妻側部(短辺)の柱に屋根鉄骨トラスを固定し、建物耐震力向上を図り、大規模改修では、屋根、床の張りかえ及び内外の塗装工事及びステージ周りの改修と電気設備などの改修が主なものであります。

事業年度は、本年度 27 年度単年度事業で、工期はおおむね 5 カ月間を予定し、平成 28 年 2 月末の完成を予定しております。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから質疑を行います。

○2 番（今井宏毅君）

数字はいいとして、その落札パーセンテージをちょっと教えてもらえますか。

○学校教育課参事（平山盛文君）

落札率は 98. 5% です。

○議長（今井吉男君）

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第 59 号、工事請負契約の締結について（平成 27 年度住吉小学校屋内運動場耐震補強改修工事）を採決します。

本案は可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第59号、工事請負契約の締結について（平成27年度住吉小学校屋内運動場耐震補強改修工事）は、可決されました。

△日程第5 議案第60号 工事請負契約の締結について（田皆コミュニティ建設工事）

○議長（今井吉男君）

日程第5、議案第60号、工事請負契約の締結について（田皆コミュニティセンター建設工事）を議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第60号は、田皆コミュニティセンター建設工事の工事請負契約の締結に関する案件であります。

田皆コミュニティセンターは、昭和47年に僻地福祉館として整備され、現在、老朽化が著しく、地域住民の憩いの場として健全なコミュニティ活動の育成に資することができず、安全性と機能性を備えたコミュニティセンターを整備する計画となりました。地域住民の民生安定を図るため、既存の僻地福祉館にかわる施設として整備するものでありますが、このたび防衛省の基地周辺整備事業の民生安定対策事業として採択されたのを機に入札を執行したものであります。

入札は、さきの議案第58号、第59号と同様に、株式会社坂井建設、株式会社宗岡組、株式会社親和建設、株式会社久保建設の4社で入札執行し、株式会社坂井建設が落札し、仮契約を締結したものであります。

なお、工期としては来年28年の3月までには完成する予定で業者側と協議する予定にしております。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから質疑を行います。

○2番（今井宏毅君）

こちらについても落札率、まず1点。

それから、当初からの設計単価が、設計ですか、当初の計画から大分落ちております。1億3,900万円、当初1億7,000万円、それからうわさで約1億8,000万円というようなことで、1億3,975万2,000円ということになっておりますけれども、これは防衛省の内訳と、それから当然これは地元負担に係るから聞くわけですが、防衛省からの補助が幾らと、あるいは町、それから地元、その辺をちょっとお知らせください。

○総務課長（榮 信一郎君）

まず、98.5です。

それと、設計のほうは、建築の本体工事と電気設備、機械設備等々が3つで工事価格となっておりますが、当初は電気設備、機械設備等についてはそれぞれの単価ということでありましたが、非常に防衛省自体の予算も厳しいというようなことで、本体工事並みの歩掛りといいましょうか、それで積算をとということ等で大分ヒアリングで電気と機械については厳しく査定されたということによって、このような額になっております。

なお、字の負担金については一通り終わりましたので、町長が先般の一般質問等の中でも、おおよそ建築費の10%ということに字をお願いをいたしたいと考えております。

○2番（今井宏毅君）

それじゃ、機械と電気とその辺は別にして、それも一応当初の計画の中には入って、あとは町が持ってくれということですね。それで、字の負担としては1,700万円が変わりはないということですか。当初のとおりということですか、単価は。じゃ、防衛省からはどのぐらいの予算がもらえるわけですか。

○総務課長（榮 信一郎君）

防衛省の補助金は約2,700万円です。

○2番（今井宏毅君）

そのような中で、我々田皆が一同喜んでおりますので、ぜひ、いい監督をして、いい工事をさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（今井吉男君）

ほかにございませんか。

○5番（森山 進君）

3つの工事の契約があったわけですが、ここの中で1つだけちょっとお尋ねしたいなと思っております。

この設計です。3つの工事請負がありまして、設計の部分が地元業者の皆さんが

3件とも設計をされたのか。その辺ちょっとお尋ねをしたいなと思ひまして。

○総務課長（榮 信一郎君）

田皆のコミュニティセンターについては、島外の鹿児島市内に本店といひましようか、店舗といひましようか、建築事務所も構えている業者です。

○学校教育課参事（平山盛文君）

学校教育課関係で、田皆中学校のほうは鹿児島市内の建築事務所です。それと住吉小に関しては、耐震補強計画でしたので、地元の設計事務所が計画しております。以上です。

○5番（森山 進君）

私としては、なるべくこういう設計が地元の業者ができるものであれば、地元の業者で設計させたほうがいいかなと思ったりするんです。結構いろんな、知名小学校、知名中学校もしたときに、島外の業者が受けまして、話を聞けば、材料も決まってしまうとかいう話を聞きましたので、地元の業者が設計できるものであれば、地元の業者になるべく設計はお願いしたいなと思ひています。その辺できるものであればそのようにしてください。

○議長（今井吉男君）

よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（今井吉男君）

要請で。

じゃ、進めます。

ほか。

○3番（名間武忠君）

先ほど、補助金が2,700万円という数字が出ましたが、これは定額なのか、あるいは定率なのか、それで、補助基本額は幾らなのか。

○総務課長（榮 信一郎君）

定額ということで、補助率等々が防衛省の事業に云々ありますが、非常に防衛省の九州管内の予算も厳しいというようなことと等で、予算の範囲内というようなことと等で、定額といひか、このような低い率にはなっておりますが、防衛省のほうでも本町の整備に少しでもといひか、執行残といひましようか、ここに該当する補助金を集約して本町につけていただいたといひか、担当から聞いております。

○3番（名間武忠君）

厳しい状況といひか、補助金がつくといひかは大変ありがたいとは

思っております。

一般質問でも申し上げましたが、2回目の集会施設の整備に当たりまして、従来いろいろな補助事業でできてきておりますが、今後も含めて、先ほどから聞きますと、この補助率は大変低い数値だという思いがいたしております。これから、あと計画されるところの集会施設等については、いろいろな補助事業をぜひ検討していただきたいなど。これは要請しておきます。

○議長（今井吉男君）

要請ですね。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第60号、工事請負契約の締結について（田皆コミュニティセンター建設工事）を採決します。

本案は可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第60号、工事請負契約の締結について（田皆コミュニティセンター建設工事）は、可決されました。

△日程第6 同意第4号 知名町教育委員会教育長の任命に付き同意を求めることについて（豊島実文）

○議長（今井吉男君）

日程第6、同意第4号、知名町教育委員会教育長の任命に付き同意を求める件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました同意第4号は、知名町教育委員会教育長の任命につき同意を求めるものであります。

このことについては、豊島実文氏が平成27年9月30日をもって任期満了とな

るため、今回、豊島実文氏を知名町教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

豊島氏については、議案に添付の経歴書にもありますとおり、長い間、教育現場を経験し、そして管理職として学校経営で活躍され、平成23年10月から本町の教育委員、そして教育長として本町の教育行政のかなめとしてご尽力を賜っているところであります。こうしたこれまでの経験を改めて今後も生かしていただきたく、そのことにより本町の教育全般で活躍していただけるものと期待し、今回の任命の同意を求めるものであります。

なお、ご承知のことかと思いますが、昨年の教育行政の組織に関する制度改正で、従来は教育委員として任命し、教育委員の中で互選で教育長に選任されておりましたが、去る4月からは新しい制度による市町村の教育長の選任手続ということになっていますので、今回は教育長として任命すべく、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで質疑を終わります。

これから同意第4号、知名町教育委員会教育長の任命に付き同意を求める件を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（今井吉男君）

ただいまの出席議員数は11名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に東善一郎君及び西田治利君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（今井吉男君）

念のため申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載してください。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなします。投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（今井吉男君）

異常なしと認めます。
ただいまから投票を行います。
事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（迫田昭三君）

〔点呼・投票〕

○議長（今井吉男君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

投票漏れなしと認めます。
投票を終わります。
開票を行います。
東善一郎君及び西田治利君、立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（今井吉男君）

開票の結果を報告します。
投票総数11票、有効投票11票、無効投票ゼロ票です。
有効投票のうち、賛成11票、反対ゼロ票。
以上のおり賛成が多数です。

したがって、同意第4号、知名町教育委員会教育長の任命に付き同意を求める件は、同意されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

△日程第7 同意第5号 知名町教育委員会委員の任命に付き同意を
求めることについて（富田克彦）

○議長（今井吉男君）

日程第7、同意第5号、知名町教育委員会委員の任命に付き同意を求める件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました同意第5号は、知名町教育委員会委員の任命につき同意を求めるものであります。

このことについては、富田克彦氏が平成27年9月30日をもって任期満了となるため、今回、富田克彦氏を知名町教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

富田氏については、議案に添付の経歴書にもありますように、長い間、教育現場を経験し、そして管理職として学校経営で活躍され、平成23年10月には本町の教育委員に選任され、現在は教育委員会委員長としてご尽力を賜っております。こうした経験を踏まえ、今回改めて教育委員として本町の教育振興に努めていただきたく、再任のため議会の同意を求めるものであります。

なお、法律上、ご存じかと思いますが、さきの同意の教育長については、任期は3年、教育委員については4年というように定めておりますので、教育委員については4年ということをご理解ください。

以上、よろしくご審議の上、同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで質疑を終わります。

これから同意第5号、知名町教育委員会委員の任命に付き同意を求める件を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（今井吉男君）

ただいまの出席議員数は11名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に奥山直武君及び福井源乃介君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（今井吉男君）

念のため申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載してください。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（今井吉男君）

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（迫田昭三君）

〔点呼・投票〕

○議長（今井吉男君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

奥山直武君及び福井源乃介君、立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（今井吉男君）

開票の結果を報告します。

投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、賛成 11 票、反対ゼロ票。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第 5 号、知名町教育委員会委員の任命に付き同意を求める件は、同意されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

△日程第 8 同意第 6 号 知名町固定資産評価審査委員会委員の選任に付き同意を求めることについて（今榮義典）

○議長（今井吉男君）

日程第 8、同意第 6 号、知名町固定資産評価委員の選任に付き同意を求める件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました同意第 6 号は、知名町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めるものであります。

知名町固定資産評価審査委員会委員、今榮義典氏が平成 27 年 9 月 30 日をもって任期が満了するので、地方税法第 423 条の規定により、今榮義典氏の選任について議会の同意を求めるものであります。

固定資産評価審査委員会とは、ご承知かと思いますが、固定資産課税台帳に登録、評価された評価額について、不服がある場合に、固定資産評価審査委員会に審査を申し出ることができます。その不服に関して審査し、その可否を決定する委員会であります。このように、委員会の重要性に鑑み、改めて今榮氏を再任することが最適任と判断し、その任命に当たって議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

採決します。

この採決は起立によって行います。

同意第6号に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今井吉男君）

起立多数です。

したがって、同意第6号、知名町固定資産評価委員の選任に付き同意を求める件は、同意することに決定しました。

しばらくお待ちください。

休 憩 午前10時59分

再 開 午前11時02分

○議長（今井吉男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第9 決定第5号 閉会中の継続調査の件について

○議長（今井吉男君）

日程第9、閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付の本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成27年第3回知名町議会定例会を閉会します。

ご起立ください。

ご苦労さまでした。

閉 会 午前11時04分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

知名町議会議長 今井 吉男

知名町議会議員 平 秀徳

知名町議会議員 松元 道芳